

官報

號外

大正十三年七月十三日

日曜日

印刷局

○第四十九回衆議院議事速記第十號

帝國議會

大正十三年七月十二日(土曜日)午後一時十六分開議

議事日程 第九號

大正十三年七月十二日

午後一時開議

第一 議員田淵豐吉君懲罰事犯ノ件

第二 復興貯蓄債券法案(政府提出)

第三 借地借家臨時處理法案(政府提出)

第四 借地借家調停法中改正法律案

(政府提出)

第五 高等諸學校震災復舊諸費ニ屬スル豫算ノ施行ニ關スル法律案(政府提出)

第六 大正十一年度第一豫備金

第七 大正十一年度特別會計第一

第八 非常徵發令廢止ニ關スル法律案

(政府提出、貴族院送付)

第九 大正十二年條約第二號海軍軍備制限ニ關スル條約ノ實施ニ關スル法律案(政府提出、貴族院送付)

第十 衆議院議員選舉法中改正法律案(西岡竹次郎君外一名提出) 第一讀會

第十一 議院法中改正法律案(武藤山治君提出) 第一讀會

第十二 所得稅法中改正法律案(菊池謙二郎君提出) 第一讀會

第十三 農村振興ニ關スル建議案(床次竹二郎君外十七名提出) 第一讀會

第十四 農村振興ニ關スル建議案(東武君外十六名提出) 第一讀會

第十五 部落有林野統一緩和ニ關スル建議案(土井樞大君提出) 第一讀會

第十六 小麥及小麥粉輸入稅率引上ニ關スル建議案(土井樞大君提出) 第一讀會

第十七 國有林野所在府縣市町村ニ對シ交付金下付ニ關スル建議案(八田宗吉君外二名提出) 第一讀會

第十八 飛行事業擴張ニ關スル建議案(長岡外史君提出) 第一讀會

第十九 澁川長野原間鐵道速成ニ關スル建議案(木村三郎君提出) 第一讀會

第二十 遠信鐵道速成ニ關スル建議案(樋口秀雄君外三名提出) 第一讀會

第二十一 遠信鐵道速成ニ關スル建議案(倉元要一君外二名提出) 第一讀會

第二十二 金雞納草年金增額ニ關スル建議案(熊谷直太君外三名提出) 第一讀會

第二十三 用排水幹線改良事業費國庫補助ニ關スル建議案(加藤知正君外七名提出) 第一讀會

第二十四 義務教育費國庫負擔增額ニ關スル建議案(元田肇君外十六名提出) 第一讀會

第二十五 水產助成ニ關スル建議案(元田肇君外十六名提出) 第一讀會

第二十六 府縣稅戶數割規則改正ニ關スル建議案(藤田胸太郎君提出) 第一讀會

第二十七 花卷金石間鐵道開通ニ關スル建議案(志賀和多利君外一名提出) 第一讀會

第二十八 大阪和歌山間鐵道敷設ニ關スル建議案(山口義一君外一名提出) 第一讀會

第二十九 地震研究ノ特殊機關設立ニ關スル建議案(田中善立君外四名提出) 第一讀會

第三十 (特別報告第二號)元青島守備軍民政部鐵道部所屬文官待遇者ニ恩給付與ノ請願外一件 (委員長報告)

第三十一 (特別報告第三號)恩給法中改正ノ請願 (委員長報告)

第三十二 (特別報告第四號)元屯田兵豫備役服務期間ヲ恩給年限ニ通算ノ請願外一件 (委員長報告)

第三十三 (特別報告第五號)國有地寺院境内無償下戻ノ請願外一件 (委員長報告)

第三十四 (特別報告第六號)德島縣兵庫縣ニ於ケル賠償償ニ關スル請願外一件 (委員長報告)

第三十五 (特別報告第七號)秋津開港ノ請願 (委員長報告)

第三十六 (特別報告第八號)農家救済ノ請願 (委員長報告)

第三十七 (特別報告第九號)萬國貨幣法統一ノ請願 (委員長報告)

第三十八 (特別報告第一〇號)大山祇神社昇格ノ請願 (委員長報告)

第三十九 (特別報告第一一號)點字投票有效ノ請願外五件 (委員長報告)

第四十 (特別報告第一二號)天皇陛下ノ御肖像並勳語ノ新聞雜誌掲載方及之カ奉拜方法ニ關スル取締ノ請願 (委員長報告)

第四十一 (特別報告第一三號)天皇陛下御肖像奉揚取締ノ請願 (委員長報告)

第四十二 (特別報告第一四號)國際銀公司ニ對シ監視廳ノ爲シタル行政處分取消ノ請願 (委員長報告)

第四十三 (特別報告第一五號)鶴見川改修費國庫補助ノ請願 (委員長報告)

第四十四 (特別報告第一六號)元屯田兵候補兵自馬手當支給ノ請願 (委員長報告)

第四十五 (特別報告第一七號)陸軍簡閱點呼參會者ニ旅費手當支給ノ請願 (委員長報告)

第四十六 (特別報告第一八號)滋賀縣滋賀郡ニ陸軍廢舍建設ノ請願 (委員長報告)

第四十七 (特別報告第一九號)敦賀町北津內區ニ無集配郵便局設置ノ請願 (委員長報告)

第四十八 (特別報告第二〇號)新宮局特設電話通話區域擴張ノ請願 (委員長報告)

第四十九 (特別報告第二一號)香川縣三豐郡麻村ニ郵便局設置ノ請願 (委員長報告)

第五十 (特別報告第二二號)網干驛前郵便局ニ集配事務開始並特設電話增設ノ請願 (委員長報告)

第五十一 (特別報告第二三號)神田村ニ三等郵便局設置ノ請願 (委員長報告)

第五十二 (特別報告第二四號)金橋村ニ三等郵便局設置ノ請願 (委員長報告)

御肖像並勳語ノ新聞雜誌掲載方及之カ奉拜方法ニ關スル取締ノ請願

天皇陛下御肖像奉揚取締ノ請願

國際銀公司ニ對シ監視廳ノ爲シタル行政處分取消ノ請願

鶴見川改修費國庫補助ノ請願

元屯田兵候補兵自馬手當支給ノ請願

陸軍簡閱點呼參會者ニ旅費手當支給ノ請願

滋賀縣滋賀郡ニ陸軍廢舍建設ノ請願

敦賀町北津內區ニ無集配郵便局設置ノ請願

新宮局特設電話通話區域擴張ノ請願

香川縣三豐郡麻村ニ郵便局設置ノ請願

網干驛前郵便局ニ集配事務開始並特設電話增設ノ請願

神田村ニ三等郵便局設置ノ請願

金橋村ニ三等郵便局設置ノ請願

第五十三 (特別報告第二五號)三重縣
南北半葉郡沿岸ニ航路標識設置ノ請願
(委員長報告)

第五十四 (特別報告第二六號)北海道
千歳郡千歳村字「ママナ」ニ航空場設
置ノ請願
(委員長報告)

第五十五 (特別報告第二七號)減食罰
廢止ノ請願
(委員長報告)

第五十六 (特別報告第二八號)宗教法
制定調査設置ニ關スル請願外一件
(委員長報告)

第五十七 (特別報告第二九號)實業補
習教育ヲ義務制ト爲スノ請願
(委員長報告)

第五十八 (特別報告第三〇號)特別保
護建造物修理費補助ノ請願
(委員長報告)

第五十九 (特別報告第三一號)磯部、
小諸間(碓氷迂回線)鐵道敷設速成ノ
請願
(委員長報告)

第六十 (特別報告第三二號)德佐、大
井間鐵道敷設ノ請願
(委員長報告)

第六十一 (特別報告第三三號)萩、小
郡間鐵道敷設ノ請願
(委員長報告)

第六十二 (特別報告第三四號)益田、
萩間並正明市、瀧部間鐵道敷設ノ請
願
(委員長報告)

第六十三 (特別報告第三五號)柳津、
野澤間鐵道敷設ノ請願
(委員長報告)

第六十四 (特別報告第三六號)宇都
宮、岩瀬間鐵道敷設ノ請願
(委員長報告)

議長(粕谷義三君) 諸般ノ報告ヲ致サセ
マス

(書記官朗讀)
一議員ヨリ提出セラレタル議案左ノ如シ

尾道開港場指定ニ關スル建議案
提出者 嶋居 哲君

江戶崎間鐵道敷設ニ關スル建議案
提出者 來栖 七郎君

佐賀江戶崎間鐵道敷設ニ關スル建議案
提出者 來栖 七郎君

土浦江戶崎間鐵道速成ニ關スル建議案
提出者 來栖 七郎君

利根川架橋ニ關スル建議案
提出者 來栖 七郎君

東京帝國大學農學部實科ニ關スル建議案
提出者 岡田 溫君

中村 清造君
神村 吉郎君
社會政策ニ關スル建議案
提出者 山本 芳治君

日露國交ノ恢復並損害ノ救済企業貿易速
進ニ關スル建議案
提出者 一柳仲次郎君

澤田 利吉君
川崎 克君
永井柳太郎君
越美線速成ニ關スル建議案
提出者 山田 道兄君

水産養殖業者ニ對スル營業稅免除ニ關ス
ル建議案
提出者 山本 勝次君

畜産業助成ニ關スル建議案
提出者 山本 勝次君

決議案(替澤田等ノ輸入稅ニ關スル法律
案ニ關スル件)
提出者 山本 勝次君

一議員ヨリ提出セラレタル質問主意書左ノ
如シ
國民思想善導ノ根本策ニ關スル質問主意
書
提出者 高井 商二君

(左ノ報告ハ朗讀ヲ經サルモ參照ノ爲
茲ニ掲載ス)
一昨十一日議長ニ於テ選定シタル委員左ノ
如シ
藥品營業並藥取規則第四十六條第一

項ノ適用ニ關スル法律案
小西 和石
小野 寅吉君
宜保 成晴君
青木 精一君
秋田 清君
下元鹿之助君
廣瀬 德藏君
井口延次郎君
三善 清之君
浦山助太郎君
砂田 重政君

議長(粕谷義三君) 是ヨリ會議ヲ開キマ
ス、去スル五日ノ本會議ニ於キマシテ、議
長ニ御一任ニナリマシタ、故松方公爵ヘノ
弔詞ハ、去ル八日議長自ラ公爵邸ヘ持參致
シマシテ、靈前ヘ差上デマシテゴザイマス、
是ハ特ニ御報告申上グベキデアリマシタ
ガ、今日茲ニ朗讀ヲ致サセマス
(原田書記官朗讀)
衆議院ハ屢、輔弼ノ重任ニ膺リ殊ニ財政
ニ貢獻セラレタル國家ノ元勳從一位大勳
位公爵松方正義君ノ薨去ヲ哀悼シ茲ニ恭
ク弔詞ヲ呈ス

○作間耕逸君 議事日程ノ順序ヲ變更シ、
日程第一、議員田淵豐吉君懲罰事犯ノ件ハ
一時後廻シト爲シ、後刻上程セラレンコト
ヲ望ミマス
(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○議長(粕谷義三君) 作間耕逸君ノ動議ニ
御異議アリマセスカ
(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○議長(粕谷義三君) 異議ナシト認メマ
ス、仍テ動議ノ如ク決シマス、日程第二、復
興貯蓄債券法案ノ第一讀會ノ續ヲ開キ、委員
長ノ報告ヲ求メマス、委員長竹内友治郎君

第二 復興貯蓄債券法案(政府提出)
第一讀會ノ續(委員長報告)

報告書
一復興貯蓄債券法案(政府提出)
右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致
候此段及報告候也
大正十三年七月十一日

復興貯蓄債券法案委員長
竹内友治郎

衆議院議長粕谷義三君
(竹内友治郎君登壇、拍手)

○竹内友治郎君 復興貯蓄債券法案ノ特別
委員會ノ經過ヲ御報告致シマス、復興貯蓄
債券法案ハ、政府ノ政策ノ一端タル貯蓄獎
勵ト云フコトノ目的ノ下ニ、向フ五箇年ヲ
限、二億圓ノ實收入ヲ得ル目的ヲ以テ發
行シタイト云フコトガ趣意デゴザイマス、
之ニ對シマシテ種々質問應答ヲ重ネマシタ
結果、委員會ハ大體ニ於テ可決スヘキモノ
ナリト認メタノデゴザイマスガ、唯、債券
發行ノ爲ニ、或ハ地方農村ノ金融ヲ阻害ス
ルコトガナイトモ限ラナイ、又地方ノ産業
振興ノ爲ニ、此債券ニ依リテ集メタモノヲ、
適當ナル程度ニ於テ必ズ融通スルコトモ必
要デアルト認ムル、此二ツノ點ヲ是非條件
トシテ置キタイト云フコトガ一點、今一ツ
ハ豫テ問題ニナッテ居リマス預金部制度ヲ
改善スルコト云フコトガ、斯ウ云フ新シイ仕
事ヲスル場合ニ當テ殊ニ必要ヲ感ズルノ
デアルカラ、其點モ條件ヲ附シテ置キタ
イ、斯ウ云フ二ツノ趣意ニ依リマシテ、條
件附ヲ以テ可決致シマシタノデゴザイマ
ス、其條件ヲ茲ニ朗讀致シマス「復興貯蓄
債券ノ募集ニ當ツテハ農村金融ヲ阻害セザ
ルヤウ細心ノ注意ヲ加フルト共ニ地方産業
振興ノ爲メ其資金ノ内ヨリ必ズ半額ヲ融通
セラレム事ヲ望ム」ト云フコトガ第一、第
二ニハ「政府ハ本案ノ實施ニ當リ速カニ預
金部制度ノ改正ヲ行フヘシ」此二ツノ條件
ヲ附シマシテ委員會ハ可決スルコトニ決シ
タノデゴザイマス、此段御報告致シマス
(拍手)

○議長(粕谷義三君) 質疑ノ通告ガアリマ
ス、(東武君登壇)

○東武君 極ク簡單デアリマスガ、大藏大
臣ニ質問致シテ見タイト考ヘル、ソレハ只
今上程ニナリマシタ復興債券ノ募集ニ際シ
マシテ、二億圓ヲ小額債券トシテ募集ス
ルコトデアリマスガ、只今委員長ノ報告ニ
依リマシテ、二ツノ希望條件ヲ附シテ報告

ヲ承テノデアリマス、第一ハ此復興債券
トシテ募集スルニ對シテハ、成ベク都下ノ
中流階級ノ餘レル所ノ資本ヲ吸收スルガ第
一ノ目的デアリ、斯様ナ趣意ニ依テ成案
ニナツタモノデアリマスガ、此趣意ニ對シ
テ若シ此債券ヲ募集スル際ニ於テ、之ヲ各
地方ヘマデ及ボスト云フコトニナレバ、此
地方ハ金融ガサナキダニ逼迫ヲ致シ、又地
方ガヨリ以上ニ金融ノ圓滑ヲ缺ク場合ニ、
中央都市ニ地方産業資金ヲ吸收サレコト
ハ、甚ダ國家ノ爲ニ喜ブ現象デナイト云フ
理由ガ一ツ、モウ一ツハ成ベク募集シタ所
ノ金額ハ、二分ノ一ハ必ズ地方産業資金ニ
流用スルコトニ願ヒタイ、二ツノ希望條
件ヲ決議サレテ居ルノデアリマスガ、之ニ
對シテ政府當局者ノ御考ヲ承テ置キタイ
ノハ、資金ヲ吸收スル上云フコトハ、是ハ都
下ノ餘レル中流以下ノ資金ヲ目的トスル
デアリマスケレドモ、地方的ニ矢張各知事
或ハ郡長等ニ命ジテ、サウシテ債券募集
スルコトニナレバ、地方ノ銀行、地方ノ總
テノ方面ニ於テ政府ノ信用ニ依テ出ス債
券デアリマスカラ、必ズ地方カラモ多額ノ
應募者ガアルコトハ、是ハ申スマデモナイ
事デアリガ、其點ニ付テ政府當局者ガ之ヲ
募集スル際ニ付テハ成ベク地方ノ資金ヲ吸
收シナイデ餘タ所ノ都下ノ資澤スル或ハ
労働者ノ非常ナ資澤スルヤウナ金ヲ以テ目
的トシテ居ルノデアリカラ、其方針ニ副
ヤウニ御考ヲ願ヒタイト云フ希望デアリマ
ス、次ノ二分ノ一ヲ必ズ地方産業資金ニ融
通シテ貰ヒタイト云フ希望デアリマスガ、
大藏大臣ハ此點ニ付テ、委員會ニ於テモ此
事ハ既ニ聲明サレテ居ルト承テ居ルノ
デアリマス、若シ果シテ然リトスルナラ
バ、農村振興ノ聲ノ叫ビノ非常ニヤカマシ
イ今日ニ於キマシテ、此小額債券ヲ募集シ
タ金ヲ、半額以上地方産業資金ニ融通ガ出
來ルト云フコトニナツタナラバ、是ハ農村振
興ノ一端トシテ洵ニ喜ブベキ事デアリ、又斯
クアリタイト云フコトハ、本院一同ノ切實ナ
ル希望デアルト考ヘテ居リマスガ、大藏大
臣ノ此點ニ付テノ所信ヲ、若シ委員會ニ

明言シタ通りデアッタナラバ、此本會議ニ
於キマシテ、必ズ二分ノ一ハ此地方産業資金
ノ爲ニ融通スルモノデアルト云フコトノ御
聲明ヲ得タイト思フノデアリマス、此二ツ
ノ希望條件ニ付キマシテ、大藏大臣ノ御聲
明ヲ承リタイト考ヘテ質問ヲ致シタ次第デ
アリマス（拍手）
○議長（粕谷義三君） 濱口大藏大臣
（國務大臣濱口雄幸君登壇）
○國務大臣（濱口雄幸君） 只今ノ東君ノ御
質問、第一ハ復興貯蓄債券ノ募集ニ關スル
コト、第二ハ募集ニ依テ得タル收入金ノ
使ヒ方ニ關スルコト、此二箇條デアリマシ
タガ、第一ノ募集ニ付テハ、抑此債券ノ
發行ヲ計畫致シマシタ最初ノ動機ハ、帝都
復興並ニ震災復興ノ事業ノ進捗ニ伴ヒマシ
テ、本年度カラ大正十七年度迄五箇年ノ間
ニ、十二億圓以上ノ金ガ帝都復興並ニ復興
ノ爲ニ撒布サレルノデアリマス、其撒布サ
レマシタ金ヲ引上ゲズニ、其儘ニ致シテ置
キマスト云フト、是ガ物價ノ騰貴ヲ促シ、
又労働階級ノ風儀ヲ惡クスル、ソレ故ニ斯
ノ如ク民間ニ撒布サレタ所ノ巨額ノ資金
ハ、相當ノ方法ニ依リ之ヲ引上ゲテ、再ビ
之ヲ復興並ニ地方産業ノ振興ノ資金ニ充テ
タイト云フノガ、此法案ヲ立テマシタ大體
ノ趣意デアリマス、隨テ此募集ニ當リテハ
主トシテ中央ニ重キヲ置キマスケレドモ、
然ラバ中央ノミカラ募集致シマシテ、汎ク
全國ニ及テハ絕對ニ募集ヲシナイカト云
フト、サウ云フコトニハ參ラヌト思ヒマ
ス、汎ク全國ニ及テ募集ハ致シマスルガ、
其主タル目的ハ是ハ中央デアリマス、而シ
テ地方ニ向テ募集スル場合ニ於テモ、只
今東君ガ舉ゲラレマシタ如ク、疲弊ヲ致シ
テ居ル所ノ地方ニ向テ、強テ之ヲ募集ス
ルト云フガ如キ無理ナ遺方ハ政府ハ決シテ
採ラナイ積リデアリマス、此點ハ御安心ヲ
願ヒタイト思ヒマス、第二ノ此債券ノ收入
金ノ使方ニ付テハ、最初ニ提案ノ趣旨説明
ノ際ニモ申上ゲマシタ通り、一ニハ帝都ノ
經濟ノ復興ノ爲ニ、今一ニハ地方産業振興
ノ爲デアリマスガ故ニ、丁度算盤デ割リ

マシテ、半額ニ正確ニ當ルヤ否ヤト云フコ
トハ保證ハ出來マスケレドモ、大體ニ於
テ約半額ハ必ズ之ヲ地方産業ノ振興ニ充テ
ルト云フコトハ、政府ハ最初カラ考ヘテ居
リマス（拍手起ル）
○議長（粕谷義三君） 是ヨリ討論ニ入リマ
ス、通告順ニ依テ其發言ヲ許シマス、八
木逸郎君、
（八木逸郎君登壇、拍手起ル）
○八木逸郎君 昨ハ遺憾ナガラ本案ニ對シ
テ否決ヲ望ム一人ガアリマス、加藤首相ガ
本會ニ於キマシテ、施政方針ヲ述ベラレタ
御演説ノ中ニ、斯様ナコトヲ申サレテ居リ
マス「綱紀ノ紊亂、風教ノ弛廢ハ當今病弊ノ
最モ大ナルモノデアリマシテ、之ガ矯正ハ
庶政更張ノ第一義デアリマス」吾々モ時弊
ノ的ヲ狙ハレタ此首相ノ言ニ敬服致シテ居
ル次第デアリマス、更ニ又首相始メ閣僚諸
公ガ、本會又ハ委員會ニ於テ屢々勸告力行ヲ
説カレ、官民一致シテ今日ノ時弊ヲ救済ス
ルコトヲ述ベラレタコトヲ拜聴シテ居リマ
シテ、如何ニ現時ノ時態ニ適切ニ感ゼラレ
テ居ルコトヲ敬服シテ居ル一人デアリマス、
昨日我ガ敬服致シテ居リマスル大口君ガ、
此點ニ向テ頗ル御切論ヲ爲サレマシテ、大
ニ感服シテ居ルノデアリマス、終ニ特ニ閣
僚諸公ハ躬自ラ其範ヲ示シテ以テ、國民ニ
臨マレンコトヲ望ムト云フコトヲ切言サレ
テ居リマスガ、今日ノ場合斯クアルベキ事
ヲ大口君ト同様ニ、大ニ善イ事ヲ言ハレタ
ト感ジテ居ルノデアリマス、同時ニ又政府
ノ施設經營ガ若シモ此施設方針、此聲明ニ
反スル嫌アリモノ、副ハザルノ嫌アリモノ
ハ、今日ノ場合特ニ之ヲ避ケテ以テ、之ニ
副ハザルヤウナ疑ヲ國民ニ抱カシメルコト
ヲ避ケナケレバナラヌト思フノデアリマス、
私此法案ヲ精査致シマシタ所ガ、其趣意ハ頗
ル賛成ヲ致シテ居リマス、下層ノ人々ノ零
碎ノ資金ヲ得、之ヲ國家有用ニ供スル、而
シテ又其應ジタル者ニ向テ吝リヲ戒メ、勤
儉力行ヲセシメ、貯蓄心ヲ獎勵スルト云フ
コトハ、何ト致シテモ非難スベキ點ノナイ
趣意デアリマス、併ナガラ吾々之ヲ爲ス方

法トシテハ、頗ル此御聲明ニ副ハナイ事ヲ
見出スノデアリマス十圓ノ債券ガ二十年
ノ間ニ償還ヲ受ケテ、其償還ニ當リタ者ハ、
一番大キナモノハ此五百圓ノ五千圓ヲ得ル
ノデアリマス、元金ニ利子ヲ附ケテ五千圓
ト云フモノヲ添ヘラレルノデアリマス、更
ニ或ハ二千圓、或ハ千圓、又ハ何百圓ナド、
云フモノヲ添ヘラレルノデアリマス、此事柄
ハ勤儉力行、剛健實質ノ氣風ヲ養フ、此事
ニ果シテ副フ事デアリマセウカ、綱紀、風紀
ヲ維持伸張シナケレバナラヌ此御聲明ニ副
フ事デアリマセウカ（拍手起ル）私ハ之ニ向
テ疑ナキ能ハザル者デアリマス、大藏大臣
ハ啓澤品輸入稅ノ討論ノ際ニ於テ、其内容
ハ免ニ角、啓澤品輸入、此文ヲ出スダケデ
モ強烈ナル刺激ヲ國民ニ與フルモノゾト言
ハレテ居リマス、私ハ大藏大臣ノ自信ノ強
キニ感ジテ居リマスガ、若シモ此筆法ヲ以
テ之ヲ論ズルナラバ、十圓ノ債券五千圓ヲ
得ルノデアリ、之ヲ政府ガ爲スノデアリ、
此宣傳ガ國民ニ行渡リマシタナラバ、如何
ナル強烈ナル刺激ヲ與ヘルノデアリマセウ
カ（拍手起ル）如何ニ國民ノ氣風ヲ弛緩シ、
如何ニ國民ヲ投機ニ走ラセ、如何ニ國民ヲ
射倖ニ導クデアリマセウカ（拍手起ル）私ハ
此一點ガ即チ本案ヲ否決スル大ナル理由デ
アルノデアリマス、政友會ノ木暮君ハ、此
點ニ向テ質問ヲ委員會デサレテ居リマス、
何トシテモ是ハ射倖ヲ誘フ故ニ、成ベク此富
籤、花籤、割増金ト稱ヘル花籤ヲ出來能フ
ダケ小額ニスル御考ハナイカ、斯ウ云フコ
トヲ大藏大臣ハ聽カレテ居ルノデアリマス、
大藏大臣ノ答ニ曰ク、自分モ亦射倖ヲ挑發
スルコトヲ認ム、物ニハ一利一害ガアル
カラシテ、種々ナル點ヲ考察シテ今日ハ
宜イトシテ出シタノデアリ、斯様ニ答ヘラ
レテ居リマス、或ハサウデアリマセウ、私
ハ之ニ對シテ何シタノデアリマス、郵便貯金
ハ毎年増額ヲ致シテ居ルノデアリマス、而
シテ現在ニ於テ此數年間ハ郵便貯蓄ニ付テ、
政府ハ餘リ獎勵ハ致シテ居リマセヌ、然ル
ニ此増額ヲ來シテ居ルノデアリ、更ニ政府
ガ茲ニ宣傳ヲシ、獎勵ヲサル、ナラバ、四

千萬圓ノ金集ルコト決シテ難イ事ハナイト
思フ、大藏大臣既ニ射倖ヲ挑發スルト認メ
ラル、以上、左様ナ不純ナ分子ヲ含マレタ
ル此法案ヲ捨テ、此方法ヲ執ラ、所ノ意
思ハアリマセヌカ、其方法ヲ何故御探リニ
ナラナカッタカ、斯様ニ伺フ所ガ、大藏大
臣ハ、吾々想ハザル存外ノ御答ヲ聽イタノ
デアリマス、郵便貯金ハ當座デアル、即チ
此當座デアルト云フコトハ、長期ニ此金ヲ
借換ヘルコトハ困難デアルト銀行家言フ
ヤウナ言葉デアルト思フ、私ハ之ニ向テハ
反問シナカッタ、今日ノ郵便貯金、十一億萬
ノ即チ當座カラ集メタ所ノ郵便貯金ガ悉ク
長期ニ貸サレタル、而シテ少シモ不安ハ
ナイノデアリマス(拍手)更ニ又預金制度内
ニ於テ此金ヲ支出スル方法ガ色々ニナッテ
居ルカラ、此法案ノ目的即チ半分ハ復興ニ
用キル、興業銀行ヲ通ジテ復興ニ用キル、半
額ハ勸業銀行、農工銀行ヲ通ジテ、サウシ
テ地方ノ産業ニ資スルト云フコトニ、的確
ニ當ヘラナイヤウナ御答ガアッタノデアリ
マス、私更ニ反問ヲ致シマシタ、當座ノ事
ハ言ハナイ、又反問スルノ價值ガ無い、併
ナガラ預金制度ノ内輪ノ法律デモナク、勅
令デモナイ、極メ方ニ於テ此目的ノ二ツニ
四千萬圓ヲ使フコト云フコトガ出來惡イ爲
ニ、斯ノ如キ不純分子ヲ入レテ法案ヲ御出
シニナッテノデアリマス、斯様ニ伺フタ
デアリマスガ、大藏大臣ハ他ヲ言ウテ何モ
仰セラレナカッタノデアリマス、郵便貯金ハ
御承知ノ通り明治四十一年デアリマシタカ、
桂内閣ノ時分ニ僅ニ獎勵費ヲ三萬圓要求サ
レタ場合ハ八千萬圓位デアリマシタガ、現
在ハ殆ド十二億ニ達シテ居リマス、此九年、
十年ノ間ニ約平均一億圓増シテ居ル
ノデアリマス、此増シテ居リマス郵便貯金
ニ向テ獎勵ヲシテ、而シテ三千万、四千万、
五千万ヲ増サシメル如キハ、政府ノ力ニ於
テ此日本全國ノ郵便局ニ一號令ヲ下シタナ
ラバ、容易ナ事ト、思フノデアリマス、
唯、ソレ預金部ニ於テ左様ナ困難——大
藏大臣ガ堪ヘラレル困難ノ爲ニ、勝手ニ
此法律ヲ出シタト云フコトハ、殆ド私ハ大

藏大臣トシテノ答辯ニナラナイト思フ、我
ガ同僚ノ吉植君カラ大蔵學ヲ卒業シタト稱
セラレタ大藏大臣ニ向テ、私ハ疑ナキ能
ハズデアリマス、而シテ政府ハ又申シマ
ス、郵便貯金ハ四分八厘デアル、四分八厘
ノ郵便貯金ニ於テ毎年四千萬圓ヨリ、ヨリ
多クノ増加ヲ求ムルコトハ頗ル困難ヲ感ズ
ル、何ゾ知ラン此法案ハ四分デアリマス、
四分八厘ノ郵便貯金ノ方ガ多イノデアリマ
ス、唯、花籃、即チ割増ニ於テ一分五厘増
スノデアリマス、此割増金ニ當テ者
コソ或ハ五割、十割ヲ得ラレル者モアラウ、
併ナガラエライ多數ノ人ハ二十年後ニ於テ
此四朱ニ複利シタ四朱二厘、一厘、二厘位
デ甘ジナケレバナラヌ、即チ郵便貯金ノ預
金ヨリハ甚ダ少イコトニ相成ルノデアリマ
ス(拍手)若シ政府ガ此事ヲ出シテ、而シテ
日夜營々トシテ稼イダ郵便貯金ヲ引出シテ
此債券ニ應ズル、當ルナラバ一時ノ成金ト
シテ其結果ハ知ルベシデアリマス、若シ當
ラヌモノデアルナラバ其貯金ヲ長ク持ッテ
居ラレヌ、債券ヲ融通シテ質屋ヲ賑ハシ
「ブローカー」ノ利益ニ供スルコトニ陷ル
デアリマス、外國ニ於テモ此法案ヲ出シタ
國ハ大分デアリマス、佛蘭西、白耳義、獨逸、
奧地利、丁抹、伊太利、露西亞、是等ハヤ
テ居リマス、其結果ハ政府トシテ之
ヲヤッテ、其金ヲ擡上ダッタ云フ成功ハ致
シテ居リマス、併シ擡上ダッタ結果ハ其應ジ
タ國民ガ難儀ヲシタト云フコトハ、吾々ハ
常ニ承ッテ居ルノデアリマス、英吉利ニ於
テ此法案ガ出タ時ニ、英吉利ノ健全ナル國
民ヲ傷害スルモノデアルト云フ一言ノ下ニ
此法案ハ葬ラレタノデアリマス(拍手)亞米
利加ニ於テ軍需ノ爲ニ——軍需工業デ非常
ニ職工ニ金ガ入ル、此金ヲ吸收シテ以テ利
用スルト云フ爲ニ低額ノ軍需公債ヲ募ッテ、
多ク宣傳ヲ致シテ目的ヲ達シタコトハ、承
テ居リマス、未ダ花籃ナル提灯ヲ燈シ
テ、サウシテ之ヲ呼出シテ、事實ハ僅カナ
利息デアルガ、其一時ニ取レル投機心ヲ促
シテ集メタト云フヤウナコトハ、歐米ニ於
テハ更ニ聞イタコトハナイノデアリマス、

元來此法案ハ數十年來カラ大藏省ノ屬僚間
ニ雖サレテ居リタ案ノヤウニ聞イテ居ル、
大藏省ノ屬僚ハ其結果ハドウナラウトモ、
安イ利息デ吸收シテ、サウシテ國家ニ利用
スレバソレデ足レリト云フ觀念デアリマシ
テ、其影響ガ國民ニ及ボス、其影響ノ結果如
何ニナルカト云フコトハ御考ハナイノデア
リマス、寺内内閣ノ時ニ勝田大藏大臣ハ之
ヲ出サントシテ、政友會ハ之ヲ許スナラバ
絕對ニ反對スルト云フ一喝ノ下ニ引込メ
ラレタコトハ、政友會ノ幹部諸君ハ今尚ホ
御記憶ニナッテ居ルコト、存ジマス、聞ク
臣ガ之ヲ試ミントシタ此案ヲ、其儘ニ本政
府ガ御出シニナッテヤウニ承ハルノデアリ
マス、大藏省トシテハ安イ金利ヲ——公債
ヲ募ル時ニハ七朱以上ノ金利ヲ使ハナケレバ
公債ハ募レナイ、然ルニ四朱ト花籃ノ一朱
五厘ト寄セテ五朱五厘デ、下層ノ日々營々
働ク所ノ人民カラ安イ利ノモノヲ吸收シ、
サウシテ他ニ之ヲ利用セントスルガ如キ方
法ハ、或ル意味カラ言ウタナラバ、下層國
民ノ經濟念慮ノ無キヲ利用シテ、サウシテ
現在ノ利率ヨリ以上ニ低イ金デ取ラウトス
ル、即チ下層國民ノ法案トモ申サレルノデ
アリマス(拍手)斯様ニ致シマシテ四朱八厘
ノ郵便貯金ヲ引出シテ、之ニ應ズル、其結
果ハ知ルベシデアリマス、斯様ニシテマデ
モ一面ニ僅カ四千萬圓ノ金額ヲ吸收シタケ
レバナラヌ必要ガ何處ニ在ルノデアリマス
カ、大藏省ガ之ヲ出スノハ私敢テ答メハ致
シマセヌガ、二宮宗ノ本家トモ、本山トモ
言ハレテ居ル所ノ岡田支相ガ、我モ許シ人
モ許シテ居ル本山ノ岡田支相ガ、閣議ニ於
テ此提案ニ賛意ヲ表サレタト云フコトニ向
テ、私ハ非常ニ文相ノ爲ニ憂フル次第デア
リマス、人或ハ言ハシ、是ハ新シク出タノ
デハナイ、勸業銀行ガ之ヲヤッテ居ルノデ
ヤナイカ、ソレヲ今政府ガヤルノデアルカ
ラ、是ハ同一デヤイナカッタ云フヤウナコト
ヲ言フカモ知レヌ、然リ勸業銀行ハヤッテ居
リマス、併ナガラ今日ノ場合、而シテ首相
及閣僚ガ風紀、綱紀ノ弛廢、之ヲ防ガント

スル此場合ニ於テ、若シ勸業銀行ガヤラン
ト欲スレバ之ヲ撤回或ハ縮メル、若クハ中
止、此數年間中止セシムルノガ當然デアリマ
ス、然ルニ此勸業銀行ニ五年間之ヲスルコ
トヲ止メテ置イテ、サウシテ政府自ラ代
テ之ヲ行ハントスルハ、何事ノ行爲デアリマ
セウカ(拍手)併ナガラ私ハ此趣旨、目的、
即チ零碎ナル資金ヲ吸收スルト云フコトニ
向テハ賛意ヲ表シテ居ルガ故ニ、私ハ此
修正ヲ政府ニ問ウタノデアリマス、即チ四
朱ノ上ニ花籃一朱五厘ヲ加ヘルヨリハ、或
ハ勸業銀行ニ拂フ所ノモノヲ加ヘテ五朱五
厘、六朱トシ、割引若クハ据置ノコトニシ
テ此債券ヲ募ル御考ハナイカ、之ニ同意
シナイカト言ウタ、所ガ斷テ同意シナイ
ト云フコトデアリマシタ爲ニ、已ムヲ得ズ
茲ニ否決ノ動議ヲ提出ス所以デアリマス、
終ニ臨ンデ諸君ニ是ハ申スヨリハ報告致シ
テ置キタイノデアリマス、委員會ニ於テ三
派協調ノ下ニ、委員長ガ讀マレテ、半分ハ
地方産業ニ資スル、半分ハ興業銀行ヲ通ジ
テ復興ニ資スル、斯ウ云フ聲明ノアッタニ
拘ラズ、必ズト云フ字ヲ入レテ、必ズ地方
産業ニ半分ハ貸サナケレバナラヌト云フコ
トヲ入レテ協調シタ附帶決議ガアリマス
ト共ニ、又政友會ノ東總務ガ更ニ立ッテ此
所ニ大臣ニ聲明ヲサレタ所ノ、御念ノ入
タ事ニハ感服ヲ致シマシタガ、其場合ニ於
テ政府ガ斯様ニ言ハレタノデアリマス、此
復興ト云フノハ決シテ復興ノ復興デナイ、
日本帝國經濟ノ復興ト云フ意味デアアル、斯
様ニ申サレタノデアリマス、今又大藏大臣
ガ此所ニ立ッテ言ハレタコトハ、ソレト反
對シテ居リマス、恐ラク大藏大臣ノ言ガ本
當デアッテ、他ノ政府委員ガ見得ヲ切ラレ
タ此言葉ハ嘘デアラウト思フ、又嘘デナケ
レバナラヌノデアリマス、一年ニ四千万
圓、五年ニ二億圓、是デ帝國ノ經濟ガ復
興ガ出來レバ、吾々ハ枕ヲ高ウシテ寢ルノ
デアリマス、斯カル杜撰ナル、斯ウ云フ無
責任ナル事ヲ委員會ガ見得ヲ切ッテヤラレ
ルト云フヤウナ杜撰ナ案デアリマス、ドウカ御
否決ノ動議ヲ出スノデアリマス、ドウカ御

賛成ヲ願ヒマス

○議長(粕谷義三君) 川崎克君

(川崎克君登壇拍手)

○川崎克君 只今上程サレテ居リマス本
案ニ對シテ賛成ノ意見ヲ述ベタイト存ジマ
ス、現内閣ハ成立ノ當初ニ於キマシテ、行
政財政ノ整理ヲ爲スト云フコトヲ聲明ヲ致
シタルナラズ、大正十三年度ノ豫算ヲ協
賛スルニ當リマシテ、之ヲ實行スルニ當
リテ、一度内閣ニ於テ必ズ行政財政ノ一大緊縮ヲ
行フテ、一大消費ヲ減スル所ノ政府目ヲ政
費ヲ節減スルコトヲ申シテ居ルノデ
アリマス、サウシテ一面ニ於テハ浪費ヲ戒
メ、政費ヲ節約ヲ致シ、其結果國民ニ對シ
テハ、勤儉貯蓄ノコトヲ宣傳ヲ致シテ居
ル所ノ貯蓄債券、昨日決定セラレマシタル
ノ輸入税——關稅ノ引上、此兩案ガ姉妹税
トナシテ其政策ノ實行ヲ助ケルモノデア
ル、是ガ我ガ現下ノ經濟界ニ對シテ新シキ緊要
ヲ齎ス所ノ重大ナル使命ヲ果ス案トシテ、
私共ハ賛成ヲ致シタルデアリマス、今閣
集セラレテ所ノ此貯蓄債券ハ、固ヨリ全國
ニ亙リテ募集セラレレモノデアリマス、
レドモ、只今大藏大臣ノ説明セラレマシ
タル如ク、大正十三年ヨリ大正十七年ニ亙
リマシテ、東京市ノ復興、震災地ノ復興、復
舊費ノ爲ニ要シマスル經費十二億七千八百
萬ノ中デ、大體労働者ニ給付セラルベキ金
ハ其三分ノ一、即チ四億萬圓以上ニ上ル
デアリマス、五年ノ間ニ東京ヲ中心ト致シ
テ、此四億萬圓ノ金ガ撒布セラレテ結果ハ
労働者ニ與ヘラレル所ノ金ハ消費力ヲ以テ
居ル、消費セラルベキ運命ヲ持テ居リマ
スル金デアリマス、其結果ハ必ズ日用
品ノ騰貴ヲ誘致シ、及奢侈ヲ助長スル結果
ヲ生ムノデアリマス、此事情ニ對シマ
シテハ、爲政者トシテ特ニ深甚ノ注意ヲ拂
ハナケレバナラヌノデアリマシテ、此法案
提出ノ趣意ハ當然浪費セラルベキ是等ノ金
ヲ吸收シテ、之ヲ生産化シ、之ヲ資本化ス
ルト云フ上ニ於テ、此法案ハ一大使命ガア
ルト信ズルノデアリマス、私ハ斯様ナ意味

ニ於テ、此法案ノ精神ニ向テ賛成ヲ致ス
ノデアリマス、只今八木君ノ御話ヲ承ル
ト、第一ハ此債券ハ割増附ノ債券デア
ル、或モノニ付キマシテハ五百倍ノ割増ガ附
カラ、其結果ハ射倖心ヲ誘發スルノ憂ガ
アルト云フコトニ向テ重キ置カレテ、反
對セラレタノデアリマス、成程八木君ノ
仰シタル通り割増附ノ債券デアアルコトハ、
固ヨリ私共モ認メテ居リマス、併ナガラ此
割増附ノ債券ト云フモノハ、八木君モ此壇
上デ御述ニナリマシタ如ク、今日改メテ斯
様ナ異例ガ開カレタノデナイノデアリマ
ス、勸業銀行ニ於テハ今日マデ實際ニ之ヲ
行フテ來テ居ルノデアアル、大正九年、大正
十年、大正十一年、大正十二年、最近ノ實
例ヲ見マスト平均一年千六百八十萬圓ノ募
債額ガアルノデアリマス、此募債額ヲ爲スニ
當リマシテハ、主務大臣ノ許可ヲ得テ募債
スルノデアリマス、若シ八木君ノ仰シタル
通り是ハ射倖心ヲ誘フ爲メ弊害アルト御
認ニナルナラバ、諸君ノ支持セラレタル内
閣ハ、即チ諸君ノ支持セラレテ居タル内閣
ノ大藏大臣ガ、歷代ノ大藏大臣ガ之ニ認可
與ヘテ來ラレタ云フコトハ、其當時ニ於
テ御反對ニナルベキモノデアラウト私ハ思
フ、其時ニハ御反對ニナラズシテ、此法案
ガ政府案トシテ現レバ、之ニ對シテ反對
ヲセラレルノハ殆ド理由ヲナサヌト思フ、
主務大臣ガ許可ヲ與ヘルノデアアル、若シ
シテ惡イト云フコトナラバ、アナタ方ノ支
持セラレテ居タル内閣ニ於テ、大藏大臣
ガ之ヲ許可シナカッタナラバ、最近ニ於
テモ募集致シテ居ル所ノ勸業債券ノ募集ガナ
カッタ筈デアアル、吾々ハ現在復興、復舊ノ
爲ニ帝都ヲ中心トシテ、一箇年八千萬圓ノ
労働者ニ給付セラルベキ金ガアルカラシ
テ、此給付セラレル金ヲ生産化シ、資本化
スル爲ニ此法案ヲ通過サスコトノ必要アリ
ト云フコトヲ力説スル者デアアルノデア
ル、而シテ此法案ハ其一部ハ復興資金ニ當
テラレ、一部ハ農村振興ニ當テラレノデア
リマス、反對黨ノ諸君ハ、此壇上ニ於テ、
現内閣ハ農村振興ニ付テハ何事モ爲シ得ナ

イ、又財政方針ノ演說中ニモ此問題ニ觸
ナイト云フテ攻撃ヲセラレタノデアリマ
ス、今日此法案ハ農村振興ノ爲ニ資源ヲ
呈シテ、五箇年ニ於テ一億萬圓ノ資源ヲ呈
スルト云フコトニ對シテハ、反對黨ノ諸君
ト雖モ之ヲ賛成セラル、ニ各カラザルコ
トデアアルト私ハ思フノデアアル(拍手)農村問
題ハ、此議場ニ於テ議論サレマス、此數
年間ニ亙リテ農村問題ハ論議サレマシタガ、
歷代ノ内閣下レタケノ仕事ガ出來テ居リマ
スカ、吾々、又諸君ノ不備ト信ゼラル、所
ノ米穀法案、開墾助成法案、或ハ中央金庫
ノ問題ノ如キモノ以外ニ、何等其實ヲ見ナ
イデアアリマセヌカ、現内閣ハ組閣僅、三
句ニシテ、其僅カナル期間ニ於テモ、諸君
ガ此間此議場ニ於テ滿場一致ヲ以テ議決セ
ラレタ所ノ小作法ノ調停法案ノ如キ、又農村
振興ノ爲ニ二年々二千萬圓ツ、支出スル此法
案ノ如キヲ提出致シタコト云フコトハ、明
ニ現内閣ハ農村振興ノ爲ニ多大ノ盡力ヲ致シ
テ居ルト云フコトヲ證明シテ餘リアルモノ
デアアルト思フノデアアル(拍手)唯最後ニ一
言致シタイ事ハ、只今東君ノ述べラレマシ
タル如ク、此法案ノ實施ノ結果、地方ノ金融
ニ壓迫ヲ加ヘラユナ募集ノ仕方ハ慎シ
戴キタイト云フ希望ガアルノデアリマス、
又第二ニハ此金ガ預金部ニ流入セラル、結
果、吾々ハ多年預金部ノ改正ヲ唱ヘ來リマ
シタ當然ノ立場ニ於テ、預金部制度ノ改正
ヲ要求シナケレバナラヌノデアリマス、現
在ノ預金部ハ御承知ノ如ク單獨ナル主務大
臣ノ勝手ニ支出スルコトノ出來マス結果
ハ、不良貸付ガ多クシテ、其結果償還不能
ニ終ルベキ所ノ貸付ノ内容ガ多イト云フコ
トヲ、吾々ハ甚ダ遺憾ト致シテ居ルノデア
ル、何レノ國ヲ見テモ、預金部制度ニ於テ、
法律ニ依テ此支出ヲ限定シテ居ルカ、或
ハ委員制度ヲ設ケテ是等ノ監督ヲ爲スカ、
單獨ナル自由支出ヲ許シテ居ル國ハ無イノ
デアアル、獨リ日本ハ十四億ノ預金ヲ抱イテ、
之ヲ主務大臣ノ自由ニ任ジテ居ルト云フガ
如キコトハ惡例デアリマス、是ハ是非
共改正セラルベキモノデアッテ、現内閣ハ

是ガ改正ノ爲ニ調査中デアルト云フコトヲ
明言致サレマシタガ、吾々共ハ是非トモ此
改正案ヲ提出セラレシコトヲ希望シ、又提
出セラレベキコトヲ信ジテ本案ニ賛成致ス
所以デアリマス(拍手)

○議長(粕谷義三君) 袴田代君

(袴田代君登壇、拍手)

○袴田代君 只今八木君ノ提出セラレタル
本案否決ノ意見ニ賛成スルノデアリマス、
政府ハ本案提出ノ理由ニ於テ、本案ハ國民
ノ勤儉貯蓄ヲ獎勵スル所ノ政策ノ具體案デ
アッテ、而シテ國民ニ此貯蓄ヲ獎勵シテ、此
震災地ノ復興ト、並ニ地方産業ノ振興ニ必要
ナル所ノ資金ヲ調達スルノ目的デアルト
云フコトヲ聲明セラレタノデアリマス、私
ハ本案ヲ能ク讀ミマシテ、此目的ガ果シテ
達セラレ、カ、達セラレナイカト云フコト
ニ付テ頗ル疑ハ有スルノデアリマス、凡
ソ債權者ガ債務者ニ對シテ金ヲ貸ス時分、其
債務諸ノ信用ト回收ガ略、同一デアリマシ
タナラバ、債權者ハ利率ノ低イモノヨリモ、
高キモノニ貸スト云フコトハ、是ハ當然ノ
事柄デアリマス、而シテ本案ニ依リマスル
ト、本案ノ三條ニハ、此割引料並ニ利子ノ
歩合ト云フモノハ、是ハ主務大臣ガ定メル
ノデアルト云フコトヲ書イテアリマス、
レドモ、政府ノ聲明セラル、所、即チ説明ヲ
セラル、所ニ依リマスル所、即チ説明ヲ
並ニ利子ノ歩合ト云フモノハ、年四分ニ相
當スル所ノ複利ニ計算致シマシテ、約十七
箇年三箇月ニ於テ倍額ノ金額ヲ之ニ還ス
ノデアアル、斯ウ云フ説明ヲセラレテ居ルノデア
リマス、ソレト同時ニ本案ニ依リマシテハ、
先刻來議論セラレテ居リマスヤウニ、此四分
ノ外ニ約二億萬圓ノ一割一分五厘ニ相當ス
ル所ノ割増金ヲ附ケテ、サウシテ之ヲ當
シマシタ者ニ對シテ、割増金ヲ交付スルト
云フコトニナッテ居ルノデアリマス、多クノ
人ガ此債券ヲ買入レマスル人ハ、年四分ノ利
息ニ満足シテ買入レナケレバナラナイノガ
當然デアアル、所ガ一面カラ考ヘテ見マス
ルト云フト、政府ノ借入レマスル金ニハ、或
ハ郵便貯金モアリマス、或ハ郵便局デ賣出

シマスル所ノ小額債券モアリマスガ、郵便貯金ノ利子ハ御承知ノ如ク年四分八厘ニ相當スル所ノ利息ヲ拂フテ居ルノデアリマス、又郵便局ニ於テ賣出シマスル所ノ小額債券ハ、年七厘ニ相當スル所ノ金額ヲ支拂フテ居ルノデアリマス、若シ此割増金附ノ債券デナケレバ、到底是ハ應ズル筈ガナイト云フコトハ、是ハ申上ゲルマデモナイ事デアラウト思フノデアリマス、然ルニ郵便貯金ニ於テハ、御承知ノ如ク政府ノ今日マデ獎勵ト國民ノ自覺ニ依リマシテ、毎年一億圓内外ノ増額ヲ來シテ居ルノデアル、斯ク割増金ヲ附ケナクテモ——割増金ヲ附ケズトモ國民ハ既ニ自覺ヲ致シテ居リマシテ、毎年一億圓内外ノ増額ヲ郵便貯金ニ於テ爲シテ居ルノデアリマスカラシテ、政府ガ若シ一段ノ努力ヲシ、一段ノ獎勵ヲシテ、所謂現政府ノ如ク勤儉力行ヲ獎メラル、ナラバ、消費節約ヲ獎メラル、ナラバ、郵便貯金ト云フモノハ尙ホ一層ノ増額ヲ見ルハ火ヲ親ルヨリモ明カナル次第デアル、然ルニモ拘ラズ何ヲ思立テカ此割増金附ノ債券ヲ發行シテ、態、ソレニ一年ニ四千圓ニ相當スル金額、五年ヲ通ジテ二億圓ヲ募集スル爲ニ、其割増金附ノ債券ヲ發行スルト云フニ至リマシテハ、私ハ其意ヲ疑フノデアリマス、何トナラバ御承知ノ如ク先刻カラ八木君カラモ御話ガアリマシタガ、此債券ノ發行ニ對シテハ、年々四分ノ利子ヲ拂フノデアリマスガ、尙ホソレニ加フルニ一分五厘ヲ加算シテ、其一分五厘ニ相當スル金額ノ最高額ハ凡ソ五百倍——即チ五百倍ニナル所ノモノヲ、所謂抽籤ニ當タ所ノ偶然ノ故ニ依テ而シテ此多クノ金額ヲ得セシメ、所謂國民ノ射倖心ニ訴ヘ、賭博行爲ヲ獎メルト云フコトニ至リマシテハ、獨リ健全ナル所ノ經濟上ノ發展ヲ阻礙スルバカリデナク、人心ヲシテ浮華輕佻ニ陷ランベ、所謂實實剛健ニ基ク所ノ勤儉力行ノ美風ヲ破壊セラル、コトニナリハシナイカト云フコトヲ、私ハ實レノデアリマス（拍手）川崎君ハ先刻割増金附ノ債券ノ發行ハ、既ニ勸業銀行ニ於テモヤ、テ居ルデヤナイカ、而シ

テ是ハ主務大臣ガ許可シテ居ルデヤナイカ、斯ウ云フコトヲ言ハレバ、ソレハ勸業銀行ガ或ル必要ナル場合ニ已ムヲ得ナカッタ勸業銀行ノ資金ヲ、國民ノ零碎ナル資金ヲ資本化スルノ已ムヲ得ザリシ過去ニ於テ之ヲ計畫シタ事ニ付テ、御互モ、御互ノ先輩モ皆之ヲ賛成シタノデアリマスガ、此事柄ヲ以テ國家自ラ之ヲ爲サントスルニ至テハ、是ハ國家ノ經濟上ノ發展ヲ阻礙スルノミナラズ、其國家ノ淳風美俗ヲ破壊スル事柄デアリマスカラ、國家トシテ容スベカラザル所ノ事柄デアルト私ハ信ズルノデアリマス（拍手）凡ソ勸業銀行債券ニ於キマシテモ、又競馬券ヲ發行スルコトニ致シマシテモ、斯ノ如キ賭事、博奕ノ行爲ハ將來大ニ禁ジナケレバナラヌ、御互共ニ是ハ漸次禁ジテ、剛健實實ナル思想ヲ涵養シテ行カナケレバナラヌノデアル、然ルニ政府自ラ今日ニ於テ斯ノ如キ事ヲ爲サントスルニ至リテハ、言語道斷デアルト私ハ考ヘルノデアリマス、次ニハ政府ハ此金ヲ以テ一部ハ四千圓ツツ毎年募集ヲ致シマスル其半額即チ二千圓ハ、興業銀行ヲシテ復興事業ニ充テ、殘額ノ二千圓ハ是ハ勸業銀行ヲシテ總テ之ヲ產業上ノ資金ニ充テ、斯ウ云フコトヲ申サレテ居リマス、吾々ハ過去ニ於テ勸業銀行、農工銀行ガ產業上ニ貢獻ヲ致シテ居ルト云フコトニ付テハ敢テ異存ハアリマセヌケレドモ、此勸業銀行、農工銀行ノ方ハ多クハ今日ハドウナツテ居ルカト申シマスレバ、御承知ノ通り對人擔保ニ依テ貸スルハ極メテ少數デアル、極少數デアル、對物擔保ニ依テ貸シテ居リマスルガ故ニ、此勸業銀行ヲ通ジ、農工銀行ヲ通ジテ貸出サレル所ノ金ハ、凡ソ中産階級ノ者ガ其大部分ヲ占メテ居ルノデアラ、中産以下ノ農民ニ對シテ、殆ド其恩澤ニ均霑シナイト申上ゲテモ宜カラウト思フノデアリマス、斯様ニ勸業銀行ニ之ヲ託シテ產業上ノ資金ニスルト云フコトニナリマスレバ、矢張從前ノ如ク大資産家ヲ助ケ、大資産者ニ多ク利用セラル、ノデアリマシテ、中産階級以下ノ所謂多數ノ農民ハ、其恩澤ヲ受ケナイト云

フ結果ニナル、是ハ昨年ノ此議場ニモ現レマシタガ、凡ソ勸業銀行、其他大銀行ニ依テ、貸出サレテ居リマスル金ガ百三十億アツテ是ガ中産階級以下ニ貸出サレテ居ル金ハ僅ニ三億ニ過ぎナイ、而シテアトノ百二十七億ト云フ金ハ、多クハ大資産家ニ利用セラレテ居ルノガ今日ノ現狀デアル、又一面ニ於キマシテ此地方農民ノ懷ロカラ多ク出テ居リマスル所ノ郵便貯金ハ、今日十二億ニ垂ント致シテ居リマスルガ、此金モ此地方農民、殊ニ中産階級以下ノ農民ニ融通セラレテ居ル金ハ至テ少數デ、一千萬圓ニモ及バナイ額デアルト云フコトヲ統計ガ示シテ居ルヤウデアル、斯様ニ政府自ラ若クハ中産利用セラレルモノデアリマシテ、中産階級以下ニハ少クトモ利用セラレテ居ナイ、ソレ故ニ昨年ドウシテモ此中産以下ノ農民ヲ救済スルニ於テハ、產業組合ノ發展ヲ促スヨリ外ニナイ、產業組合ノ發展ヲ促スニハ、金融ヲシテ格ナラシメナケレバナラヌ意味ニ於テ、吾々ハ產業組合中央金庫ナルモノヲ設立シ、之ニ依リマシテ其產業組合ノ金融機關ヲラシメシテシタノデアル、此產業組合中央金庫ニ依テ、始メテ小資産家、詰リ中産階級以下ノ農民モ漸ク其農業上ノ資金ヲ得ラレテ途ノ端緒ガ開ケルノデアリマス、之ニ依テ將來農民ハ漸ク資本ヲ利用スルコトガ出來テ、追々ト農村モ振興スルコトニナ、テ來ルデアラウト云フコトヲ吾々ハ信ジテ居ルノデアリマス、然ルニ突如トシテ又斯ノ如キ所ノ此賭博行爲、所謂射倖心ヲ誘發スル所ノ——抽籤スル所ノ法案ガ出デ、此旗印ノ下ニ多クノ投機心ヲ煽リマシテ、此少額ノ金額ヲ集メルヤウニナリマシタナラバ、凡ソ地方民ノ財源ト云フモノハ之ガ爲ニ枯渴セラル、コトニナリハシナイカト云フコトヲ吾々ハ憂フルノデアリマス、而シテ一面ニ於テハ漸ク出來上ツタ所ノ產業組合中央金庫モ追々ト債券ヲ發行シテ、是モ亦資金ヲ得シタルノデアリマヌケレドモ、斯様ニ法案ガ出タナラバ、此財源ト云フモノガ枯渴シテ居ル爲ニ、其目

的ヲ達スルコトハ（心配スルナ）神經衰弱ニ罹ル」ト呼フ者アリ）頗ル心配ニ堪ヘナイ次第デアル、心配シナイノハ是ハ國ヲ愛フル者デナイ……斯様ニ意味カラシテ此資金ト云フモノヲ產業資金ニ向ケラレトハ言フケレドモ、是ハ多クハ大資産家ニ利用セラレ、意味ニ於テハ、或ハ其效果ガアルカモ知レヌケレドモ、中産階級以下ハ少クトモ其效果ナルモノガ遲イ、之ニ依テ日本ノ產業ノ發達ニ資セントスル如キハ、是ハ蓋シ想ヒモ寄ラナイ無謀ノ計畫デアルト私ハ信ズルノデアリマス、本案ハ前ニモ申上ゲマシタル如ク、一面ニ於テハ國民ノ射倖心ヲ誘發スル所ノ、頗ル不健全ナル所ノ思想ヲ獎勵スル法案デアラ、一面ニ於キマシテ產業資金ニ對シテハ中産階級ニ及バザル結果、農村ハ益、疲弊スルヤウニナツテ來ル結果ヲ生ズル所ノ法案ナリト、私ハ斷言シテ憚ラナイノデアリマス、然ルニ尙ホ政府ハ是等ノ事ガ分ラナイ、質問應答ノ際ニ能ク分タ答デアルト思フ、然ルニ此法案ノ尙ホモ通過サセヤウト云フコトハ、是ハ國民ノ貯蓄心ノ涵養ト、並ニ地方產業ノ發展ト云フ所ノ美名ノ下ニ、現内閣ノ標榜セル所ノ非募債主義ニ基ク財政計畫ノ缺陷ヲ蔽ハントスル、不純ナル動機ノ暴露デアルト私ハ斷言シテ憚ラナイノデアリマス（拍手）政友會ノ諸君ハ、昨年吾々ト共ニ產業組合中央金庫ヲ議定シ、其法案ヲ成立セシメラレタニ對シテ是ト全ク相反スル結果ヲ生ズル此法案ニ對シテハ、恐ラク私ハ賛成ハセラルナイダラウト思フ、德斯、ノミナラズ委員會ニ於キマシテモ、昨年ノ人々ガ委員長始メ委員一人モ居ラレナカッタノハ、蓋シ其邊ノ消息ヲ物語ルデハナカラウカト私ハ考ヘタノデアリマス、斯様ニ此法案ハ其目體ニ於テ不純ナル所ノ動機ニ基イテ居ル有害無益ノ法案デアリマスガ故ニ、政友會ノ諸君ハ——私ハ諸君ガ之ニ賛成セラル、カラ矛盾撞著トハ申シマセヌガ、昨年ノ產業組合中央金庫法ノ精神ニ鑑ミラレテ、サウシテ吾等ト共ニ本案ヲ否決スルコトニ自覺セラレシコトヲ、政友會諸君ニ切ニ希望スル次第

デアリマス(拍手)

○議長(粕谷義三君) 高木正年君

〔高木正年君登壇、拍手〕

○高木正年君 此法案ハ時局救済ノ爲メノ一ノ政策ト見ナケレバナラヌ重要ノ問題デアリト思フノデアリマス、サリナガラ吾々ガ常識ニ訴ヘマスレバ、決シテ反對論ナドノ起ルベキ問題トハ思ハナカッタ、但シ私ハ委員デアリマスアレドモ、今日此壇上ニ立ッテ、此法案ノ反對者ニ酬ヒネバナラヌ立場ニ在ルトハ考ヘテ居ラナカッタノデアリマス、ソレ故ニ何等ノ用意モ致シテ参ラナカッタノデアリマスガ、極メテ簡單ニ反對論者ニ對シ一撃ヲ酬ヒテ、自分ノ責任ヲ終リタイト思フノデアリマス、十三年度ノ財政計畫ノ極メテ危大デアリ、之ニ對シテハ何等カノ救済ヲ要セネバナラヌ、其結果トシテ經濟上ニモ亦何等カノ對策ガナケレバナラヌノデアリマス、政友本黨ノ方ガ此案ニ反對セラル、ノハ如何ニモ其本ヲ忘レラレテ居ルト私ハ思フノデアリマス(拍手)何故左様ニ私ハ申スカト云フト、元來十六億ノ豫算ハ誰ガ其因ヲ成シタノデアリマス、若シモ清浦内閣ガ成立セザシテ、國民本位ノ内閣ガアノ場合成立セラレタナラバ、今日ノヤウナ危大ナル財政計畫ヲ以テ十三年度ヲ迎フベシトハ考ヘラレナカッタノデアリマス(拍手)追加豫算ハ二億六千餘方圓デアリマスケレドモ、之ニ加フル十三億幾ラト云フ財政計畫ハ、清浦内閣ガ實行豫算ヲ作ルトキニ何等ノ注意モ警戒モセズ作タ其結果ガ、十六億ニナッタデハアリマセヌカ、而モ追加豫算ノ求メル所ノ各項目ヲ調ベテ見ルト、是ハ臨時議會ヲ待タズトモ、此問題ハ早クカラ分ッテ居ル、追加豫算ガ出レバ第一復興ノ要求モ出テ來ル、恩給ノ増加モ來ル、國債利子ノ増加モ來ル、ソレ等ノ事ハ當然實行豫算ヲ作ルトキニ考ヘナケレバナラヌ、然ルニ實行豫算ノトキニハ何等ノコトモ言ハズ、考ヘズニ居ッタ政友本黨ノ人ガ、今日ニナッテ枝葉末節ニ絡ンデ、此救済策ニ向ッテ反對ヲ試ミルト云フコトハ、如何ニモ大人氣ナイ、謂ハハ

常識ニ外レタ反駁デアルト私ハ申サネバナラス、是ハ概論デアリマス、豫算ノトキニ申上デヤウト思フタガ、ツイ自分ハ發言權ヲ得ナカッタカラ茲ニ申上デルノデアリマス、併シ是ハ無駄ナ事デハナイ、能ク御考ヲ願ヒタイト、政友本黨ノ方ニ申上デルノデアリマス、斯様ニ考ヘマスレバ、政府ニ向ッテ財政ノ緊縮ト云フコトガ、此十六億ノ豫算ニ對シテハ一般緊要ナル事デアアル、是ト同時ニ經濟上ニ取ッテハ、ドウシテモ放漫ニ流レ易イ所ノ經濟界ノ緊縮スル爲ニハ、何等カ國民ヲシテ勤儉ニ導クト云フコトノ對策ヲ以テ之ニ當ラザレバ、今日ノ財政上モ經濟上モ、救済ヲ全ウスルコトガ出來ナイノデアリマス、些々タル割増金位ノコトデ論難ヲ試ムベキ場合デナイト私ハ信ジテ居ル、諸君、只今諸君ガ頻ニ從來ノ勸業銀行ノ處置ニ付テ御論ジニナッタ、低利資金ガ容易ニ農村ノ資金ニナッテ來ナイ、ソレハ今マデノ政治ノ監督ガ宜シクナイカラデアアル、畢竟勸業銀行ノ貸出ニ付テ云爲セラレルノハ、資金ノ缺乏ガ一ツデアリマスカラ、此方法ニ依ッテ政府ノ聲明スル如ク、或ハ二億以上ノ金ヲ吸收スル場合ニ至リマシタナラバ、諸君ノ所謂勸業銀行ノ貸出ハ、自ら同君ノ不平ヲ慰シテ向ホ餘リアル所ノ結果ヲ得ルト私ハ判斷セザルヲ得ヌノデアリマス、一體今日ハドウ云フ事ガ必要デアアルカ、私共如何ニシテモ忘レルコトノ出來ナイノハ、貿易ガ標準ニ歸シナイ事デアリマス、輸入超過ニノ傾ク今日ノ狀態ハ、ドウシテモ恢復シナケレバナラヌ、根本カラ申セバ日本ノ生活費ヲ少クシ、生産ヲ之ニ依ッテ獎勵シ、而モ産業上ニ於テ最モ必要ナル低利資金ノ供給ト云フコトガ、極メテ今日ハ緊急ナル時代デアアル、東洋貿易ニ於キマシテモ、對手國ノ經濟狀態ガ宜シクナイト云フコトモ、確ニ貿易ノ振ハヌ一原因デアアル、此場合ニ於テ私共ハサウ思ウテ居ル、セメテ清浦内閣ガ外債募集ノ失敗ヲセズニ、ア、云フ高利ナ金ヲ借りズニ居タナラバ、工業資金ノ如キ、産業資金ノ如キ、更ニ安キ資金ヲ迎ヘテ我國ノ經濟界ヲ

賑ハシ、産業界ヲ賑ハスベキ結果ガ得ラレタラウト思フタガ失敗シテ、外債ノ結果ハアノ外債ガ發未ニナルト、直グ興業銀行ガ八分ニ上ダタ結果ハ、諸君ハ考ヘテ貰ハナケレバナラヌ、要スルニ財政ヲ緊縮シテ今日ノ財力ヲ全ウセシムルコト、第二ニハ經濟界ニ於テ之ヲ勤儉ニ導イテ、而シテ今日ノ最モ吾々ノ憂フル所ノ貨幣價值ノ回復ト云フコトニ努メネバナラヌ、如何ニ金利ノ低落ヲ要求シテモ、貨幣ノ價值ガ回復セザル間ハ、金利ノ低落シナイト云フコトハ、今日世界經濟上ノ定論トナッテ居リマス、之ニハ此法案ヲ以テ、政府ガ先ヅ緊縮ノ氣分ヲ以テ自ら財政ヲ整理シ、自ら冗費ヲ節約シテ天下ニ示スト共ニ、國民ニ向ッテ一大自覺ヲ求ムル、此資金ヲ集メサヘスレバ、諸君ガ今日憂ヘラレル農工振興ノ如キハ、必ズ勸業銀行ノヤッテ居ル流ヲ求メテ、十分潤澤ナル金融ヲ得ルコトハ亦容易ナ事デアルト思フ、又目下ノ問題トシテ殘サレテ居ル經濟復興問題ノ如キモ、確ニ此資金ノ集リ方ニ依ッテハ、世間多クノ論者ヲシテ満足セシムル所ノ結論ヲ迎ヘサセル喜ビノ時代ガ來ラヌトモ限ラヌ、要スルニ此法案ノ是非ニ付テハ些々タル反對論ヨリモ、苟モ政局ニ立ッテ之ヲ監視スル任ニ在ル諸君ハ、宜シク政府ガ如何ニ行政財政ノ整理ヲスルカヲ監督シナケレバナラヌ、如何ニ政府ガ眞劔味ヲ以テ國民ニ對スルヤ否ヤヲ考ヘナケレバナラヌ、其結果トシテ、當然此法案ノ效果ハ現レテ來ル、兎ニモ角ニモ今日ノ産業界ヲ賑ハシ、經濟復興ノ途ヲ完ウシテ、昨年大震災以來全國ニ亘テ不景氣ヲ來シタ所ノ機運ヲ一掃スルト云フコトハ、一ニ財政ノ緊縮ト、國民勤儉ノ美風ノ二ツニ依ッテ決定セラレベキモノト考ヘル、其道行トシテハ、此法案ノ如キハ是非共之ニ伴ハバナラヌ、一ツノ要件デアルト斯様ニ考ヘル、私ハ大局カラ申上デル、些々タル事ニ付テ反對ヲ爲サレタ所ノ二君ノ御論ニ對シテハ、先ヅ是非ハ微意ヲ拂ッテ細カニ御答ヲシナイ考デアリマス、斯ル意味ニ於キマシテ是非共此案ノ通過ス

ルヤウニ、皆様ノ滿場一致デ賛成下サルコトヲ希望致シマス(拍手)

○作間耕逸君 討論終結ノ動議ヲ提出致シマス

〔賛成(賛成)ト呼フ者アリ〕

○議長(粕谷義三君) 作間君ノ動議ニハ成規ノ賛成アルモノト認メマス、此討論終結ノ動議ニハ御異議アリマセヌカ

〔異議ナシ(異議ナシ)ト呼フ者アリ〕

○議長(粕谷義三君) 御異議ナシト認メマス、仍テ討論ハ終結致シマシタ、直ニ採決ヲ致シマス、本案ノ第二議會ヲ開クニ御異議アリマセヌカ

〔異議ナシ(異議ナシ)ト呼フ者アリ〕ト呼フ者アリ

○議長(粕谷義三君) 分リマシタ、採決ヲ致シマス、本案ノ第二議會ヲ開クニ賛成ノ諸君ノ起立ヲ求メマス

〔賛成者 起立〕

○議長(粕谷義三君) 起立多數、第二議會ヲ開クニ決シマシタ

○作間耕逸君 直ニ本案ノ第二議會ヲ開キ、第三議會ヲ省略シテ、委員長報告ノ通り希望條件ヲ附シテ原案ヲ可決セラレンコトヲ望ミマス

○議長(粕谷義三君) 作間君ノ動議ニハ御異議アリマセヌカ

〔異議ナシ(異議ナシ)ト呼フ者アリ〕

○議長(粕谷義三君) 御異議ナシト認メマス、仍テ動議ノ如ク決シマシタ、乃チ直ニ第二議會ヲ開キ、議案全部ヲ議題ト致シマス

復興貯蓄債券法案 第二議會(確定議)

〔異議ナシ(異議ナシ)ト呼フ者アリ〕

○議長(粕谷義三君) 別ニ御異議ナシト認メマス、仍テ第三議會ヲ省略シテ、委員長報告ノ通り可決確定セラレマシタ(拍手)次ハ日程第三、第四ハ同一委員ニ付託シ、且ツ同種ノ議案デアリマスカラ、一括議題ニ供スルニ御異議アリマセヌカ

〔異議ナシ(異議ナシ)ト呼フ者アリ〕

○議長(粕谷義三君) 御異議ナシト認メマス

官報號外 大正十三年七月十三日

衆議院議事速記第十號 復興貯蓄債券法案 第二議會(確定議)

一七七

ス、仍テ二案ヲ一括シテ議題ト致シマス、
即チ日程第三、借地借家臨時處理法案、日
程第四、借地借家調停法中改正法律案、右
兩案ヲ一括議題ト爲シ、第一讀會ノ續ヲ開
キマス、委員長磯部尙君

第三 借地借家臨時處理法案(政府提
出)
第一讀會ノ續(委員長報告)

報告書

一 借地借家臨時處理法案(政府提出)
右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致
候此段及報告候也
大正十三年七月十一日

借地借家臨時處理法案委員長
磯部 尙

衆議院議長粕谷義三殿
第四 借地借家調停法中改正法律案
(政府提出)
第一讀會ノ續(委員長報告)

報告書

一 借地借家調停法中改正法律案(政府
提出)
右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致
候此段及報告候也
大正十三年七月十一日

借地借家調停法中
改正法律案委員長
磯部 尙

衆議院議長粕谷義三殿
(磯部尙君登壇、拍手)

○磯部尙君 昨年ノ九月一日ノ大震災災ニ
於キマシテ、一朝ニシテ島有二歸シマシタ建
物ノ數ハ、我が東京市ノミデモ實ニ三十万
戸餘ヲ數ヘルノデアリマス、斯ノ如キ多ク
ノ建物ノ亡失ハ、一般罹災者ノ住居營業ノ
上ニ急激ナル變化ヲ與ヘマシテ、地主ト家
主、借地人、借家人トノ間ニ於テ、多ク
白カラザル感情ノ疎隔ヲ來シマシテ、海ニ
紛糾セザル法律問題ヲ醸シ、サラダニ凶
惡ノ極メマシタ人心ハ、一層寒心ニ墮ヘザ
ルモノヲ現シタノデアリマス、此際ニ當リ
マシテ、政府ハ只今懸案トナッテ居リマス
ル借地借家臨時處理法案、並ニ借地借家調
停法中改正法律案ノ二ツノ法律案ヲ提出セ
ラレマシテ、此地主、家主、借地人、借家

人トノ間ノ感情ノ融和ニ努メ、人心ノ變動
ニ備ヘントセラル、ガ爲ニ此二法案ヲ提出
セラレタノデアリマス、借地借家調停法中
改正法律案ニ付テハ、別ニ申立ツル程ノ事
ハゴザイマセヌ、借地借家臨時處理法案ノ
骨子ト致シマスル所ハ、第一ニハ借地借家
ノ契約中ニ、頗ル不當ナル條件ガアリマシ
タ場合ニハ、相當ノ機關ヲシテ此不當ヲ矯
正セシメル、即チ權利金ト云フガ如キ、或
ハ雜作金ト云フガ如キ名目ノ下ニ、著シキ
不當ナル利得ヲ圖リマシタ地主、家主ニ對
シマシテハ、或ル機關ヲシテ之ヲ返サシム
ルト云フ手段ヲ執ル、是ガ第一デアリマス、
第二ニハ燒跡ノ上ニ建テマシタ家屋ニ付テ、
震災前ニ其家ヲ借りテ居リマシタ人ヲシテ、
借家ノ先取權ヲ得セシメルト云フコトガ第
二ニ數フベキ點デアリマス、第三ニハ借家
人ガ燒ケマシタ跡ニ、借地人ノ承諾ヲ得マ
シテ家ヲ建テマシタ場合ニハ、其所ニ一種
ノ借地權ヲ得セシムル、即チ今日ノ多クノ
「バラック」ノ類例ヲ見マスルト、本來カラ申
シマシタナラバ、借地權ノアルマジキ住居
人ニ對シテ一種ノ借地權ヲ認メルト云フコ
トガ第三ニ特ニ申上グベキ點デアリマス、
第四ニハ大震災災以前ニ借地權ヲ有シテ居
リマシタ者ハ、大震災災後ニ於キマシテモ、
借地權若クハ建物ノ登記ナクモ、一種ノ
借地權ヲ得セシムルト云フ此四ツガ骨子ト
相成、テ居ルノデアリマス、只今最初ニ申上
グマシタ點、即チ適及法ヲ認ムルニ付キマ
シテハ、本年ノ七月一日ヲ堺ト致シマスノ
デアリマスガ、其以前ニ取得シタル第三者
タルト、其後ニ取得シタル第三者タルト
分ケ隔テスベキ理由ハ無イト云フ議論モ
アッタノデアリマス、左様ニ遠ク
一年有餘モ遡ラシムルト云フコトニ致シマ
スト、法律關係ヲシテ益、紛糾セシムルト
云フ弊害ガアリマスノデ、是ハ矢張政府ノ
原案ニ從フト云フコトニ相成リマシテゴザ
イマス、此二法案ハ若シ大震災災直後ニ於
キマシテ緊急勅令ノ形デ御公布下サイマシ
タナラバ、罹災民中產階級以下ノ人々ニ
取テハ、洵ニ一大福音デアッタラウト思フ
ノデアリマス、善キ智慧ハ後カラ出ルノデ

アリマスガ、時機稍、逸シタルノ憾ナキデハ
ゴザイマセヌケレドモ、善キ法律ヲ民衆化
シ、現代化シ、現時苦シテ居リマスル借地
人、借家人ニ取テハ、依然トシテ福音ヲ與ヘ
マシテ、善キ法律善キ法タルノ閃キノ一ト
シテ、吾々委員ハ全會一致ヲ以テ二法案ヲ
可決致シマシタ(拍手起ル)

リ、地主家主ガ不當ナル敷金、不當ナル權
利金ヲ徴收致シテ居ル場合ニ於テハ、其全
部若クハ一部ノ返還ヲ命ズルコトガ出來ル
ト云フ條項ハ、確ニ現下ノ時弊ニ的中スル
適當ナル立法デアルトシテ、吾々ハ賛成ス
ルノデアリマス、今日借地、借家人問題ニ
付テ罹災者ノ最モ脅威ヲ感ジテ居ルモノ
ハ、此二ツノ事項デアリマス、吾々同志ハ
曩ノ議會ニ於キマシテ此問題ヲ提唱致シマ
シタケレドモ、當時司法當局ハ吾々ノ意見
ニ耳ヲ藉サナカッタノデアリマス、今日吾々
ノ主張ト、又震災後ノ事情ニ著目ヲ致シマ
シテ、成ル程度ノ返還ヲ命ズルコト云フ原則
ヲ認メタルコト云フコトハ、洵ニ罹災民ニ取
テ非常ナ幸福デアルト云々ハ考ヘマス、其
他新築セラレタル家屋ニ對シテ、前ノ賃借
人ガ一種ノ優先權ヲ持ツト云フ事柄ト、又借
地人ノ同意ヲ得テ假設建築物ヲ築造致シタ
ル者ガ一種ノ權利ヲ得ルト云フコトヲ此法案
ガ認メタルコト云フコトハ、是亦現下ノ時局ニ
處スル最モ適當ナル方法デアルト云々ハ考
ヘテ居リマス、此三點ニ付テハ委員會ニ於
テモ滿場一致ヲ以テ可決致シマシテ、一人
ノ異議モ無カッタノデアリマス、唯、最後ノ
借地權ヲ持ッテ居ル者ガ家屋ヲ失、タ爲ニ、
其借地權ヲ第三者ニ對シテ對抗スルノ權利
ヲ失フ場合ニ當リマシテ、本年ノ七月以後
ニ於テハ、假令登記ガ無クテモ、其權利ヲ
第三者ニ對抗スルコトガ出來ルト云フ意味
ノ立法ヲ爲シタルコト云フコトハ、其精神ニ於
テハ毫毛間然スル所ハアリマセヌガ、之ヲ
七月一日以後ト限定シタルコト云フコトニ至リ
マシテハ、此法案ノ一ノ取環トシテ吾々
ハ甚ダ遺憾ニ堪ヘザル者デアリマス、然レ
ドモ此點ニ於キマシテモ、吾々ハ冒頭ニ於
テ申上グマス通り、本案ノ如キハ震災直後
ニ於テ、直ニ相當ナル立法的手段ヲ執ル
ノ必要ガアッタモノデスガ、第四十七議會
ノ如キハ臨時議會デアリマシテ、極メテ會期
ハ短キモノデアリマスルシ、第四十八議會
ハマダ何事モ爲サズシテ解散ノ運命ニ陷
テ居リマスルシ、政府ガ立法的手段ヲ執
ルニ付テ非常ニ困難ヲ感ゼラレタト云フ事

○議長(粕谷義三君) 賛成演說ノ通告ガア
リマス

○横山勝太郎君 本案ニ付テ委員長報告ノ
通り賛成ヲ致ス者デアリマスガ、少シク意
見ヲ述ベテ置キタイ點ガアリマス、只今御
報告ノ通り東京、横濱ヲ始メトシテ、震災
地ニ於ケル住宅問題ハ帝都復興事業ノ一ト
致シマシテモ、最モ重大ナル問題デアリマ
ス、御互ニ生存ノ中デ最モ必要ナル條件ハ、
衣食住三者ノ條件ヲ充タスコトガ出來ル
カ、出來ナイカト云フコトガ其主タルモノ
タルコトハ申スマデモアリマセヌ、而シテ
昨年ノ震災災ニ依リマシテ、俄然數十万户
ノ家屋ヲ失フニ歸セシメタルデアリマス、
震災地ニ於テハ此事ナシト雖モ、非常ニ困
難ヲ致シテ居リマスル中產階級以下ノ者
ハ、震災災ニ依ッテ俄然急激ナル住宅ノ困難
ニ陷タルコト云フコトハ申スマデモナイ事デ
アリマス、此重大ナル社會問題ヲ解決スル
ニ付テ、政府、東京府、東京市、共ニ力ヲ
協セテ之ガ解決ニ努力致シテ居リマスルケ
レドモ、御承知ノ如ク今日尙ホ此問題ヲ圓
滿ニ解決スルコトガ出來ヌト云フコトハ、
洵ニ國家ノ一大不幸デアルト云々ハ考ヘテ
居リマス、而シテ只今委員長報告ノ通り、本
案ノ如キモノハ震災直後ニ於テ直ニ相當ナ
ル方法ニ依ッテ解決セラルベキ必要ガアッタ
ノデアリマスルガ、其事無カリシコトハ洵
ニ遺憾ノ事デアリマスガ、遅レタリト雖モ
今日司法當局ガ震災地ノ中產階級以下ノ者
ノ實際生活ニ著目ヲセラレテ、本案ヲ當期
ノ議會ニ御提出ニナッタト云フ其努力ト誠
意ニ對シテハ、吾々罹災民ノ多數ヲ代表シ
テ感謝スルコトヲ決シテ各々マモノデアリ
マス(拍手)其内容ニ付テハ委員長報告ノ通

○横山勝太郎君登壇、拍手

○磯部尙君 昨年ノ九月一日ノ大震災災ニ
於キマシテ、一朝ニシテ島有二歸シマシタ建
物ノ數ハ、我が東京市ノミデモ實ニ三十万
戸餘ヲ數ヘルノデアリマス、斯ノ如キ多ク
ノ建物ノ亡失ハ、一般罹災者ノ住居營業ノ
上ニ急激ナル變化ヲ與ヘマシテ、地主ト家
主、借地人、借家人トノ間ニ於テ、多ク
白カラザル感情ノ疎隔ヲ來シマシテ、海ニ
紛糾セザル法律問題ヲ醸シ、サラダニ凶
惡ノ極メマシタ人心ハ、一層寒心ニ墮ヘザ
ルモノヲ現シタノデアリマス、此際ニ當リ
マシテ、政府ハ只今懸案トナッテ居リマス
ル借地借家臨時處理法案、並ニ借地借家調
停法中改正法律案ノ二ツノ法律案ヲ提出セ
ラレマシテ、此地主、家主、借地人、借家

情モアリマス、而シテ多少ノ不備ヲ包含致シテ居ルハ申セ、宛ニ角震災地ノ罹災民ニ取リマシテ甚ダ必要ナル法律デアリマスルカラシテ、此場合ニ於テ吾々ガ議論ヲ違シウシテ、假令一日デモ半日デモ此審議ノ進行ヲ阻止スルヤウナコトガアリマシテハ、却テ吾々ノ豫期セザル所ノ害ヲ招キ、却テ罹災地住民ノ不幸ヲ招クガ如キ事アリテハ不可ナリト思料致シマスルカラシテ、此點ニ付テハ吾々ハ忍デ此法案ニ對シテ一點ノ修正ヲ加ヘズ、其運用ニ關シ司法當局ノ誠意ト手腕ニ信賴シテ、之ヲ贊成致シマシタノデアリマス、而シテ此機會ニ於テ一言司法當局ノ參考ニ供シテ置キタイト思ヒマスル點ハ、借地問題ト借家問題トハ、共ニ吾々ノ實際生活ニ至大ノ關係ヲ有スルモノデアリマシテ、之ガ解決ノ術ニ當ル裁判官並ニ調停委員會ノ諸氏ガ、非常ナル勞苦ヲ感ゼラレテ居ルト云フコトハ吾々ハ經驗上能ク之ヲ了解シテ居ル所デアリマス、此問題ハ如何ニ細密ニ立法ヲ爲シテモ、又如何ニ裁判ヲ開キマシテモ、如何ニ調停委員會ヲ開キマシテモ、地主ト借地人トノ間、家主ト借家人トノ間ニ異存ノ無キ程度ニマデ了解ヲ與ヘテ之ヲ解決スルト云フコトハ、洵ニ困難ナ問題デアリマス、何レノ問題デモ之ヲ裁判ニ付シテ、最後ノ決定ヲ與ヘマシテモ、原被兩告ハ之ニ向テ非常ナ不滿ヲ抱クデアリマス、調停法ニ依リマシテ調停ヲ致シマシテモ、原被兩告ノ執レカハ必ズ不平ヲ抱クデアリマス、況ヤ前段申上デマスル通り本案ノ第七條ニ於キマシテ、借地權ノ對抗ノ時期ヲ七月一日以後ト云フコトニ限定シタコト云フ點ノ如キハ、今後益々困難ナル借地問題ヲ惹起スモノデアアルト云フコトハ、殆ド言説ヲ要シナイト考ヘテ居リマス、此故ニ委員會ニ於テモ極メテ簡單ニ吾々ノ意見ヲ表白致シテ置キマシタガ、此立法ノ精神ヲ何所マデモ尊重致シマシテ、震災地罹災民ノ實際生活ト云フモノヲ圓滿ニ解決セントスルナラバ、法律ノ明文ニ拘泥スルヨリモ、事實裁判官ガ原被兩告ノ間ニ立ッテ、深切ナル和解ヲ試ミ、調停

委員會モ亦本案ノ如キ法律ノ精神ヲ尊重致シマシテ、丁寧深切ニ調停ノ勞ヲ執ルト云フ事柄ガ、此問題解決ノ良策デアルト云々ハ考ヘテ居ル者デアリマス、此故ニ從來ニ於テモ裁判官、或ハ調停委員會等ハ非常ナル努力ヲ致シテ居ルコトハ、或ル程度マデ吾々ハ之ヲ了解シテ居リマスルガ、此法律ガ現實ノ法制トナッテ、吾々ノ實際生活ヲ規律致スト云フコトニ相成リマスル以上ハ、裁判官、調停委員會ノ如キモノハ一層ノ努力ヲ致サレテ、此問題ノ解決ニ盡力ヲセラル、ト云フコトノ必要ガアルト吾々ハ考フル者デアリマス、此故ニ司法當局ハ個々ノ借地問題、借家問題ニ對シテ下ヲ爲スガ如キハ、今日ノ制度ノ許サザル所デアリマスルガ、一般的ニ相當ナル手段ヲ以テ裁判官並ニ調停委員會ニ或ル程度マデ社會的ノ智識ヲ與ヘテ、社會ノ實狀ト云フモノヲ了解セシメテ、丁寧深切ニ事件ノ解決ヲ爲サシムルノ必要ガアルト吾々ハ考ヘテ居ル者デアリマス、此故ニ司法當局ハ此提案ヲ爲サレタル趣旨ニ基キマシテ、何所マデモ此法律ノ效果ヲシテ十全ナル結果ヲ現サシメル爲ニ、裁判所並ニ調停委員會ニ對シテ、法律ノ許ス範圍内ニ於テ、相當ナル行政的ノ手段ヲ執ラレテ、サウシテ罹災地ニ於ケル此複雜紛糾セル問題ヲ解決致シマシテ、帝都復興ノ一ニ資セラレンコトヲ切ニ希望スル者デアリマス(拍手)

○議長(粕谷義三君) 採決ヲ致シマス、兩案ノ第二讀會ヲ開クニ御異議ハアリマセヌカ
〔異議ナシ〕(異議ナシト呼フ者アリ)
○議長(粕谷義三君) 御異議ナシト認メマス、仍テ第二讀會ヲ開クコトニ決シマシタ
○作問掛逸君 直ニ兩案ノ第二讀會ヲ開キ、第三讀會ヲ省略シテ、兩案トモ委員長報告ノ通り可決アランコトヲ望ミマス
○議長(粕谷義三君) 作問君ノ動議ニ御異議ハアリマセヌカ
〔異議ナシ〕(異議ナシト呼フ者アリ)
○議長(粕谷義三君) 御異議ナシト認メマス、仍テ直ニ兩案ノ第二讀會ヲ開キ、議案全部ヲ議題ト致シマス
借地借家臨時處理法案
第二讀會(確定議)
借地借家調停法中改正法律案
第二讀會(確定議)
〔異議ナシ〕(異議ナシト呼フ者アリ)
○議長(粕谷義三君) 別ニ御異議ナシト認メマス、仍テ第三讀會ヲ省略シテ、兩案トモ委員長報告ノ通り可決確定致シマシタ
○議長(粕谷義三君) 高等諸學校震災復舊諸費ニ屬スル豫算ノ施行ニ關スル法律案、第一讀會ノ續ヲ開キマス——委員長荒川五郎君

第五 高等諸學校震災復舊諸費ニ屬スル豫算ノ施行ニ關スル法律案(政府提出)
報告書
一 高等諸學校震災復舊諸費ニ屬スル豫算ノ施行ニ關スル法律案(政府提出)
右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致候此後及報告候也
大正十三年七月十一日
高等諸學校震災復舊諸費ニ屬スル豫算ノ施行ニ關スル法律案委員長 荒川 五郎
衆議院議長粕谷義三殿
〔荒川五郎君登壇、拍手起ル〕
○荒川五郎君 高等諸學校震災復舊諸費ニ屬スル豫算ノ施行ニ關スル法律案委員長會ハ、二日ニ互テ種々熱心ナル審議、質問應答ガゴザリマシタ、本案ハ帝國大學ノ農科大學、商科大學、千葉醫科大學等ガ震災ノ爲メ燒失致シマシタニ付テハ、是ハ不時ノ事業デアリマスルカラ、是等特別會計ノ普通經營ニ屬セナイモノデアアル故ニ、之ヲ特別會計ヨリ切離シテ、一般會計ニ於テ行フコトヲ經費ノ上ニモ事業進捗ノ上ニモ便利トスルコト云フノデ、其特例ヲ設ケタイト云フノガ一ツデアリマス、又其大學ノ一部航空研究所、並ニ東京女子高等師範學校、東京高等蠶絲學校等ノ震災燒失ニ付キマシテ移轉ヲ要スルモノハ、其爲ニ不用ノ土地ヲ生ズ

ル場合ニ、之ヲ其儘特別會計ニ置クト云フコトモ必要ガ無イ場合ニ於テハ、之ヲ一般會計ニ移スコトガ出來ルヤウニシタイト云フ、震災ノ結果ニ付便宜ノ例外法ヲ設ケタイト云フノデアリマシテ、委員會ハ滿場一致ヲ以テ本案ニ協賛スルコトニナリマシタ、此段御報告申シマス(拍手)
○議長(粕谷義三君) 本案ニ對シテハ別ニ發言ノ通告モアリマセヌ、直ニ採決ヲ致シマス、本案ノ第二讀會ヲ開クニ御異議アリマセヌカ
〔異議ナシ〕(異議ナシト呼フ者アリ)
○議長(粕谷義三君) 御異議ナシト認メマス、仍テ第二讀會ヲ開クニ決シマシタ
○作問掛逸君 直ニ本案ノ第二讀會ヲ開キ、第三讀會ヲ省略シテ、委員長報告ノ通り可決セラレンコトヲ望ミマス
〔賛成〕(賛成ト呼フ者アリ)
○議長(粕谷義三君) 作問君ノ動議ニ御異議ナシト認メマス、仍テ直ニ第二讀會ヲ開キ、議案全部ヲ議題ト致シマス
高等諸學校震災復舊諸費ニ屬スル豫算ノ施行ニ關スル法律案
第二讀會(確定議)
〔異議ナシ〕(異議ナシト呼フ者アリ)
○議長(粕谷義三君) 御異議ナシト認メマス、仍テ第三讀會ヲ省略シテ、委員長報告ノ通りニ可決確定致シマシタ——次ハ日程第六、日程第七ハ同一委員ニ付託シタ議案デアリマス、仍テ一括議題ト爲スニ御異議アリマセヌカ
〔異議ナシ〕(異議ナシト呼フ者アリ)
○議長(粕谷義三君) 御異議ナシト認メマス、即チ日程第六、大正十一年度第一豫備金支出ノ件、承諾ヲ求ムル件、外六件、之ヲ一括シテ議題トシ、委員長ノ報告ヲ求メマス、委員長田中善立君
大正十一年度第一豫備金支出ノ件
承諾ヲ求ムル件
大正十一年度特別會計第一豫備金支出ノ件
委員長報告

大正十一年度第二豫備金支出ノ件
自大正十二年四月 豫備金
至同年十一月 承諾ヲ求ムル件
外ニ於テ豫算外支出ノ件
大正十一年度特別會計第
二豫備金支出ノ件
自大正十二年四月 特別會計
至同年十一月 豫備金外ニ
於テ豫算外支出ノ件
臨時物資供給特別會計豫
算外支出ノ件
承諾ヲ求ムル件(委員長 報告)

報告書
衆議院議長粕谷義三殿
田中 善立

大正十一年度第一豫備金支出ノ件(承諾ヲ求ムル件)
右ハ本院ニ於テ承諾ヲ與フヘキモノト議決致候此段及報告候也
大正十三年七月十一日

報告書
衆議院議長粕谷義三殿
田中 善立

大正十一年度特別會計第一豫備金支出ノ件(承諾ヲ求ムル件)
右ハ本院ニ於テ承諾ヲ與フヘキモノト議決致候此段及報告候也
大正十三年七月十一日

報告書
衆議院議長粕谷義三殿
田中 善立

大正十一年度第二豫備金支出ノ件(承諾ヲ求ムル件)
右ハ本院ニ於テ承諾ヲ與フヘキモノト議決致候此段及報告候也
大正十三年七月十一日

報告書
衆議院議長粕谷義三殿
田中 善立

報告書
自大正十二年四月 豫備金外ニ於テ豫算外支出ノ件(承諾ヲ求ムル件)
右ハ本院ニ於テ承諾ヲ與フヘキモノト議決致候此段及報告候也
大正十三年七月十一日

報告書
衆議院議長粕谷義三殿
田中 善立

大正十一年度特別會計第二豫備金支出ノ件(承諾ヲ求ムル件)
右ハ本院ニ於テ承諾ヲ與フヘキモノト議決致候此段及報告候也
大正十三年七月十一日

報告書
衆議院議長粕谷義三殿
田中 善立

自大正十二年四月 特別會計豫備金外ニ於テ豫算超過及豫算外支出ノ件(承諾ヲ求ムル件)
右ハ本院ニ於テ承諾ヲ與フヘキモノト議決致候此段及報告候也
大正十三年七月十一日

報告書
衆議院議長粕谷義三殿
田中 善立

臨時物資供給特別會計豫算外支出ノ件(承諾ヲ求ムル件)
右ハ本院ニ於テ承諾ヲ與フヘキモノト議決致候此段及報告候也
大正十三年七月十一日

衆議院議長粕谷義三殿
〔田中善立君登壇、拍手起ル〕
○田中善立君 大正十一年度第一豫備金支出ノ件外六件ノ承諾ヲ求ムル件ノ委員會ノ經過並ニ結果ヲ御報告シマス、此承諾ヲ求ムル件ハ各省ニ互テ廣汎ナル豫備金支出及豫算外支出ニ關シ、承諾ヲ求ムル重要ナル案件デアリマスカラ、委員會ニ於キマシテハ、慎重審議三日間ニ互テ質問應答ヲ重ネマシタ、其結果臨時物資供給特別會計豫算外支出ノ件外一二件ニ付テ、一ノ警告ヲ附シマシテ承諾ヲ與フルコトニ全會一致ヲ以テ可決致シマシタノデアリマス、其質問應答ノ中、最も重要ナル點ヲ申シマス、レバ、明治二十四年以來ヤカマシイ問題ニナツテ居リマス豫備金外ニ於テ豫算ノ超過及豫算外支出、即チ剩餘金支出ノ憲法上ノ根據ニ付キマシテノ質疑應答ガアツタノデアリマス、小川郷太郎君ヨリ大藏大臣及法制局長官ニ對シ、第二豫備金ノ剩餘金支出ヲ約二億ニ垂ンタル多額ノ責任支出ヲスルト云フコトハ、憲法上之ヲ違反ト認メナイカドウデアアルカト云フ、多年ノヤカマシイ問題デアリマス點ニ付テ質問ヲサレタノデアリマス、之ニ大藏大臣ハ憲法違反トハ認メナイガ、併ナガラ爾今成ベク責任支出ト云フコトハシナイ考デアアルト云フ答ガアリマシタ、更ニ志賀和多利君カラ之ニ對シ、現内閣ハ更始一新ヲ聲明シテ居ルノデアアルカラ、斯カク誤レル慣例ハ此際改メテ、成ベクニアラズシテ、絕對ニ支出セスト云フコトニナルル、意思ハナイカト云フ質問ガアツタノデアリマスガ、之ニ大藏大臣ハ絕對ニ責任支出ヲセスト云フコトハ申サレマセヌ、即チ非常緊急ノ場合ニハドウシテモ第二豫備金ダケデハ間ニ合ハヌノデアアルカラ、已ムヲ得ズ時ニ依ツテハ責任支出ヲセシケレバナラス、如何ニ第二豫備金ヲ増サントシテモ、一億以上ニ増スト云フコトハ到底不可能デアアル以上、絕對ニ責任支出ヲ今後爲サヌト云フコトハ言ハレヌト云フ答

ヲ以テ是ハ終リマシタ、次ニ警告ヲ附スルコトニ至リマシタ次第八、昨年ノ大震災災當時及其以後ニ於ケル諸官省ノ當局ノ行動ハ、世間一般ノ見ル所ヲ以テスレバ、甚ダ怠慢デアアル、中ニハ最も勵精忠實ニ能ク働イタ人モアリマスルケレドモ、大體ニ於テハ怠慢デアツタ、其職責ヲ能ク盡シテ居ラヌ、斯ウ云フコトニナツテ居ルノデアリマス、勿論昨年ノ大震災災ハ前古未會有ノ何人モ未ダ曾テ經驗セザル災害デアリマスカラ、普通ノ災害ノ場合ヲ以テテ律スルコトハ出来マセヌケレドモ、諸官省ガ地震後大分時間ヲ經過シテ焼カレタニ拘ラズ、非常持出シノ物ハ多クハ燒盡シテシマッタ、民間ノ銀行、會社等ニ較ブレバ餘程怠慢ノ嫌ガアツタト云フヤウナル點、及臨時物資供給ノ購入拂渡等ニ付テモ、甚ダ放漫ノ點ガ少クナイト云フ故ヲ以テ、茲ニ一ツノ警告ヲ與フルコトニナツタノデアリマス、警告文ヲ朗讀致シマス、大正十二年九月一日ノ大震災災ハ前古未會有ノ災難ニシテ之ガ救護並復興ノ事業ハ國家當面ノ急務トシテ其ノ經費ノ支出ハ國ヨリ國民ノ吝ム所ニアラヌト雖モ其ノ支出ノ跡ヲ觀ルニ放漫ノ點ガラス、是當局ノ事務ニ忠實ナラサル結果ニ外ナラス政府ハ宜シク綱紀ヲ振肅シ將來非常事變ニ際スルモ萬遺漏ナキヲ期スヘシ右警告ス、之ヲ附シテ前申シタ如クニ全會一致可決致シマシタ、ドウゾ御協賛アランコトヲ希望致シマス(拍手起ル)
○作問排逸君 本件ハ七件トモ委員長報告通り、承諾ヲ與ヘラレンコトヲ望ミマス
○議長(粕谷義三君) 只今ノ作問君ノ動議ニ御異議アリマセヌカ
〔異議ナシ〕
○議長(粕谷義三君) 御異議ナシト認メマス、仍デ七件共承諾ヲ與フルコトニ決シマシタ、次ノ日程第八及第九ハ、同一委員ニ付託シタル議案デアリマスカラ、一括シテ議題ニ供スルコトニ御異議アリマセヌカ
〔異議ナシ〕
○議長(粕谷義三君) 呼フ者アリ
○議長(粕谷義三君) 異議ナシト認メマス、乃チ日程第八、非常徴發令廢止ニ關スル法律案、日程第九、大正十二年條約第二

號海軍軍備制限ニ關スル條約ノ實施ニ關スル法律案、右兩案ヲ議題トシ、其第一讀會ノ續ヲ開キマス——委員長田中善立君

第八 非常徵發令廢止ニ關スル法律案

(政府提出、貴族院送付)

第一讀會ノ續(委員長報告)

報告書

一非常徵發令廢止ニ關スル法律案(政府提出、貴族院送付)

右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致候此段及報告候也

大正十三年七月十一日

非常徵發令廢止ニ關スル法律案委員長 田中 善立

衆議院議長粕谷義三殿

第九 大正十二年條約第二號海軍軍備制限ニ關スル條約ノ實施ニ關スル法律案(政府提出、貴族院送付)

第一讀會ノ續(委員長報告)

報告書

一大正十二年條約第二號海軍軍備制限ニ關スル條約ノ實施ニ關スル法律案(政府提出、貴族院送付)

右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致候此段及報告候也

大正十三年七月十一日

衆議院議長粕谷義三殿 田中 善立

衆議院議長粕谷義三殿

○田中善立君 簡單デアリマスカラ自席ヨリ發言ヲ求メマス

○議長(粕谷義三君) 許シマス

○田中善立君 非常徵發令廢止ニ關スル法律案及大正十二年條約第二號海軍軍備制限ニ關スル條約ノ實施ニ關スル法律案、此兩案トモ審議ノ末、全會一致ヲ以テ可決致シマス、何卒御協賛アラント望ミマス

○議長(粕谷義三君) 賛成演說ノ通告ガアリマス——志賀和多利君

○志賀和多利君 諸君、私ハ日程第九海軍

官報號外 大正十三年七月十三日

衆議院議事速記第十號

非常徵發令廢止ニ關スル法律案外一件 第一讀會ノ續 第二讀會(確定議)

ノ軍備制限ニ關スル條約ノ實施ニ關スル法律案ニ付テ、賛成ノ意見ヲ表示シタイノデアリマス、問題ハ固ヨリ明ニ極マツテ居リマス、即チ昨年八月實施セラレマシタ所ノ華盛頓條約——華盛頓ニ開カレマシタ會議ノ結果ニ基ク海軍軍備制限ニ付テ、此條約ヲ實施スル爲メ法律案デアリマスガ故ニ、何人ト雖モ異論ノナキ法律案ナノデアリマス、併ナガラ此條約ニ加シテ、申スマデモナク亞米利加ガ主唱者デアリマシテ、英吉利、佛蘭西、伊太利ノ四國デアリマス、此四國ガ我國ト共ニ締結セラレタル所ノ條約デアッテ、即チ世界平和ノ運命ヲ左右スベキ所ノ重大ナル條約デアリマス、然ルニ此條約ヲ調ベテ見マスルト、僅ニ英吉利ニ於キマシテ加奈院、濠洲ト共ニ此條約ヲ制定致シタル以外ニ於テ、何國モ佛蘭西、伊太利ハ固ヨリ、彼ノ主唱者デアリマス所ノ米國スラモ、未ダ此條約ニ基ク所ノ法律案ハ出テ居ラヌノデアリマス、此點ハ私ヨリ當局ニ質問ヲ致シマシテ、明カナル答辯ヲ得タル所デアリマスガ故ニ、萬誤リナキ所デアルト信ジテ居リマス、現ニ締結各國ニ於テ未ダ條約ニ基ク所ノ法律ヲ何等制定セザルニ拘ラズ、單リ英國ト我國トノ進ンデスノ如キ法律ヲ制定スル必要アリヤ否ヤ、想フニ英國ノ如キニ至リマシテハ國ガ廣イノデアリマス、造船所モ多イノデアリマスカラ、此法律ノ如キ規定ヲ速ニ要求スルコトハ疑ナインノデアアル、我國ニ於キマシテハ申スマデモナク國ハ狭イ、而シテ造船所ノ數モ少ナイ、必ズシモ今俄ニ之ヲ制定スルノ必要ヲ認メナイ、認メナイニモ拘ラズ尙且ツ海軍當局並ニ司法當局ガ、此案ニ對シテ周到ナル注意ヲ爲サレマシタル所以ノモノハ、要スルニ海軍軍備制限條約ヲ實施スルト云フ國際信義ヲ明白ニ表示スルガ爲メノ用意デアッタト云フコトヲ確信スルノデアリマス、然ルニ諸君、此制限條約ノ主唱者タル所ノ米國ハ、今申シマシタ通り米ダスノ如キ法律ヲ制定スルコトヲ爲シテ

居ラス、否、爲シテ居ラザルノミナラズ甚シク我が國人ヲ壓迫スルガ如キ必要ナル、否、全ク世界ニ無用デアアルベキ等ノ移民法ノ如キ法律ヲ制定致シマシテ、我が國人ヲ壓迫スルコトノ暴虐ヲ敢テシテ居ルノデアリマス、軍備制限條約ノ如キ、世界ノ平和ニ關スル此條約ヲ實施スルト云フ信義ヲ示スコトハ、米國ガ建國以來正義ヲ愛シ、人道ヲ重ンズル主義ニ於テ最モ痛烈ナル必要アルコトヲ認メテ、主唱者トシテ此條約ヲ締結セラレタルコトヲ疑ヒマセヌ、然ルニ一方ニ於テハ世界ニ於テ最モ不用デアアルベキ所ノ移民法ノ如キヲ制定シテ、我が國人ヲ凌辱スルガ如キ、所謂正義人道ニ反スル所ノ法律ヲ制定ヲ敢テシテ居ル、私ハ此點ニ於テ米國ト云フモノハ果シテ世界ニ對シテ建國以來ノ方針デアアル正義ヲ尊ビ、人道ヲ重ンズルノ精神今何處ニ在リヤト斷言セザルヲ得ナイノデアリマス、此見地カラ見マスレバ、我國ニ於テ今日斯ノ如キ法律ヲ作ルコトハ、恰モ彼ノ暴虐ナル米國ノ御機嫌ヲ取ツテ、斯様ナ法律ヲ作、サカト疑ハルヤウナ感ヲ爲スノデアアル、サリナガラ諸君、米國ノ排日立法ハ實ニ本件軍備制限條約ヲ實施致サレマシタ、海軍當局ガ此法律案ヲ制定センコトヲ決意セラレマシタ以後ニ於テ現レタ次第デアリマス、其點ヨリ見マシテ、此法律ガ我が日本帝國ガ國際信義ヲ重ンズル表徴トシテ制定セラレタモノデアルト云フコトハ、何人モ疑フベキ筋ハ無イノデアリマス、斯ノ如キ點ヨリ觀察致シマシテ、而シテ之ヲ彼ノ排日立法ガ亞米利加ニ於テ實施致シマシタル七月一日ニ於テ、此法律ガ我が帝國議會ニ提出セラレタト云フ皮肉ナル對象ヲ見ルニ至リマシテハ、私ハ此法律ハ正ニ日本帝國ガ國際信義ヲ重ンズル表徴トシテ世界ニ表明シテ置クベキ、重大法律案デアルト確信致シマスルガ故ニ、私ハ此趣意ニ於テ本案ヲ賛成スル意思ヲ表明致スルコトヲ敢テスル所以デアリマス(拍手)

○議長(粕谷義三君) 此兩案ノ第二讀會ヲ開クコトニ御異議ハアリマセヌカ

○議長(粕谷義三君) 御異議ナシト認メマス、仍テ第二讀會ヲ開クコトニ決シマシタ

○作問耕逸君 兩案共直ニ第二讀會ヲ開キ、第三讀會ヲ省略シテ、委員長報告ノ通り可決確定アラント希望致シマス

○議長(粕谷義三君) 作問君ノ動議ニ御異議アリマセヌカ

○議長(粕谷義三君) 御異議ナシト呼フ者アリ

○議長(粕谷義三君) 御異議ナシト認メマス、仍テ第二讀會ヲ開キ、議案全部ヲ議題ト致シマス

非常徵發令廢止ニ關スル法律案 第二讀會(確定議)

大正十二年條約第二號海軍軍備制限ニ關スル條約ノ實施ニ關スル法律案 第二讀會(確定議)

○議長(粕谷義三君) 御異議ナシト認メマス、仍テ第三讀會ヲ省略シテ、兩案共委員長報告ノ通り可決確定致シマシタ

○作問耕逸君 議事日程ノ順序變更ニ關スル緊急動議ヲ提出致シマス、即チ日程第十乃至二十九ノ議員提出法律案及建議案ハ、一時後廻シト爲シ、此際特ニ日程第三十以下ノ各請願特別報告ヲ一括議題ト爲シ、請願委員長ノ報告ニ付キ審議セラレンコトヲ望ミマス

○議長(粕谷義三君) 作問君ノ動議ニ御異議ハアリマセヌカ

○議長(粕谷義三君) 御異議ナシト呼フ者アリ

○議長(粕谷義三君) 採決ヲ致シマス作問君ノ動議ニ賛成ノ諸君ノ起立ヲ求メマス

○議長(粕谷義三君) 起立多數デアリマス仍テ日程ハ變更セラレマシタ、日程第三十一乃至第六十四ハ請願特別報告デアリマスカラ、一括議題ト爲シ委員長ノ報告ガアリマス、委員長八田宗吉君——御諮リヲ致ス

事ガアリマス、日程第四十二ハ委員長ヨリ延期ノ申出ガアリマス、是ハ許可シテ差支アリマセヌカ

○議長(粕谷義三君) 御異議ナシト認メマス、仍テ延期ニ決シマシタ

- 第三十 (特別報告第二號) 元青島守備軍民政部鐵道部所屬文官待遇者ニ恩給付與ノ請願外一件 (委員長報告)
- 第三十一 (特別報告第三號) 恩給法中改正ノ請願 (委員長報告)
- 第三十二 (特別報告第四號) 元屯田兵豫備役服務期間ヲ恩給年限ニ通算ノ請願外一件 (委員長報告)
- 第三十三 (特別報告第四號) 國有地寺院境内無償下戻ノ請願外一件 (委員長報告)
- 第三十四 (特別報告第六號) 德島縣、兵庫縣ニ於ケル鹽賠償ニ關スル請願外一件 (委員長報告)
- 第三十五 (特別報告第七號) 秋津關港ノ請願 (委員長報告)
- 第三十六 (特別報告第八號) 農家救済ノ請願 (委員長報告)
- 第三十七 (特別報告第九號) 萬國貨幣法統一ノ請願 (委員長報告)
- 第三十八 (特別報告第一〇號) 大山祇神社昇格ノ請願 (委員長報告)
- 第三十九 (特別報告第一一號) 萬字授票有效ノ請願外五件 (委員長報告)
- 第四十 (特別報告第一二號) 天皇陛下ノ御肖像並勅語ノ新聞雜誌掲載方及之カ奉拜方法ニ關スル取締ノ請願 (委員長報告)
- 第四十一 (特別報告第一三號) 天皇陛下御肖像奉掲取締ノ請願 (委員長報告)
- 第四十三 (特別報告第一五號) 鶴見川改修費國庫補助ノ請願 (委員長報告)
- 第四十四 (特別報告第一六號) 元屯田兵候騎兵自馬手當支給ノ請願 (委員長報告)
- 第四十五 (特別報告第一七號) 陸軍簡

- 間點呼參會者ト旅費手當支給ノ請願 (委員長報告)
- 第四十六 (特別報告第一八號) 滋賀縣滋賀郡ニ陸軍庫舍建設ノ請願 (委員長報告)
- 第四十七 (特別報告第一九號) 敦賀町北津内區ニ無集配郵便局設置ノ請願 (委員長報告)
- 第四十八 (特別報告第二〇號) 新宮局特設電話通話區域擴張ノ請願 (委員長報告)
- 第四十九 (特別報告第二一號) 香川縣三豐郡麻村ニ郵便局設置ノ請願 (委員長報告)
- 第五十 (特別報告第二二號) 網干驛前郵便局ニ集配事務開始並特設電話設置ノ請願 (委員長報告)
- 第五十一 (特別報告第二三號) 神田村ニ三等郵便局設置ノ請願 (委員長報告)
- 第五十二 (特別報告第二四號) 全橋村ニ三等郵便局設置ノ請願 (委員長報告)
- 第五十三 (特別報告第二五號) 三重縣南北牟婁郡沿岸ニ航路標識設置ノ請願 (委員長報告)
- 第五十四 (特別報告第二六號) 北海道千歲郡千歲村字「ママチ」ニ航空場設置ノ請願 (委員長報告)
- 第五十五 (特別報告第二七號) 減食罰廢止ノ請願 (委員長報告)
- 第五十六 (特別報告第二八號) 宗教法制定調査會設置ニ關スル請願外一件 (委員長報告)
- 第五十七 (特別報告第二九號) 實業補習教育ヲ義務制ト爲スノ請願 (委員長報告)
- 第五十八 (特別報告第三〇號) 特別保護建造物修理費補助ノ請願 (委員長報告)
- 第五十九 (特別報告第三一號) 磯部、小諸間(碓氷迂回線)鐵道敷設速成ノ請願 (委員長報告)
- 第六十 (特別報告第三二號) 德佐、大井

- 間鐵道敷設ノ請願 (委員長報告)
- 第六十一 (特別報告第三三號) 秋、小郡間鐵道敷設ノ請願 (委員長報告)
- 第六十二 (特別報告第三四號) 益田、秋田並正明市、瀧部間鐵道敷設ノ請願 (委員長報告)
- 第六十三 (特別報告第三五號) 柳津、野澤間鐵道敷設ノ請願 (委員長報告)
- 第六十四 (特別報告第三六號) 宇都宮、岩瀬間鐵道敷設ノ請願 (委員長報告)
- 特別報告第二號
- 意見書
- 請願文書表第一二〇號
- 元青島守備軍民政部鐵道部所屬文官待遇者ニ恩給付與ノ請願 神戸市須磨町大手上庄條十三番ノ西田寬三外八十二名呈出(紹介議員川崎安之助君)
- 同 第一八六號
- 同上 朝鮮慶尚北道慶山郡清泉驛林川崎安之助君
- 右請願ノ要旨ハ大正三十四年戰役ノ結果トシテ我カ帝國カ山東鐵道ヲ管理スルニ當リ南滿洲鐵道株式會社員ヲ派遣シ其ノ管理ニ任セシメタリ而シテ此等從事員ハ大正三年以降九箇年間官吏ノ職務ニ服シタルニモ拘ラズ待遇官ナラノ故ヲ以テ恩給法ノ適用ヲ除外セラレタリ是當時ノ恩給法上已ムヲ得ザリシトコナラモ其ノ後新恩給法發布セラレ待遇官ニモ亦恩給ヲ受クルノ特典ヲ與ヘタルニ依リ同一資格ノ待遇官ナル元青島守備軍民政部鐵道部所屬文官待遇者ニ對シテモ恩給付與ノ恩典ニ其ノ趣旨ヲ至當ナリト認メ在リ衆議院ハ其ノ趣旨ヲ依テ議院法第六十五條ニ依リ別冊及御送付候也
- 特別報告第三號
- 意見書
- 請願文書表第二五四號
- 恩給法中改正ノ請願 岩手縣和賀郡二子村字澁谷二百一十八番地小原忠三郎外四名呈出(紹介議員志賀和多利君外一名)
- 右請願ノ要旨ハ現行恩給法中別表第二號表症狀等第一項以下ニ對シテハ舊軍人

- 恩給法中ノ症狀ニ相應スル更正年金額支給セラレ居ルニ拘ラス別項ニ於テ舊法ノ十分ノ六以內ヲ十分ノ五以內ト減改正セラレタルハ特別項該當ノ癡症者ニ對シ極メテ不公平ナリト信ス依テ現行恩給法中特別項ノ加給率十分ノ五以內トアルヲ十分ノ六以內ト改正セラレタシト謂フニ在リ
- 衆議院ハ其ノ趣旨ヲ至當ナリト認メ之ヲ採擇スヘキモノト議決セリ依テ議院法第六十五條ニ依リ別冊及御送付候也
- 特別報告第四號
- 意見書
- 請願文書表第二四六號
- 元屯田兵豫備役服務期間ヲ恩給年限ニ通算ノ請願 北海道札幌郡琴似村大字琴似村字新琴似二百九番地農中山武雄外五十九名呈出(紹介議員岡田伊太郎君外一名)
- 同 第二四七號
- 同上 北海道上川郡永山村百二番地農松野萬壽外百四十四名呈出(紹介議員淺川浩君外一名)
- 右請願ノ要旨ハ屯田兵豫備役ハ常備師團ニ服務シタル豫備役トハ大ニ實情ヲ異ニシ殆ト其ノ現役服務ニ等シキニ拘ラス現改正セラレタル恩給法ニ於テハ現役服務期間ノミヲ恩給年限ニ通算セラルル甚タ不公平ノ措置ナリト信ス依テ北海道屯田兵豫備役服務期間ヲ恩給年限ニ通算セラレタシト謂フニ在リ
- 衆議院ハ其ノ趣旨ヲ至當ナリト認メ之ヲ採擇スヘキモノト議決セリ依テ議院法第六十五條ニ依リ別冊及御送付候也
- 特別報告第五號
- 意見書
- 請願文書表第一一四號
- 國有地寺院境内無償下戻ノ請願 靜岡縣駿東郡庵根村島谷十六番地五味密成外百八十五名呈出(紹介議員安藤正純君外一名)
- 同 第一一五號
- 同上 東京市本郷區元町二丁目二十八番地僧侶湯澤龍岳外百十五名呈出(紹介議員安藤正純君)
- 右請願ノ要旨ハ寺院境内地ハ其ノ寺院創立以來數百年間所有シタル地ニシテ之ヲ上地セシメサルハ明治四年太政官布告ノ社寺上地令ニ明カナリ而シテ從來衆

議院ニ於テハ社寺境内無償還附法律案ヲ提出可決シタルコト六回ニ及ヒ政府モ第四十六議會ノ貴族院委員會ニ於テ速ニ調査提案スルコトノ聲明ヲ與ヘテ該法律案ヲ保留シタルコトアリ然ルニ該般ノ大震災ニ因リ東京市及神奈川縣下ニ於ケル數百箇寺ハ殆ト燒失或ハ倒潰ノ慘狀ニ遭遇シ而カモ其ノ檀信徒ノ全滅ノ爲是等各宗派寺院ノ興廢ハ繫ツテ本問題解決ノ成否ニアリ此ノ成否ハ延テ市民精神生活ノ將來ニ重大ナル影響ヲ及ホスコトト信ス依テ寺院境内ヲ當該寺院ニ無償下戻セラレタシト謂フニ在リ

特別報告第六號

意見書

請願文書表第一四〇號

德島縣、兵庫縣ニ於ケル臨海地ニ關スル請願 兵庫縣赤穂郡赤穂町加里屋千七百四十五番地製鹽業司波向太郎外九十九名呈出(紹介議員土井權大君外一名)

同 第一四一號

同上 德島縣板野郡鳴門村高島百三十七番屋製鹽業司波原治兵衛外百十八名呈出(紹介議員高島共吉君外一名)

右請願ノ要旨ハ德島縣並兵庫縣下ニ於ケル製鹽業ハ之ヲ他縣ニ於ケル製鹽業ニ比較セハ著シク特種ノ事由ヲ有スルニ拘ラス其ノ賠償額全ク同一ナル爲甚シク不利ナル狀況ニ在リ依テ前記德島縣並兵庫縣ニ於ケル製鹽業ニ對スル賠償金額ヲ第一區以上ニセラレタシト謂フニ在リ

特別報告第七號

意見書

請願文書表第二七八號

扶海開港ノ請願 山口縣阿武郡萩町長北野右一外二十四名呈出(紹介議員藤田包助君)

右請願ノ要旨ハ山口縣阿武郡萩港ハ山陰濱田港以西山陽下之關港間ニ於ケル西日本海唯一ノ港灣ニシテ貨物ノ輻輳、船舶

ノ出入累年其ノ數ヲ増加シ近時滿洲、南支那地方トノ連絡頻繁ノ加ヘ且海陸鐵道、林小郡線、德佐大井線、岩國日原線等ノ諸線開通ノ曉ニ於テハ常港ノ發展タル期シテ俟ツヘキモノアリ依テ速ニ該港ヲ開港場トセラレタシト謂フニ在リ

特別報告第八號

意見書

請願文書表第一四二號

農家救済ノ請願 奈良縣磯城郡川西村大字結崎百三十三番屋數農片山太郎外二百二十八名呈出(紹介議員八木逸郎君外四名)

右請願ノ要旨ハ近時農家ノ疲弊困窮其ノ極ニ達シツアルハ一ニ農業生産物ノ價格低廉ナルニ反シ農家ニ於ケル生活必需品ノ價格甚タ高價ニシテ經濟的ニ其ノ收支相償ハサレモ此ノ價格均衡問題ニ關シテハ何等顧ミラズニ加フルニ農民ノ負擔ハ逐次過重シ來リ此ノ儘推移スルニ於テハ國家ノ將來ニ對シテ深憂ニ値スルモノアリ依テ之ヲ根本的救済方法トシテ外國農產物ノ輸入關稅ノ增額、改良農具並肥料輸入稅撤廢及農民ノ負擔輕減ノ途ヲ講セラレタシト謂フニ在リ

特別報告第九號

意見書

請願文書表第一九〇號

萬國貨物法統一ノ請願 廣島縣安藝郡上瀬野村千六百四十三番地松永良作呈出(紹介議員橫山金太郎君)

右請願ノ要旨ハ方今世界各國ニ於テ最急務ナルハ蓋世界萬有ノ標準タルヘキ萬國貨物法統一ナリトス依テ最近開ケレムトスル國際會議ニ於テ我カ國ヨリ該法ヲ提案セラレタキ案ヲ具シテ請願スト謂フニ在リ

衆議院ハ其ノ趣旨ヲ至當ナリト認メ之ヲ採擇スヘキモノト議決セリ依テ議院法第六十五條ニ依リ別冊及御送付候也

特別報告第十號

意見書

請願文書表第二八五號

大山祇神社昇格ノ請願 福島縣河沼郡野澤町長齊藤兵衛千呈出(紹介議員八田宗吉君)

右請願ノ要旨ハ福島縣河沼郡野澤町臺倉山宇田歸二鎮座スル村社大山祇神社ハ大山祇命、岩長比賣命、木花開耶姬命ノ三神ヲ奉祀スルトリコロニシテ當地方民ノ崇敬厚キ神社ナリ依テ神社ノ尊嚴ヲ維持スルル共ニ益地方民ノ敬虔ノ念深カラシムル爲縣社ニ昇格セラレタシト謂フニ在リ

特別報告第十一號

意見書

請願文書表第一一〇號

點字投票有效ノ請願 神戸市山本通三丁目十五番屋數大野茂市外九名呈出(紹介議員砂田重政君)

同上 東京市赤坂區新町二丁目五番地飯袋業森田富英外五百五名呈出(紹介議員藤藤次郎君外二名)

同 第一三九號

同上 兵庫縣掛保郡網干町新在家五百八十番地ノ二按摩業出射德助外十三名呈出(紹介議員土井權大君)

同 第一九一號

同上 名古屋市中區中市場町二丁目十九番地鐵業河村作男外七百三十七名呈出(紹介議員小山松壽君)

同 第二〇三號

同上 明石市東仲之町千八百八十八番地森本常次外四名呈出(紹介議員廣岡宇一郎君)

同 第二六三號

同上 姫路市驛前町百九十七番地ヨシマズリユウザブ郎呈出(紹介議員關俊吉君)

右請願ノ要旨ハ立憲代議政體ノ基礎ハ選舉權ニ在リテ選舉權ハ最モ之ヲ尊重セサルヘカラサルニ拘ラズ現行制度ノ如ク國家カ一方ニ於テ納稅ノ資格ニ依リテ盲人ニ選舉權ヲ與ヘナカラ他方ニ於テ其ノ國字ヲ使用シ得サルノ故ヲ以テ事實

上其ノ權利ヲ剝奪シツアルカ如キハ誠ニ遺憾ニ堪ヘサル所ナリ依テ純理ト實狀トニ照シ盲人ニ限リ點字投票ノ有效ナルコトヲ認ム法律ヲ速ニ制定シ以テ盲人ノ選舉權ヲ擁護尊重セラレタシト謂フニ在リ

特別報告第十二號

意見書

請願文書表第一五六號

天皇陛下ノ御肖像並 勅語ノ新聞雜誌掲載方及之カ奉拜方法ニ關スル取願ノ請願 鳥取市西町十一番地疊職井口千代藏呈出(紹介議員由谷義治君)

右請願ノ要旨ハ新聞及雜誌ニ掲載セラレタル 天皇陛下ノ御肖像並 勅語ハ之ヲ禮拜シ町重ニ保存スル者アルモ動モスレハ不知不識不敬ニ互ルカ如キ取扱ヲ爲ス者往々アリテ憂慮ニ堪ヘズ依テ之ヲ紙上ノ上段又ハ附録トシテ掲載セシメ且之ヲ切抜キ各自ノ神棚ニ納メ奉拜セシムル様之カ取締リヲ爲シ一般國民ノ皇室ニ對スル敬虔ノ精神ヲ徹底セシメラレタシト謂フニ在リ

特別報告第十三號

意見書

請願文書表第一八九號

天皇陛下御肖像奉掲取締ノ請願 甲府市柳町三番地鐵業長田保春呈出(紹介議員三木武吉君)

右請願ノ要旨ハ近時御肖像ヲ新聞雜誌等ニ掲載スルモノ頗ル多ク爲ニ不知不識ノ間ニ之ヲ汚瀆シ奉リ不敬ニ涉ル虞ナシトセス斯テハ帝國臣民トシテ誠ニ恐懼ニ堪ヘズ依テ將來新聞雜誌等ノ印刷物ニ御尊影ノ奉掲ヲ禁セラレタキ若シ奉掲スルトセハ附録トスルカ又ハ相當ナル方法ヲ以テ永久保存セシムルカ様取締法ヲ制定セラレタシト謂フニ在リ

特別報告第十五號

意見書

請願文書表第二五六號

川縣橋樑郡大綱村北綱島二百六十一番地農飯田助太夫外八百八十一名呈出(紹介議員小野重行君外三名)

右請願ノ要旨ハ鶴見川ハ東京、神奈川兩府縣ヲ貫流シ水流緩排排水不良ニシテ洪水ノ際ハ氾濫數日ニ亙ルコトアリテ農作物ノ被害多ク下流一帶ノ地ハ横濱港ニ近ク工業地帯トシテ極メテ有望ナリト雖屢洪水アル爲草叢ノ荒野ト化シ多ク手ヲ觸ル者ナシ之ヲ以テ神奈川縣ハ屢ニ改修ヲ企テタリト雖地方經濟ノ微力ヲ以テハ到底完全ナル工事業ヲ施ス能ハス殊ニ地方費ハ年ト共ニ膨脹シ財政愈窮之ヲ告ケ加フルニ昨秋ノ大震災ニ因リ被リタル損害ノ極メテ甚大ニシテ之カ復舊費ハ到底其ノ負擔ニ堪エス依テ該川大改修工事ニ對シテ總工費ノ三分ノ二ヲ國庫ヨリ補助セラレタシト謂フニ在リ

衆議院ハ其ノ趣旨ヲ至當ナリト認メ之ヲ採擇スヘキモノト議決セリ依テ議院法第六十五條ニ依リ別冊及御送付候也

特別報告第十六號

意見書

請願文書表第二四三號

元屯田兵候補兵自馬手當支給ノ請願
北海道雨龍郡上納内市街地農村上清孝外七十名呈出(紹介議員淺川浩君外一名)

右請願ノ要旨ハ第七師團元屯田步兵大隊附兵候補兵ハ多數ノ一般屯田兵中ヨリ僅僅八十有餘名ノ拔擢ヲ受テ特別任務ニ服シ五箇年乃至七箇年ノ現役期間中自馬ヲ乘用シ兵農兩任ヲ完ウセルモノニシテ其ノ間被服馬具並飼料トシテ僅ニ一日十錢ノ官給ヲ受ケタルニ過キス乘馬其ノ厩舎其ノ他管理費用ノ一切ハ悉ク自辦シタリ若シ夫レ廢馬トナリ或ハ斃死スルコトアラハカ自ラ乘馬ノ補充ヲ要シ又排作期ニハ他ヨリ農耕馬借用ノ餘儀ナキニ至ル等是等自辦ノ出費ヲ積算スルニ於テハ頗ル巨額ニ上リ爲ニ財力微弱ナル移住者トシテハ一家經濟ノ基礎ヲ危ウスルニ至リ現ニ其ノ居ヲ捨テテ他ニ轉居セサルヘカラサルカ如キ悲境ノ者殆ト請願者ノ全員ト謂

フモ過言ニアラス依テ斯ク異例ノ奉公ヲ爲セル前記元屯田兵候補兵ニ對シ相當ナル自馬手當ヲ支給セラレタシト謂フニ在リ

衆議院ハ其ノ趣旨ヲ至當ナリト認メ之ヲ採擇スヘキモノト議決セリ依テ議院法第六十五條ニ依リ別冊及御送付候也

特別報告第十七號

意見書

請願文書表第一三五號

陸軍簡閱點呼參會者ニ旅費手當支給ノ請願
福島縣信夫郡野田村大字下野寺字六本松二番地農佐藤保吉外二十三名呈出(紹介議員八田宗吉君外一名)

右請願ノ要旨ハ簡閱點呼ノ召集ニ當リ被召集者ハ經濟上ノ損耗ヲ蒙ルコト夥カラシメシテ海軍ニ於テハ既ニ參會旅費並手當ヲ支給シツツアルヲ以テ陸軍ニ於テモ均シク之カ旅費手當ヲ支給セラレタシト謂フニ在リ

衆議院ハ其ノ趣旨ヲ至當ナリト認メ之ヲ採擇スヘキモノト議決セリ依テ議院法第六十五條ニ依リ別冊及御送付候也

特別報告第十八號

意見書

請願文書表第一三六號

滋賀縣滋賀郡石山村長與田武左衛門外十三名呈出(紹介議員井上敬之助君)

右請願ノ要旨ハ滋賀縣高島郡野庭野ニ於ケル第十六師團及第四師團各隊ノ演習行軍ニ際シテ往還毎ニ滋賀郡内ノ軌レカノ町村ニ宿營スルノ例ニシテ地方民ハ軍隊宿營ノ命アル毎ニ業ヲ休ミ專ラ軍隊ノ給養歡待ニ努メ爲ニ地方人民ト軍隊トノ相互ノ調和親睦ヲ深クスルハ君國ノ爲大ニ意ヲ強ウスルニ足ルモノアリト雖深ク其ノ實情ヲ察スレハ地方民ニ對シテモ亦同情スヘキモノアリ費ハ適當ナル地ヲトシテ行軍合營ニ充ツヘキ完全ナル廠舎ヲ速ニ建設シ行軍宿營ノ便ヲ圖ラレタシト謂フニ在リ

衆議院ハ其ノ趣旨ヲ至當ナリト認メ之ヲ採擇スヘキモノト議決セリ依テ議院法第六十五條ニ依リ別冊及御送付候也

特別報告第十九號

意見書

請願文書表第一一三號

敦賀町北津內區ニ無集配郵便局設置ノ請願
福井縣敦賀郡敦賀町北津內百八十二番地坂本榮吉外百名呈出(紹介議員河崎清君)

右請願ノ要旨ハ福井縣敦賀郡敦賀町北津內ハ近來非常ニ殷盛ヲ極メ人事繁雜トナリ敦賀町ノ東西兩端ニ既設セラレタル三島、浪花ノ兩郵便局ノミニテハ通信事務上不便渺カラシ依テ前記北津內區ニ無集配郵便局ヲ設置シ通信上ノ便ニ資セラレタシト謂フニ在リ

衆議院ハ其ノ趣旨ヲ至當ナリト認メ之ヲ採擇スヘキモノト議決セリ依テ議院法第六十五條ニ依リ別冊及御送付候也

特別報告第二十號

意見書

請願文書表第一一八號

新宮町特設電話通話區域擴張ノ請願
兵庫縣揖保郡新宮町商野野六太郎呈出(紹介議員土井權大君)

右請願ノ要旨ハ兵庫縣揖保郡新宮町所在新宮町通話區域内ノ重要物產ハ素來醬油等ニシテ是等原料ノ過半ハ隣縣岡山地方ヨリ供給ヲ仰キツツアルヲ以テ前記岡山地方ハ中繼ノ關係上通話區域ニ編入セラレサル爲至大ノ不便ヲ感ス依テ前記新宮局ノ通話區域ヲ擴張シテ該地方ヲ之ニ編入セラレタシト謂フニ在リ

衆議院ハ其ノ趣旨ヲ至當ナリト認メ之ヲ採擇スヘキモノト議決セリ依テ議院法第六十五條ニ依リ別冊及御送付候也

特別報告第二十一號

意見書

請願文書表第一九四號

香川縣三豐郡麻村ニ郵便局設置ノ請願
香川縣三豐郡麻村大字下麻千七十七番地農飯松村敬次外七十三名呈出(紹介議員松田三德君)

右請願ノ要旨ハ香川縣三豐郡麻村、勝間村字山及二ノ宮村大字佐股ノ地方ハ近時人口激増シ交通頻繁ヲ極メツツアルモ四方軌レノ郵便局ニ至ルニモ約二里餘ノ距離アリテ爲ニ住民ノ不便ヲ感スルコト甚大ナリ依テ速ニ前記麻村ノ適當ナル地ニ郵便局ヲ設置セラレタシト謂フニ在リ

衆議院ハ其ノ趣旨ヲ至當ナリト認メ之ヲ採擇スヘキモノト議決セリ依テ議院法第六十五條ニ依リ別冊及御送付候也

六十五條ニ依リ別冊及御送付候也

特別報告第二十二號

意見書

請願文書表第二〇二號

網干驛前郵便局ニ集配事務開始並特設電話設置ノ請願
兵庫縣揖保郡石海村宮本二百五十五番地農川島三三呈出(紹介議員土井權大君)

右請願ノ要旨ハ兵庫縣揖保郡石海村所在網干驛ハ西播ニ於ケル唯一ノ貨物集散地ニシテ銀行商會社及他ノ商賣軒ヲ並ニ重要郵便局ニハ特設電話アリテ雖需用ヲ充タスニ足ラヌ又無集配局ナルカ爲商取引ノ敏活ヲ缺キ商機ヲ失シ不利不便甚大ナリ依テ速ニ該局ニ集配事務ヲ開始シ且特設電話ヲ増設セラレタシト謂フニ在リ

衆議院ハ其ノ趣旨ヲ至當ナリト認メ之ヲ採擇スヘキモノト議決セリ依テ議院法第六十五條ニ依リ別冊及御送付候也

特別報告第二十三號

意見書

請願文書表第二四四號

神田村二三等郵便局設置ノ請願
香川縣三豐郡神田村長岩倉國男呈出(紹介議員松田三德君)

右請願ノ要旨ハ香川縣三豐郡神田村外隣接二箇村ハ現ニ距離遠キ戸川、琴平及本山ノ各郵便局ノ管轄ニ屬スル爲不便不利頗ル大ナリ依テ二ノ宮村、麻村及神田村ヲ管轄區域トスル二三等郵便局ヲ該三箇村ノ中心地タル神田村ニ設置セラレタシト謂フニ在リ

衆議院ハ其ノ趣旨ヲ至當ナリト認メ之ヲ採擇スヘキモノト議決セリ依テ議院法第六十五條ニ依リ別冊及御送付候也

特別報告第二十四號

意見書

請願文書表第二四八號

金橋村二三等郵便局設置ノ請願
奈良縣高市郡金橋村大字東坊城百二十二番屋敷商藤井良造外五十三名呈出(紹介議員高市郡金橋村八木逸郎君)

ラレシヨリ交通ノ便稍備レリト雖通信機
關ノ設備之件ハ所管郵便局所在地タ
ルハ木町へハ一里餘ヲ隔ツル爲住民ノ不
便妙カラス依テ前記金橋村ニ三等郵便局
ヲ施設セラレタシト謂フニ在リ
衆議院ハ其ノ趣旨ヲ至當ナリト認メ之ヲ
採擇スヘキモノト議決セリ依テ議院法第
六十五條ニ依リ別冊及御送付候也

特別報告第二十五號

意見書

請願文書表第一三八號
三重縣南北牟婁郡沿岸ニ航路標識設
置ノ請願 三重縣北牟婁郡九鬼村
大字九木浦百四十七番屋敷公吏尾
崎七藏外百七十五名呈出(紹介議
員竹原樸一君)

右請願ノ要旨ハ紀伊國南北牟婁郡沿岸一
帶ハ能野灘ニ瀕シ常ニ波浪高ク暗礁多ク
シテ航海業者ノ難航路トスル所ニシテ遺
難船舶亦多カラス加之近時木材ノ運搬又
ハ遠洋漁業等ノ發達ニ伴ヒテ貨物ノ集積
ハ日ヲ増シテ増加シ海洋ノ利用愈盛ナラ
ムトスル所ニ當リ何等航路標識ノ設備
ナキハ遺憾トスルコトコナリ依テ前記沿
岸適當ノ場所ニ燈臺ヲ設置セラレタシト
謂フニ在リ
衆議院ハ其ノ趣旨ヲ至當ナリト認メ之ヲ
採擇スヘキモノト議決セリ依テ議院法第
六十五條ニ依リ別冊及御送付候也

特別報告第二十六號

意見書

請願文書表第一九三號
北海道千歲郡千歲村字「ママチ」ニ航
空場設置ノ請願 北海道千歲郡千
歲村長山田旦呈出(紹介議員岡田
伊太郎君外一名)

右請願ノ要旨ハ北海道千歲郡千歲村「マ
マチ」ハ東西四里南北二里ニ亘ル平坦ナ
ル平野ニシテ北方ハ石狩ノ平原ニ連リ西
方ハ石南振北ノ境界山脈ヲ望ミ南方ニ直
ニ膽振ノ低地ヲ越エテ太平洋ノ波濤ヲ見
ル絶勝ノ地ヲ占ム八万里ノ廣袤旱燥セル
平野ニシテ航空場トシテ最適ノ地ナリト
信ス今々航空ノ事邦家焦眉ノ急ナリト
シ北海道ニハ未タ一ノ航空場ナク本州ト
ノ空路ノ連絡上甚タ遺憾トスルコトコナ
リ依テ前記千歲村「ママチ」原野ニ航空場
ヲ設置セラレタシト謂フニ在リ

衆議院ハ其ノ趣旨ヲ至當ナリト認メ之ヲ
採擇スヘキモノト議決セリ依テ議院法第
六十五條ニ依リ別冊及御送付候也

特別報告第二十七號

意見書

請願文書表第一八七號
減食罰廢止ノ請願 東京市本郷區東
竹町三十二番地農中村正宏呈出
(紹介議員關和知君)

右請願ノ要旨ハ減食罰ハ刑罰手段トシテ
極メテ原始的ナルノミナラス直接心身ニ
及ホス影響頗ル深刻ニシテ動モスレハ怨
恨反逆ノ情ヲ増長シ延テハ社會ニ出テ害
毒ヲ流ス動因トスルノ虞アリ依テ速ニ減
食罰ヲ廢止セラレタシト謂フニ在リ
衆議院ハ其ノ趣旨ヲ至當ナリト認メ之ヲ
採擇スヘキモノト議決セリ依テ議院法第
六十五條ニ依リ別冊及御送付候也

特別報告第二十八號

意見書

請願文書表第一一六號
宗教法制定調査會設置ニ關スル請願
東京市本郷區外町二百二十八番
地僧侶湯龍龍岳外一百三十三名呈出
(紹介議員安藤正純君外一名)

同上 神奈川縣鎌倉郡小坂村山之内
渡邊謙榮外百四十名呈出(紹介議
員安藤正純君外一名)

右請願ノ要旨ハ現時諸種ノ法律制定セラ
ルモ獨リ宗教ニ對シテハ其ノ制定ナク
宗教行政上宗教家トシテ不便妙カラシ
テ該法制定ノ爲各宗教團體及朝野識者中
ヨリ適當ナル委員ヲ任命シ速ニ宗教法制
定調査會ヲ設置シ來ル第五十議會ニ法律
案ヲ提出セラレタシト謂フニ在リ衆議院
ハ其ノ趣旨ヲ至當ナリト認メ之ヲ採擇ス
ヘキモノト議決セリ依テ議院法第六十五
條ニ依リ別冊及御送付候也

特別報告第二十九號

意見書

請願文書表第一六七號
實業補習教育ヲ義務制ト爲スノ請願
市歌山縣有田郡廣村大字廣宇田嘉
和呈出(紹介議員岡田伊太郎君)

殊ニ中等學校以上ニ進學ノ不可能ナル者
ヲ救済スル上ニ於テ最モ必要ナリト信ス
依テ實業補習教育ヲ速ニ義務制ト爲シ以
テ健全ナル國民ノ養成ヲ策セラレタシト
謂フニ在リ
衆議院ハ其ノ趣旨ヲ至當ナリト認メ之ヲ
採擇スヘキモノト議決セリ依テ議院法第
六十五條ニ依リ別冊及御送付候也

特別報告第三十號

意見書

請願文書表第二二二號
特別保護建造物修理費補助ノ請願
弘前市銅屋四十五番地僧侶手塚知
猛外三名呈出(紹介議員工藤十三
雄君)

右請願ノ要旨ハ弘前市最勝院境内ニ在ル
五重塔ハ寛文八年ノ建立ニ係リ明治四十
一年四月古社寺保存法ニ依リ特別保護建
造物ニ指定セラレタルモノナルカ文久二
年修理セラレタル儘爾來六十餘年ノ間風
雨ニ曝サレテラレタル處ニ腐朽ノ箇所ヲ生
此ノ儘放置スルニ於テハ全ク倒壊スルニ
至ル虞アル爲同市ノ有志之ヲ憂ヘ新ニ五
重塔保存會ヲ組織シ極力修理費ノ繰出シ
努メ漸ク其ノ額九千五百一十一圓ニ上リシ
モ該塔ノ修理費ハ一萬八千五百十圓ヲ要ス
ル次第ニ付此ノ不足額八千八百九十九圓
ヲ國費ヨリ補助セラレタシト謂フニ在リ
衆議院ハ其ノ趣旨ヲ至當ナリト認メ之ヲ
採擇スヘキモノト議決セリ依テ議院法第
六十五條ニ依リ別冊及御送付候也

特別報告第三十一號

意見書

請願文書表第一五七號
磯部、小諸間(碓氷迂回線)鐵道敷設
速成ノ請願 群馬縣碓氷郡磯部村
長秋原量平外百三十三名呈出(紹
介議員木曾三郎君)

右請願ノ要旨ハ信越線磯部驛附近ヨリ分
岐シ妙義山ノ南麓ヲ經テ北甘樂郡西枝村
大字木宿ヨリ宇都宮ヲ通過シ長野縣北
佐久郡志賀、三井ノ二箇村及岩村田町ヲ
經テ小諸町ニ至ル所謂信越線碓氷迂回鐵
道ハ碓氷二政府ノ實測セラレタル所ニシテ
「アプト式」ニ據ラス僅ニ四十分ノ一ノ緩
勾配ニテ國境ヲ越ユルヲ得ルノミナラス
之ヲ碓氷線ニ比較スレハ牽引力ニ制限ナ
キ爲貨物ノ輸送能力ヲ増大シ得ルノ利益

アリ且昨年度大震災當時ノ實情ニ鑑ミルモ
一朝有事ノ場合ニ於テ鐵道ノ如キハ最モ
其ノ必要ヲ感セラルルモノナリ依テ該鐵
道ヲ速ニ敷設セラレタシト謂フニ在リ
衆議院ハ其ノ趣旨ヲ至當ナリト認メ之ヲ
採擇スヘキモノト議決セリ依テ議院法第
六十五條ニ依リ別冊及御送付候也

特別報告第三十二號

意見書

請願文書表第二七七號
德佐、大井間鐵道敷設ノ請願 山口
縣阿武郡萩町長北野右一外二十四
名呈出(紹介議員藤田包助君)

右請願ノ要旨ハ山陽鐵道山口線德佐驛ヨ
リ分岐シ益田、萩線中大井村ニ達スル鐵道
ハ山口、島根兩縣境界ヨリ緩勾配ヲ以テ
阿武郡ヲ橫斷シ長門ノ北海岸ニ通スルモ
ノニシテ沿線物資ノ集散上重要ナル線路
ナリ依テ速ニ是力敷設ヲ斷行セラレタシ
ト謂フニ在リ
衆議院ハ其ノ趣旨ヲ至當ナリト認メ之ヲ
採擇スヘキモノト議決セリ依テ議院法第
六十五條ニ依リ別冊及御送付候也

特別報告第三十三號

意見書

請願文書表第二七九號
萩、小郡間鐵道敷設ノ請願 山口縣
阿武郡萩町長北野右一呈出(紹介
議員藤田包助君)

右請願ノ要旨ハ大正十三年度ヨリ著手セ
ラルヘキ萩、小郡間ヲ連絡スル山陰山陽
ノ縱貫鐵道ハ軍事上、交通上及地方産業
ノ開發上重要ナル線ナリ依テ帝都復興上
ノ如ク起工セラレタシト謂フニ在リ
衆議院ハ其ノ趣旨ヲ至當ナリト認メ之ヲ
採擇スヘキモノト議決セリ依テ議院法第
六十五條ニ依リ別冊及御送付候也

特別報告第三十四號

意見書

請願文書表第一八〇號
益田、秋田並正明市、瀧部間鐵道敷設
ノ請願 山口縣阿武郡萩町長北野
右一外二十二名呈出(紹介議員藤
田包助君)

セラレツツアリ開通ノ曉ハ豐富ナル利源ハ開拓セラレ地方産業ハ振興シ國策上利スルトコロ多シ休テ帝都復興費節約ノ影響ヲ蒙ルコトナク該鐵道ヲ速ニ完成セラレタシト謂フニ在リ

衆議院ハ其ノ趣旨ヲ至當ナリト認メ之ヲ採擇スヘキモノト議決セリ依テ議院法第六十五條ニ依リ別冊及御送付候也

特別報告第三十五號

意見書

請願文書表第二八六號

柳津、野澤間鐵道敷設ノ請願 福島縣河沼郡野澤町長齋藤兵鬼千外九

十一名呈出(紹介議員八田宗吉君)

右請願ノ要旨ハ地方産業ノ啓發並交通機關ヲ完備スル爲メ第四十六議會ニ於テ採擇セラレタル福島縣河沼郡柳津村ヨリ野澤町ニ達スル約七哩間ノ鐵道ヲ敷設セラレタシト謂フニ在リ

衆議院ハ其ノ趣旨ヲ至當ナリト認メ之ヲ採擇スヘキモノト議決セリ依テ議院法第六十五條ニ依リ別冊及御送付候也

特別報告第三十六號

意見書

請願文書表第一八八號

宇都宮、岩瀬間鐵道敷設ノ請願 栃木縣芳賀郡眞岡町長神田道堅外三

十一名呈出(紹介議員神田正雄君)

右請願ノ要旨ハ交通機關ヲ完備シ地方産業ノ振興ヲ期セムカ爲メ停車場敷地ノ如キハ各設置地元町村ニ於テ應分ノ寄附ヲ爲スヘキニ據リ東北本線宇都宮驛ヨリ分岐シ栃木縣河沼郡平石村、芳賀郡清原、大内、眞岡、山前、物部各町村及茨城縣眞壁郡小栗村、西茨城郡西那珂村ヲ經水戸線岩瀬驛ニ達スル鐵道ヲ速ニ敷設セラレタシト謂フニ在リ

衆議院ハ其ノ趣旨ヲ至當ナリト認メ之ヲ採擇スヘキモノト議決セリ依テ議院法第六十五條ニ依リ別冊及御送付候也

(八田宗吉君發言)

○八田宗吉君 請願委員會ノ經過ヲ御報告致シマス、今日マデ請願委員會ガ受理シタル件數ハ三百九十七件デアリマス、内文書表ニ載セテ御進シ致シマスモノガ三百八十六件デアリマス、審査ノ都合上内九件ヲ延期致シマス、審査ヲ終リマシマスモノガ二

百七十七件、内採擇ト決シタルモノガ二百七十一件、政府參考送付ト決シタルモノガ六件、審査未了ノモノガ百二十件、斯様デアリマス、今日上程ノナリマシタル日程第三乃至第四十一、第四十三乃至第六十四ノ特別報告ノ案件ニ對シマシテハ、分科會委員總會ニ於キマシテ、慎重審議何レモ採擇スベキモノト決定致シマシタ、分科會及委員總會ニ於ケル質問應答等ノ詳細ハ、之ヲ速記録ニ載セテアリマス、報告ハ省略致シマス、尙ホ特別報告ノ第一號金鷄動年金改正ノ件、是ハ今日マデニ受理シマシタル件數ガ殆下大部分デアリマシテ、二百六十九件アルノデアリマス、是ハ其目的ヲ同ジウスル金鷄動年金増額ニ關スル建議案此建議案ガ出テ居リマス、先例ニ依リテ日程カラ除イタルデアリマス、大要斯ノ如キ結果デアリマス、御審議アラシコトヲ希望致シマス(拍手)

○議長(粕谷義三君) 只今委員長ノ報告ニ係リマス日程第三乃至第六十四、其中日程第四十二ヲ除キマシテ、此各請願ハ委員長報告ノ通り採擇ニ御異議ハアリマセムカ

○議長(粕谷義三君) 御異議ナシト認メマス、仍テ報告ノ通り決シマシタ

○作問排逸君 再ビ議事日程變更ニ關スル今ノ發言ハ取消シマス

○議長(粕谷義三君) 是ヨリ日程ノ後ニ戻リマス、日程第十、衆議院議員選舉法中改正法律案ノ第一讀會ヲ開キマス、提出者ノ趣旨辯明ヲ許シマス、西岡竹次郎君

「提出者ガ出席シテ居ナイ」「後廻シ」「延期」「延期」ト呼フ者アリ

第十 衆議院議員選舉法中改正法律案(西岡竹次郎君外一名提出) 第一讀會

衆議院議員選舉法中改正法律案

衆議院議員選舉法中左ノ通改正ス

第八條 帝國臣民タル男子ニシテ年滿二十五年以上ノ者ハ選舉權被選舉權ヲ有ス

第九條 選舉人名簿調製ノ期日迄引續キ滿六箇月以上同一選舉區内ニ住居スル者ニ非サレハ選舉權ヲ行フコトヲ得ス前項ノ期間ハ行政區畫變更ノ爲中斷セラルコトナシ

第十條 削除

第十二條第二項中「又ハ官立公立私立學校ノ學生、生徒」ヲ削ル

第十三條 削除

第十四條中「三箇月」ヲ「二十日」ニ改ム

第十五條中「官内官」ノ上ニ「在職ノ」ヲ、「判事」ノ下ニ「朝鮮總督府判事、臺灣總督府法院判官、關東廳法院判官、南洋廳判事」ヲ、「檢事」ノ下ニ「朝鮮總督府檢事、臺灣總督府法院檢事、關東廳法院檢事、南洋廳檢事、陸軍法務官、海軍法務官」ヲ加フ

第十八條第四項中「納稅額及納稅地」ヲ削除

第十九條 削除

第二十二條 削除

第二十三條中「前二條」ヲ「第二十一條」ニ改ム

第二十四條第一項中「第二十一條」ヲ削除

第二十八條 總選舉ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定メ議員任期終了ノ二十二日以前ニ於テ之ヲ公布シ議員任期終了ノ日若ハ其ノ後二日間ニ於テ總選舉ヲ行フ衆議院解散アリタルトキハ解散ノ日ヨリ二日以内ニ總選舉ノ期日ヲ公布シ二十日以内ニ總選舉ヲ行フヘシ

總選舉ノ期日ハ休日トス

第二十九條ノ二 議員候補者タラムトス者ハ保證金二千圓又ハ之ニ相當スル額面ノ公債證書ヲ添ヘ其ノ選舉區内ノ選舉權者五十人以上百人以上ノ連署ヲ以テ選舉期日前十日迄ニ選舉長ニ届出ツ

前項ハ保證金ハ選舉終了ノ日ヨリ一週間内ニ各選舉事務長ニ還付ス但シ候補者ノ得票數カ第七十條但書ノ得票數ニ達セサルトキ又ハ議員候補者選舉期日前十日以内ニ候補者タルコトヲ辭シタルトキハ之ヲ國庫ニ沒收ス

議員候補者ハ其ノ選舉區ノ選舉長ニ届出ヲ爲スニ非サレハ議員候補者タルコトヲ辭スルコトヲ得ス

前項ノ届出アリタルトキ又ハ議員候補者死亡シタルトキハ選舉長ハ第二十九條ノ四ヲ適用シ第七十一條ノ手續ヲ爲スヘシ

第二十九條ノ三 議員候補者タラムトス者ハ前條ノ届出同時ニ選舉事務長一名ヲ選定シ選舉長ニ届出ツヘシ

第二十九條ノ四 選舉ノ期日十日以前迄ニ第二十九條ノ二第一項ノ届出ヲ爲シタル者其ノ選舉區ニ於ケル議員定數ヲ超

過セサルトキハ選舉長ハ選舉ノ手續ヲ省略シテ各候補者ヲ當選者トシ第七十一條ノ手續ヲ爲スヘシ

第三十一條 投票管理者ハ選舉ノ期日ヨリ少クトモ五日以前ニ其ノ區内ニ於ケル確定候補者並投票所ヲ其ノ投票區内ニ告示スヘシ

第三十二條第一項ニ左ノ但書ヲ加フ

但シ議員候補者ノ數五名ヨリ多キトキハ其ノ數ニ滿ツル迄ノ數ノ投票立會人ヲ選任スヘシ候補者ハ選舉期日ノ五日以前迄ニ各一名宛ノ投票立會人ヲ選舉長ニ對シ推薦スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ選舉長ハ之ヲ投票立會人ニ選任スヘシ

第三十五條 投票用紙ニハ第三十一條ニ依リ告示シタル候補者ノ氏名ヲ印刷シ選舉ノ當日投票所ニ於テ之ヲ選舉人ニ交付スヘシ

第三十六條 選舉人ハ投票所ニ於テ投票用紙ニ印刷セラレタル被選舉人一名ノ氏名ノ上ニ自ラ×ノ記號ヲ附シテ投函スヘシ但シ盲者ニ限リ×ノ記號ヲ用ユルコトナクシテ點字投票ヲ爲スコトヲ得此ノ場合ニハ別ニ投票用紙ヲ交付スヘシ

第三十八條第二項ヲ削ル

第十章 選舉運動

第七十條ノ二 議員候補者ハ選舉運動ニ要スル一切ノ費用ヲ豫算シ之ヲ選舉事務長ニ寄託スヘシ

前項ノ費用ハ市郡ニ在リテハ有權者一人ニ付二十五錢ヲ超ユルコトヲ得ス

第七十九條ノ三 選舉運動ニ要スル費用ハ總テ選舉事務長ヲ經テ之ヲ支辨ス

第七十九條ノ四 議員候補者ハ第七十九條ノ二豫算以外ニ候補者自身ノ費用トシテ金一千圓以内ヲ使用スルコトヲ得

第七十九條ノ五 議員候補者ノ爲ニ印刷物ノ配布廣告ヲ爲シ集會ヲ催シ其ノ他議員候補者ヲ應接セムトスル者ハ豫メ選舉事務長ノ承認ヲ受クルコトヲ要ス之ニ要スル費用ハ第七十九條ノ二規定シタル費用中ニ包含セシムヘシ

第七十九條ノ六 選舉事務長ハ選舉運動ノ爲要シタル費用ノ明細書ヲ作リ選舉終了後十五日以内ニ選舉長ニ提出スヘシ

ヲ加フ
第十 第七十九條ノ七第一項又ハ第七十九條ノ九ニ違反シタルトキ
第一百一條ノ二 當選人第七十九條ノ二乃至第七十九條ノ四、第七十九條ノ八第七十九條ノ十、第七十九條ノ十二ニ違反シタルトキハ其ノ當選ヲ無効トス
「第一章」ヲ「第十三章」ニ改ム
「第一百四條」刪餘

デア、ケラウト思ヒマス、今日ノヤウニ選舉費用ガ嵩ミマシテハ、其結果即チ政黨ノ墮落トナリ、議會ノ品位ヲ墜スト云フコトニナリマシテ、倫敦「タイムズ」ノ東京通信員ガ、日本ノ總選舉ニ於キマシテハ、選舉費用ガ嵩ム爲ニ、新シキ者殊ニ有爲ノ青年ノ蹴起スルコトハ少クシテ、日本ノ政界ハ依然トシテ舊人物ニ依リテ支配サレテ居ルト云フモノ也、選舉ニ當リテハ、

アリマス、僅ニ日本二十一年位居タ外人ノ眼ニサヘモ、斯ノ通りニ映ズル程、日本ノ選舉界ニハ莫大ナル費用ヲ要スル、此結果各政黨共ニ或ハ利權ヲ漁リ、色々ノ事ヲシナケレバナラヌコトニナル、故ニ選舉界ヲ席清シヤウトスルニハ、ドウ致シマシテモ選舉費用ヲ根本の二節約スル、根本の二制限スルト云フコトデアル、本案ニ依リマスレ

先ツ保證金二千圓、其選舉區内ニ於ケル有權者五十人以上百人以下ノ連署ヲ以テ、選舉期日十日前マデニ選舉長ニ届出デルコトニナツテ居リマス、而シテ其保證金ハ、選舉終了後一定ノ期間ニハ、之ヲ本人ニ還スコトニナツテ居リマスルバ、其候補者ノ得票數ガ法定數ニ達シナケレバ、是ハ國庫ニ沒收スルト云フコトニナツテ居リマス、是ハ能ク

有ル所ノ彌次郎ノ候補者ヲ防グ爲デア
此度ノ選舉ニ於キマシテモ、一万ノ得票ノ
アル所ニ、僅ニ二百票カ取ラナイ
候補者ガアリ、甚シキハ三十票、五十票ヲ
取ツト云フ如キ、所謂泡沫候補者ノ數ガ百
以上ニ達シテ居ルノデアリマス、斯ノ如キ
泡沫候補者ヲ防グ意味ニ於キマシテ、此制
度ヲ設ケタイデアリマス、而シテ若シモ
金中ニテ其立候補ヲ止メタ者ハ、同ジク

其豫納金ヲ沒收スルコト云フコトニナッテ居
リマス、是ハ或程度マデ運動ヲ爲シテ、而
シテツレヲ反對ノ候補者ニ賣付ケルガ如
キ、サウ云フ人々ヲ防グ爲ニ此制度ヲ設ケ
テ置キマシテ、之ト同時に選舉事務長ト云
フモノヲ指名シテ、選舉長二屆ケルコトニ
ナッテ居リマス、選舉事務長ハ候補者ニ代
テ總テノ選舉事務ヲ爲スコトニナッテ居リ
マス、又選舉費用日々餘リニ至ルコト

ノデアリマス、從來ノ十五回ノ總選舉ニ於
キマシテ、解散ノ日カラ總選舉マデ一番短
カッタ日ガ五十二日ヲ要シテ居リマス、長イ
日ガ百十日目ニ總選舉ガ行ハレテ居リマシ
テ、先般ノ選舉ハ百日目ニ行ハレテ居ッテ、

斯ノ如ク長時日ヲ要シマスレバ、精神勢力ニ於テ非常ナル疲勞ヲ來シ、費用ニ於キマシテモ自然ニ嵩ムノデアリマスルガ故ニ、期間ヲ極メテ短クスル、本案ニ於キマシテハ、期間ハ解散ガアツテカラ二十日目ニ選舉ヲ行フト云フコトニ致シテ居ルノデアリマス、即チ解散ガアツタナラバ、二日以内ニ選舉期日ヲ勅令ヲ以テ發布シテ、二十日以内ニ總選舉ヲ行フ、又任期終了ノ場合ニモ同様デアアルノデアリマス、投票用紙モ從來ハ選舉人自ラ記名致シテ居リマシタガ、豫メ候補者ノ名前ヲ印刷致シテ、投票用紙ニ自分ノ投票スル候補者ノ名前ノ上ニ「エ」キス「記號」ヲ記ス、極ク簡單ニ、文字ヲ書キ得ナイ人ニモ投票ノ出來ルヤウニ致シテ居ルノデアリマス、更ニ十數萬居リマスル所ノ盲人ノ點字投票モ即チ認メタノデアリマシテ、是ハ今日ハ點字ノ新聞雜誌モ發行致シテ居リマシテ、宮内省ノ詠歌モ點字ヲ認メテ居ル場合デアリマシテ、盲人ノ投票ヲ認メルコトハ當然ナ事デアルト思フノデアリマス、一番選舉ニ困ル事ハ、御承知ノ通り運動員ノ數ガ非常ニ多シ、事務所ノ數ガ多イト云フコトデアリマス、事務所ハ選舉本部ヲ一箇所ガ設ケルコトガ出來ル、サウシテ必要ガアツタナラバ、有權者ノ數五千人ヲ増ス毎ニ一ツノ事務所ヲ設ケルコトガ出來ルヤウニナツテ居リマス、運動員ハ一切置カナイ、其代リ選舉事務員ト云フモノヲ置キマシテ、選舉本部ニハ選舉事務長ノ外ニ五名、選舉事務所ニハ三名以下ノ事務員ヲ置クコトニナツテ居ルノデアリマシテ、ソレ等ノ人々ニハ給料ヲ支拂フノデアリマス、戶別訪問ハ一切之ヲ禁止致シマス、選舉ノ運動ハ總テ言論文章ニ依ルノ外ハ出來ナイ、候補者モ、或ハ選舉事務長モ、總テ何人ヲ問ハズ、投票ヲ得ルノ目的ヲ以テ、戶別訪問ヲスルコトモ禁ジテ居リマス、文書モ二回以上ハ之ヲ出スコトハ出來ナイコトニシテ居リマス、而シテ名刺モ亦文書ト認メテ居ル、其ニ回ノ費用ハ、之ヲ免除スルコトニナツテ居リマス、選舉ノ時ハ劇場デモ御寺デモ非常ニ費用ヲ高ク致シマスガ、小學校或ハ公會堂、官有ノ空地公園ハ、無料デ使用スルコトガ出來ル、投票當日ニハ其選舉區内ニ於キマシテ、休憩所又ハ之ニ類似シタモノヲ設ケテハイケナイ、所謂區役所ノ前ニ立ツテ、候補者ヲ初メ細君マデモガ、米揚キバツタノヤウニスルノハ、候補

者ノ人格ヲ侮辱シタモノデアルカラ、絕對ニ禁ズルト云フ精神デアリマス、而シテ選舉ノ費用ハ、市内ニ於キマシテハ有權者一人ニ付テ二十錢デ、郡部ハ二十五錢ト云フコトニ致シテアリマス、友人ガ候補者ノ爲ニ選舉演說ヲシ、或ハ「ビラ」ヲ撒ク、ソレ等ノ費用モ此費用ノ中ニ包含サレルノデアリマス、候補者ガ是ダケノ費用ヲ以テシマスレバ、ドレダケアレバソレデハヤレルカ、即チ今ノ選舉法ニ於キマシテ、市部ノ有權者數ハ四十五萬九千四百八十六人デアリマス、之ヲ一區制ニ致シマスレバ、一區平均有權者數ハ四千九百九十九人ニナルノデアリマス、ダカラ今ノ此金デ以テヤリマスレバ、九百九十八圓八十錢アレバ選舉ガヤレルト云フコトニナル、郡部ニ於キマシテハ二百五十五圓餘リデヤレル、二十五歳以上ニ擴張致シマスレバ、ドノ位デアリマス、市部ニ於キマシテハ約六千四百五十圓程度デアリ、郡部ニ於キマシテハ約九千五百圓前後ノ費用デアレルト云フコトニナツテ居ルノデアリマス、是等ノ規定ニ違反スル者ハ、其當選ヲ總テ無効トスルト云フヤウニ規定致シテ居ルノデアリマス、是ガ果シテ實行出來ルモノデアラカドウカ、英吉利ガ今日選舉ノ母國ト稱サレ、世界ニ誇ラテ居リマスガ、其英吉利ト雖モ、百年昔或ハ六七十年前ニ於キマシテハ、今日ノ日本ニ於ケルガ如ク腐敗シテ居タノデアリマス、故ニ千八百五十四年ニ腐敗防止法律案ヲ作り、千八百八十年ノ選舉ノ時ニ、其腐敗ニ鑑ミマシテ勅命選舉法調査委員會ヲ設ケマシテ、千八百八十三年ニ腐敗防止及不正行為防止ノ英吉利ノ「アノ」立派ナル所ノ選舉ガ行ハレルヤウニナツタノデアリマス、英吉利ニハソレデハ一ツノ選舉違反ガ無イカト申シマスル朝日新聞ニモ載テ居タ、アレニ依リテモ御承知デアリマス、英吉利ノ自由黨ノ院內幹事デアアル所ノ「グレイ」ト云フ人ガ「オックスフォード」選舉區ニ於キマシテ、此規定以上ノ金ヲ使用シタト云フ理由ノ下ニ、其代議士ノ資格ヲ失ハレマシテ、七年間選舉區ニ於テ候補スルコトガ出來ナイト云フ判決ヲ下シ、二箇月程前ニ裁判所ニテ判決サレタノデアリマス、ドノ位費用ヲ澤山使タカト申シマスレバ「オックスフォード」ノ人口ハ五萬七千人デアアル、其中有權者ノ數ガ二

萬六千二百七十デアリマシテ、一人ノ費用五片デアリマスガ、故ニ此人ガ使テ宜イ所ノ費用ハ五千四百七十圓デアリマシタガ、ソレガ約六千圓程ノ費用ヲ使タ、僅ニ四百圓使ヒ越シタト云フコトデアリマス、是「グレイ」ト云フ人ガ選ビマシタ所ノ選舉事務長ガ、選舉ニ何等ノ經驗ヲ持テ居ラナイ所ノ僅カ二十九歳ノ青年デアツテ、是ガ選舉ガ終リテカラ、金ヲ使ヒ過ギタト云フコトヲ發見致シマシテ、之ヲ彌縫スル、所謂帳尻ヲ合ハスル爲ニ、有ヤル苦心ヲ致シ、ソレガ發見サレマシテ、裁判所ハ即チ斯ウ云フ理由ノ下ニ、其代議士ノ資格ヲ取消シタノデアリマス、或ル商會ニ頼ンデ貼リマシタ所ノ「ビラ」代カラ「委員會」デヤリ給ヘ「簡單ニ」ト呼フ者アリ、其他發言スル者多シ

○議長(粕谷義三君) 諸君能ク考ヘテ見給ヘ、日本ニ於キマシテハ、一度ノ選舉ニ少クモ一萬四千圓、多クハ十萬二千圓ト云フガ如キ澤山ノ費用ヲ使フノニ、僅ニ五六百圓ノ金ヲ超過シタ爲ニ、其人ノ代議士ノ資格ヲ無効トシテ、七年間其選舉區ニ於テ立ツ能ハザルト云フ程ノ嚴格ナル此取締ハ、ドウ云フ理由ノ下ニ其判決ヲ下シタラウト云フコトハ、私ハ聽クベキ價值ガアラウト思フ、判官ハ曰ク、或商會ニ託シテ貼タル所ノ其「ビラ」ヲ二割引シタト云フコトハ、二割引スベキモノデアハナイ、又印刷所ニ拂フタ勘定ガ一割引ニナツテ居ルノハ、ソレハ割引ヲスベキデナイ、或ハ「オックスフォード」クロニクル」ニ拂フタ新聞廣告代ガ安過ぎル、「グレイ」ノ秘書ガ秘書ノ名前デ有權者三配「タ」一ノ葉書代ハ當然候補者ノ費用ニ屬スベキモノデアアルニ拘ラズ、ソレヲシナカタクカラ、即チ此選舉代理人ノ不正行為ノ爲ニ「グレイ」氏ハ其議員タル資格ヲ失フコトヲ判決デアアルノデアリマス、以上ノ精神ヲ本案ノ條文中ニ織リ込シテアル積リデアリマス、私ハ數年ノ間議會政治ヲ研究ノ爲ニ歐羅巴ニ居リマス間ニ、幸ニ英吉利ノ總選舉ヲ二回、愛蘭ノ總選舉ヲ一回見聞致シマシタ、或ハ選舉本部ニ、或ハ事務所ニ、政黨本部ニ、投票ハ投票所ニ行テ見學致シタノデアリマス、又過去二度々友人ノ應援ヲシタコトモアリ、其經過ト私ノ今般ノ選舉ニ於ケル體驗ヲ土臺ト致シマシテ、此案ヲ起草致シマシタノヲ、更ニ中

正俱樂部ノ同僚諸君ノ修正、御研究ノ結果、此案ハ即チ成ツタノデゴザイマス、不備ノ點ガ若シアリマシタナラバ、ソレハ委員會ニ於キマシテ、ドウ御修正ヲ願ヒタイト思ヒマス、選舉區制ノ問題デアリマス、區制ハ此案ニハ小選舉區制ヲ採テ居ルノデアリマス、私ノ理想ト致シマシテハ大選舉區論者デアリマスガ、何ガ故ニ然ラバ小選舉區ノ制度ヲ執ツタカト申シマス、過去ニ於キマシテ吾々ハ大選舉區ト小選舉區ノ經驗ヲ持テ居ルハ即チアリマス、第一次カラ第六次マデ大選舉區デハ大選舉區デアツテ、其後七回大選舉區デ、大正九年度ト今ノ二回ガ更ニ小選舉區デ行ハレテ居リマスガ、此大選舉區ト小選舉區トノ利害得失ハ、ハッキリ統計ニ現ハレテ居ルノデアリマス、其犯罪ノ數カラ申シマシテモ、小選舉時分ノ平均ノ犯罪ハ、運動者ノ數ガ八十八名デア、選舉人ノ數ガ百二十八名デア、大選舉時分ニハ千九百七十八人ノ運動者ノ犯罪者、選舉人ニ於テハ三千二十三名ト云フ多數ノ犯罪者ヲ現ハシテ居ル、大選舉區デアアル時ノ利益ト、小選舉デアアル時ノ利益トノ相違ヲ一ニ申上ダマスナラバ、大選舉デアアル時ト一般ノ人物ヲ出スコトガ出來ルケレドモ、小選舉區ニ於キマシテハ、所謂地方的ノ人物ヲ出ス、其代リ大選舉區デアレバ、煽動的政治家ヲ出ス傾ガアルガ、小選舉區デアレバ、地方的ノ名望家ヲ選舉スルト云フ弊害モ件々來ル、色々ノ利益得失ハアルデアリマスケレドモ、今ノ選舉法ヲ改正シマスレバ、約四倍ニ有權者ノ數ガ殖エルノデアリマス、私ハ此四倍殖エル新シイ有權者ヲ、將來ニハ大選舉區デ宜シイガ、少クモ一回二回位小選舉區ニ於テ經驗ヲ爲シ、然後ニ大選舉區デ行クノガ穩當ノ道チデアアルマイカト私ハ思フテ居リマス、即チ將來英吉利モ必ズ大選舉區ニナルニ相違ナイト思ヒマスガ、現在千九百十八年ニ普通選舉ヲ行フタガ、彼等ハ即チ小選舉區デ今日選テ居ル點カラ見マシテモ、小選舉區デアアルコトガ、選舉權擴張ニ伴テ、諸君ノ御贊成ヲ得ルノニ容易デアラウト思フ、私ハ小選舉區ノ制度ヲ採テ居ルノデアリマス、併ナガラ若シモ委員會ニ於キマシテ、大選舉區又ハ中選舉區デ宜イト云フコトデアリマシタナラバ、私ハ其修正意見ニ直ガ賛成スルノデアリマス、若シモデス、諸君、獨リ私ハ區制バカリデハナ

イ——若シモ諸君ガ此議會ニ於テ通過セシ
マルト云フ條件ノ下デアルナラバ、昨年憲
政會革新俱樂部ガ御出シニナクテ普通選挙
其儘ニデモ、私ハ修正意見ニ賛成セシメマシ
リマス、何トナラバ其案ヲ通過セシメマシ
テモ、現行法ニ優ルコト萬々ナリト私ハ信
ジマスカラ、即チ第一義ガイカナカッタ
場合ニハ第二義ヲ取ル、決シテ自分ノ持
タ案ヲ固執スルモノデハナイト云フコトヲ
明ニ申上ゲテ置キマス(拍手)私ハ此目
ニ於キマシテハ、即チ憲政會革新俱樂部、
設置ニ派ト私共ノ案ハ一致シテ居ル、而シ
テ其罰則方法ニ付キマシテハ、足ラナイ點
ガアツナラバ、委員會ニ於テ如何様デモ
私ハ修正ハ出來ル、區制ノ問題ハ前ニ申上
ゲマシタ通り、是ハ研究ノ餘地ハ無イ、大
選挙區ガ良イカ、小選挙區ガ良イカト云フ
コトハ、簡單明瞭デアルノデアリマス、
カルガ故ニ是ガ審議ガ出來ナイカラト云
フ、或ハ期間ガ短イカラト云フ理由ノ下
ニ、今議會ニ之ヲ提案シナイト云フ理由ニ
ハナラナイト思フノデアリマス、若シモ期
間ガ短カッタラバ、會期ヲ延長シテデモ此
普通選挙ヲ通過セシメナクテバナラナイ問
題デアルト私ハ思フ、特ニ憲政會ノ諸君ハ、
普通選挙法案ノ歴史ヲ考ヘテ御覽ナサイ
吾等ハ此普通選挙ノ名ノ下ニ、原内閣ノ時
ハ解散ノ憂目ニマデ過デ居ルノデアル、
ソレ程此普通選挙ハ重大問題デアル……
(拍手聲)

コトヲ信ジテ、民衆ガ諸君ヲ援護致シタノ
デアル、諸君、吾々民衆ハ是マデ度々政府
ヤ議會ニ囑サレテ來テ居ルノデアル、此上
諸君マデモ、私ハ諸君ガ囑サツタル、此上
アルコト、私ハ即チ此議會ニ於テ普通選挙法
案ヲ通過致シ、而シテ議會ニ十一月或ハ十
月ノ終リニ、此議會ヲ解散致シテ、新シイ
選挙法ノ下ニ民意ヲ問ハナクテバナラズ、
僅カニ二百萬人ノ代表致シテ居リマス吾々、新
シイ有権者三千三百萬人ノ有権者ニ吾々ノ信任
ヲ問フベキ態度ニ出ルノ有、立憲政治家ノ
執ルベキ半途デアラウト信ズルノデアリマ
ス(發言者多シ)諸君ハ此重大ナル所ノ普通
選挙法案ヲ、斯ノ如キ所ノ不眞面目ナル所
ノ態度ヲ持ツテ居ルノデアリマス、諸君、
考ヘテ御覽ナサイ、サウ云フ態度ヲ致シ
テ居ルナラバ、國民ハ今諸君——議會ハ吾
々國民ノ議會ニアラズ、是ハ一部特權階級
ノ代議者ノ集會所デアルト云フ呪ノ聲ヲ揚
グルト信ズルノデアリマス(拍手)(發言者
多シ)一タビ——諸君ガ一タビ議會ノ門ヲ出
デ、見ヨ、アノ日比谷公園ニ於テサヘモ(賣
名)「默レ」ト呼ブ者アリ五千三百人ト云フ
多クノ者ハ、今日住アリニ家無クシテ、豚小
屋ノヤウナ所ニ住テ居ルノデアル、澤山
ノ失業者ガ今日出デツ、アル、多クノ者ハ
食ハントスルニ食無ク、住ハントスルニ其
家無キ狀態ニ置カレテアルガ、併ナガラ此
壇上ニ於テ是等ニ關スル所ノ生活問題、社
會問題ヲ、何人ノ口ニ依テ叫バレタノデ
アリマスカ、諸君、私ハ(發言者多シ)諸
君、私ハ——諸君、此眞面目ナル問題ニ
對シテ、左様ナル所ノ態度ヲ御執リニナル
以上ハ、私ハ是レ以上言ハナイ、——併ナ
ガラ此問題ハ眞面目ナル所ノ普通選挙ノ問
題デアリマスルガ故ニ、諸君ハ慎重審議サ
レウ、此法案ヲ此議會ニ通過セシメ、而シ
テ此議會ヲ解散致シ、十一月ハ總選挙ヲ
舉行サレルヤウニ私ハ望ミ、私ノ説明演說
ヲ終リマス、餘ハ委員會ニ於テ説明致シマ
ス(拍手)

提出者ノ趣旨辯明ヲ許シマス——提出者武
藤山治君
第十一 議院法中改正法律案(武藤山
治君提出)
議院法中改正法律案 第一讀會
議院法中左ノ通改正ス
第十九條第三項ヲ左ノ如ク改ム
第二十五條ノ場合ニ於テハ第一項歳費
以上三十圓以下ノ手當ヲ受ク
第二十五條 各議員ハ議會開會ノ間立法
事項又ハ議院ノ職務權限ニ關スル事項
ヲ審查セシムル爲メ繼續委員ヲ設クルコ
トヲ得ニ關スル細則ハ各議員ニ於テ
之ヲ定ム
(武藤山治君登壇、拍手起ル)
○武藤山治君 諸君、私ハ茲ニ提出致シマ
ス、近時我國ニ於キマシテハ、能率ヲ增
進スルノ必要ナルコトハ一般ニ唱ヘラレマ
シテ、近クハ我が政界ニ於テモ、能率ヲ增
進ノコトガ問題トナシテ居リマシテ、先頃大藏
大臣ノ御演說中ニモ、行政整理ハ當ニ費用
ヲ減スルミナラズ、能率ヲ増進スルコトヲ
シナクテバ、效果ガ無イト云フヤウナ御言
葉ガアツタヤウナ次第デアリマス、然ルニ我
國ノ政界ニ於キマシテ、最モ能率ノ惡イ私
ハ政治機關ハ何デアルクト問ハレタナラバ
遺憾ナガラ我が帝國議會ト答ヘザルヲ得ナ
イノデアリマス、諸君我ガ帝國議會ハ……
(發言者多シ)諸君(下レ下レ)「靜
肅ニス」其他發言者多ク議場騒然 諸君
……(議場騒然)
○副議長(小泉又次郎君) 靜肅ニ願ヒマス
(發言者多シ)諸君、整理ヲ願ヒマス
(武藤山治君) 議長、整理ヲ願ヒマス
○副議長(小泉又次郎君) 靜肅ニ願ヒマス
只今武藤君ノ御發言中、何カ議長ニハ
聞エナイノデアリマスルケレドモ、諸君ニハ
ハ不穩當ナル言語ガアツタケルノ場内ノ光
景デアリマス、其故ニ武藤君ノ只今注意ヲ
致シマシマス、武藤君ハ答テ曰ク、自分ノ發
言中ニ不穩ノ言葉アリト致シマスレバ、能
ク調ベタ後ニ於テ取消スト云フコトヲ言ハ
レテ居リマス、此故ニ此儘暫ク議事ヲ繼續
致シマシマス、速記録ニ依テ議長ハ相當ノ處
分ヲスル積リデアリマス(拍手起リ發言ス
ル者多シ)諸君、若シ私ガ申上ゲ

マシタコトノ上ニ、若シ不穩ノコトガ、或
ハ諸君ニ對シテ不敬ノ言葉ガアリマシタナ
ラバ、私ハ——(議場騒然)
○副議長(小泉又次郎君) 靜肅ニ願ヒマス
(發言者多シ)諸君、若シ——(議
場騒然)
○武藤山治君(續) 諸君——若シ——(議
場騒然)
○副議長(小泉又次郎君) 靜肅ニ願ヒマス
○作問掛逸君 議事進行ニ付テ發言ガアリ
マス
○副議長(小泉又次郎君) 只今發言中デア
リマス
○副議長(小泉又次郎君) 只今發言中デア
リマス(拍手起ル)
○武藤山治君(續) 諸君——
○副議長(小泉又次郎君) 靜肅ニ願ヒマス
○武藤山治君(續) 若シ私ガ諸君ニ……
(議場騒然)
○副議長(小泉又次郎君) 只今作問君ヨリ
——只今作問君ヨリ議事進行ニ關スル發言
ノ通告ガアツタノデアリマスケレドモ、只今
武藤君ノ發言中デアアルノデアリマス、但シ
(拍手起ル)但シ——但シ——但シ懲罰ノ動
議ナラバ許スノデアリマス、其他ノ發議ハ
許シマセヌ(拍手起ル)
○三木武吉君 議長——議長(議場騒然)議
長——發言ヲ求メマス(議長「議長ト呼
フ者アリ」武藤君ノ發言ニ付テ——(議場騒
然)武藤君ノ發言ニ付テ、議事進行ニ關スル
發言ガアリマス——武藤君ノ發言ニ對シテ
……(議場騒然)武藤君ノ發言ニ對シテ
○武藤山治君(續) 諸君……
○三木武吉君 議長……
○作問掛逸君 休憩ノ動議ヲ提出致シマス
○武藤山治君(續) 諸君——我帝國議會ハ
(拍手起リ)議場騒然明治……
○副議長(小泉又次郎君) 武藤君ノ發言ニ
……(議場騒然)諸君能ハスノ發言ガア
ルノデアリマス
○武藤山治君(續) 諸君……(議場騒然)
○副議長(小泉又次郎君) 暫時休憩致シマ
ス
午後四時十一分休憩
午後五時八分開會
○副議長(小泉又次郎君) 休憩前ニ引續キ
會議ヲ開キマス、樋口秀雄君ヨリ成規ノ贊
成ヲ得テ、議員武藤山治君ヲ懲罰委員ニ付

日田三和之對之征討自二一〇一之夕行營

立所具注未行

三才 正言和 三才四良才

原日一行來

ノ間委員ヲシテ議案ノ審查ヲ繼續セシムルコトヲ得「トアルノデアリマス」(閉會ノ間「コトヲ得」ト呼フ者アリ)「議會開會ノ間デアリマス、是ハ間違ヒマシタ」諸君、此議院法ノ二十五條ニ依リマス上云フト、議會ハ繼續委員ヲ設クルコトガ出來マス、トモ、茲ニ「二ツノ條件ガアルノデアリマス、其一ツハ政府ノ要求ニ依リ、又ハ其同意ヲ得ナクハバナラナイノデアリマス、又一ツハ茲ニ議案ガ無キハ繼續委員ヲ設クルコトハ出來ナイノデアリマス、然ルニ遺憾ナガラ政府ナルモノハ、議會ノ能率ノ最も惡イコトヲ望ムデ居ルノデアリマス、政府ノ側カラ申セバ、議會ガ餘リ多クノ能率ヲ發揮セスコトヲ望ムモノト私ハ思フノデアリマス」(發言スル者多シ)

○副議長(小泉又次郎君) 靜肅ニ
○武藤山治君(續) 故ニ私ハ茲ニ之ニ對シテ改正案ヲ提出スル者デアリマス、私ノ提スル第二十五條ノ改正案ハ「各議院ハ議會開會ノ間立法事項又ハ議院ノ職務權限ニ關スル事項ヲ審查セシムル爲メ繼續委員ヲ設クルコトヲ得、之ニ關スル細則ハ各議院ニ於テ之ヲ定ム」是ガ即チ我ガ議院法ノ第二十五條ノ政府ノ要求、若クハ同意ヲ得ナクモ、又茲ニ「二ツノ議案ガ無キハ、議會開會中ニ此繼續委員ヲ常置シテ、サウシテ百般ノ事項ヲ審查セシメントスル爲メ此改正案ヲ提出スル所以デアリマス、諸君、議會ノ仕事ナルモノハ、私ノ見ル所デハ單ニ法律ヲ制定スルトカ、或ハ政府ヨリ提出スル豫算ニ對シテ協賛ヲ與フルノミガ、私ハ議會ノ仕事ナルモノハ、議會ガ制定シタル法律ナルモノガ如何ニ行ハレ、議會ノ協賛ヲ與ヘタル所ノ豫算ナルモノガ如何ニ執行サレテ居ルカト云フ、其成績ヲ常ニ究メテ云フコトガ此議會ノ職務ノ中ノ一ツデアリト思フノデアリマス、殊ニ我國ノ如ク政府ガ種々ナル仕事ヲ爲スヤウナ國ニ於テハ、政府ノ爲ス所ノ此營業ノ狀態ニ就テモ、議會ヲ究ムル必要ガアルノデアリマス、是レ即チ私ガ茲ニ議案ガ無キトモ政府ガ要求又ハ同意シナクモ、議會自ラ其職務ヲ盡サンガ爲メ、此議院法ノ二十五條ヲ改正シテ常置委員ヲ設ケテ、議會開會中雖モ、種々ノ問題ニ付テ調査研究ニ當ラシメントスル所ノデアリマス、諸君、今日我國ノ議會ナルモノハ、之ヲ世界ノ憲法ノ上ニ比較シテ見

マシテ、英米ニ此點ニ於テ劣ルハ勿論デアリマス、然レドモ、更ニ獨逸ナドノ新ニ制定シタル所ノ憲法ノ上カラ見マシテモ、我ガ帝國議會ハ方ニ私ハ「改正ヲ行フ必要ヲ認メザルヲ得ナイノデアリ、獨逸ノ新憲法ノ第三十五條ノ第二項ニ依リマス上云フト「前項ノ委員會ノ外議會ハ其開會中及任期滿了後ニ於テ政府ニ對スル議會ノ權利ヲ保護スル爲メ常任委員ヲ置ク」トシテアリマス、又普魯西ノ新憲法ノ第二十六條ニモ「議會ハ其開會中又ハ其任期滿了ノ時若クハ議會解散ノ時ヨリ新議會開會ノ時ニ至ルマデノ間、内閣ニ對スル議會ノ權利ヲ保護スル爲メ常任委員ヲ設ク、其組織ハ議事規則ヲ以テ之ヲ定ム」ト修正シテ居ルノデアリマス、斯ノ如ク世界何レノ國ニ於テモ、議會ナルモノハ我國ノ帝國議會ノ如ク一箇年三百六十五日ノ中九十九日間働イテ、残りノ二百七十五日間ハ休息シテ居ルト云フウナハ、何處ノ國ニモ無キ一國ノ歲計ガ一般會計ト特別會計ヲ合セテモ、尙ホ一億五千萬ニ滿タズ、當時ノ貿易額ガ輸出入ヲ合セテモ尙ホ二億四千萬ニ滿タナイ時代デアッタラ、私ハ一箇年ノ間四分の一議會ガ開會サレテモ尙ホ職務ヲ盡シ得タト思フノデアリマス、然ルニ今日ノ如ク一國ノ歲計ガ膨大シ、一國ノ經濟界ガ非常ニ大キクナツテ居ルト云フ今日ノ世ノ中ニ於テ、國民ヲ代表スル議會ガ僅ニ一箇年ノ間四分の一開會シテ、開會中何等其職務ヲ盡ス繼續委員ヲ常置シテ置カナイト云フコトハ、私ハ我ガ帝國議會ニ於ケル能率ノ發揮ヲ妨グル所ノ大ナル缺點デアリト信ズル者デアリマス、(ノウ)

諸君、茲ニ一例ヲ舉ゲテ申シマスレバ、若シ我ガ帝國議會ニ於テ繼續委員ガ常置サレテ居リマシタラバ、今日問題ニナツテ居リマス普通選舉ノ問題ノ如キモ、宜シク之ヲ繼續委員ニ託シテ十分ニ調査セシメテ、次に通常議會ニ提出サレ得ルモノデアリマシテ、濫ニ此提案ヲ政府ノミニ委任シテ、議員タル者ガ安心シテ居ルベキモノデアリト私ハ思フノデアリマス、然ルニ我ガ帝國議會ニ於テハ斯ノ如キ設備ガ無キ爲メ、我國ハ全ク此機關ヲ通常議會マデ、此大切ナル議會上云フ機關ヲ連轉休止トナルノデアリマス、故ニ私ハ普通選舉ノ如キ問題ニ對シマシテモ、私ハ諸君ト此繼續委員ノ常置ノ必要ヲ認メルノデアリマス、更ニ諸君ガ今

日唱ヘラレル所ノ貴族院制度ノ改正ナドニ對シマシテモ、私ハ諸君ガ近ク建議案ヲ提出セラレルコト、承知シテ居リマス、此議會ガ貴族院制度改正ノ建議案ヲ決シタコトデ、諸君ガソレヲ政府ニ放任スルコトヲモテ、私ハ諸君ガ議會トシテノ職務ヲ盡サレヌモノト思フノデアリマス、若シ我ガ貴族院ノ制度ニシテ改正スベキ理由ガアリマスレバ、サウシテ貴族院ニ於テモ、此衆議院ニ於テモ、常置委員ヲ設置シテ、之ヲリマスナラ、相互ニ審議シテ協議サレ、之ヲ改善ヲ見出し得ルト思フノデアリマス、濫ニ反感シテ其間ニ爭フ金テタ所デ、何等益スル事ノナイト云フコトヲ信ズル者デアリマス、併ナガラ我國ノ如ク今日議會ナル機關ガ、一箇年ノ間四分の一ダケ働イテ、アトハ連轉ガ出來ナイト云フ狀態ニ於キマシテハ、斯ノ如キ事モ思フニ委セナイノデアリマス、若シ茲ニ常置委員ガ設ケラレテアリマシタラバ、諸君ガ貴族院制度改正ニ對スル建議案ヲ御提出ニナツタ後、其繼續委員ニ托シ、貴族院ニ於ケル所ノ繼續委員ト合議シテ、圓滑ニ其目的ヲ達シ得ラレルモノデアリカト私ハ思フノデアリマス、更ニ諸君、今日私共ハ此議會ニ於テ多クノ諸君ヨリ、我國ガ今日經濟上ノ一大國難ニ陷リテ居ルト云フコトヲ何ゾノデアリマス、然ルニ諸君、此經濟上ノ一大國難ノ時ニ於テ、國民ヲ代表スル議會ナル機關ガ一箇年ノ僅カ四分の一ダケ連轉シテ、アト四分ノ三ダケ連轉ヲ休止スルヤウナ狀態ニ於テ、諸君ハ果シテ我ガ帝國議會ガ能率ヲ十分ニ發揮シテ居ルモノデアリト、斯ウ信ジラレルカドウカ伺ヒタイノデアリマス、諸君、若シ是ガ英國ノ議會デアリマシタラバ、金解禁ノ如キ財政經濟ニ關スル大問題ハ少クモ此議會ニ於テ之ガ討議ノ爲メハ數時間ヲ費スルト思フニ對シマス、然ルニ諸君ハ此重大ナル問題ニ對シマス、僅ニ二十分カ三十分ノ時間シテ御與ヘニナラヌト云フコトハ、會期ノ少イ爲メ、寔ニ此國ノ經濟ニ對シテ深切ナルモノト思フコトガ出來ヌノデアリマス、若シ諸君ガ今日我國ノ國民經濟ノ行狀ヲ原

テ置イテ、其繼續委員ガ政府ト協力シテ、我ガ國民ノ方ニ困テ居ル所ノ此經濟國難ヲ轉換スル爲メ、議會ハ宜シク協力スベキ義務ガアルト私ハ思フノデアリマス、故ニ私ハ此意味ニ於キマシテ、議院法第二十五條ノ修正案ヲ提出シタ次第デアリマス、而シテ之ニ附帶スル所ノ第十九條ノ第三項ニ於キマス繼續委員ノ手當一日五圓ト云フコトヲ、一日二十圓以上三十圓トスウ改メマシタラバ、此一日五圓ト云フコトハ明治二十三年ノ其當時ノ議院法ニ於テ定メラレタル所ノ金額デアリマシテ、而シテ議員ノ歲費ノ手當ハ僅カ二回カ三回修正サレテ居ルヤウデアリマス、然ルニ議員諸君ガ議員ノ歲費ヲ二三回御修正サスデ、此繼續委員ノ手當ヲ御忘レニナツタト云フコトハ、賢明ナル議員諸君ノ千慮ノ一失デアリト思フノデアリマス、デ私ハ茲ニ此改正案ヲ提出シテ、サウシテ賢明ナル諸君ノ十分ナル、冷靜ナル御判斷ニ訴ヘルノデアリマス

○副議長(小泉又次郎君) 本案ニ付テ質疑ノ通告ガアリマス、此場合之ヲ許可致シマス板野友造君——時間ヲ延長致シマス

○板野友造君 實ハ議院法改正ト致シマスレバ、私共多少根本的ニ改正スベキ所ノ意見ヲ持テ居ル、本案ノ如キハ極メテ其一部分ニ涉ルモノデアリマス、案トシテハ小サナモノデアリ、唯、本案ト憲法ノ問題ニ至リテハ重大ナル關係ガアル、武藤君ハ英國ノ憲法、米國ノ憲法、殊ニ英獨ノ憲法ニ至ッテハ條文ヲ舉ゲテ茲ニ御談議ニナツタノデアリ、私ガ武藤君ニ聽カントスルノハ、英國憲法及獨逸憲法ト本案トノ關係デアリマセヌ、日本憲法ト本案ノ關係デアリ、我ガ憲法ノ規定ニ依レバ兩院ノ權限、貴族院及衆議院ノ權限ハ、政府ガ提出シタル豫算ハ勿論デアリマス、法律案ガデニ付テ言ヘバ政府ノ提出シタル法律案ヲ審議スル權能ガアルガ、法律案ヲ提出スルマデニ兩院ハ提出スル爲メノ準備行為ヲ議院デ爲スコトハ認メテ居ナイノデアリ、本案ノ理由書ヲ見ル、開會ノ期間ヲ利用シテ、各般ノ法律案ヲ改正スルノ必要ガ有ルカ無イカト云フ立法ヲスルノ必要ガ有ルカ無イカト云フヤウナコトニ付テ調査ヲシ、立法事項ニ付テノ調査ヲスル、ソレカラ其外ニ付テモ議院ノ職務權限ニ關スル——議院ノ職務權限

テ置イテ、其繼續委員ガ政府ト協力シテ、我ガ國民ノ方ニ困テ居ル所ノ此經濟國難ヲ轉換スル爲メ、議會ハ宜シク協力スベキ義務ガアルト私ハ思フノデアリマス、故ニ私ハ此意味ニ於キマシテ、議院法第二十五條ノ修正案ヲ提出シタ次第デアリマス、而シテ之ニ附帶スル所ノ第十九條ノ第三項ニ於キマス繼續委員ノ手當一日五圓ト云フコトヲ、一日二十圓以上三十圓トスウ改メマシタラバ、此一日五圓ト云フコトハ明治二十三年ノ其當時ノ議院法ニ於テ定メラレタル所ノ金額デアリマシテ、而シテ議員ノ歲費ノ手當ハ僅カ二回カ三回修正サレテ居ルヤウデアリマス、然ルニ議員諸君ガ議員ノ歲費ヲ二三回御修正サスデ、此繼續委員ノ手當ヲ御忘レニナツタト云フコトハ、賢明ナル議員諸君ノ千慮ノ一失デアリト思フノデアリマス、デ私ハ茲ニ此改正案ヲ提出シテ、サウシテ賢明ナル諸君ノ十分ナル、冷靜ナル御判斷ニ訴ヘルノデアリマス

○副議長(小泉又次郎君) 本案ニ付テ質疑ノ通告ガアリマス、此場合之ヲ許可致シマス板野友造君——時間ヲ延長致シマス

○板野友造君 實ハ議院法改正ト致シマスレバ、私共多少根本的ニ改正スベキ所ノ意見ヲ持テ居ル、本案ノ如キハ極メテ其一部分ニ涉ルモノデアリマス、案トシテハ小サナモノデアリ、唯、本案ト憲法ノ問題ニ至リテハ重大ナル關係ガアル、武藤君ハ英國ノ憲法、米國ノ憲法、殊ニ英獨ノ憲法ニ至ッテハ條文ヲ舉ゲテ茲ニ御談議ニナツタノデアリ、私ガ武藤君ニ聽カントスルノハ、英國憲法及獨逸憲法ト本案トノ關係デアリマセヌ、日本憲法ト本案ノ關係デアリ、我ガ憲法ノ規定ニ依レバ兩院ノ權限、貴族院及衆議院ノ權限ハ、政府ガ提出シタル豫算ハ勿論デアリマス、法律案ガデニ付テ言ヘバ政府ノ提出シタル法律案ヲ審議スル權能ガアルガ、法律案ヲ提出スルマデニ兩院ハ提出スル爲メノ準備行為ヲ議院デ爲スコトハ認メテ居ナイノデアリ、本案ノ理由書ヲ見ル、開會ノ期間ヲ利用シテ、各般ノ法律案ヲ改正スルノ必要ガ有ルカ無イカト云フ立法ヲスルノ必要ガ有ルカ無イカト云フヤウナコトニ付テ調査ヲシ、立法事項ニ付テノ調査ヲスル、ソレカラ其外ニ付テモ議院ノ職務權限ニ關スル——議院ノ職務權限

○板野友造君 實ハ議院法改正ト致シマスレバ、私共多少根本的ニ改正スベキ所ノ意見ヲ持テ居ル、本案ノ如キハ極メテ其一部分ニ涉ルモノデアリマス、案トシテハ小サナモノデアリ、唯、本案ト憲法ノ問題ニ至リテハ重大ナル關係ガアル、武藤君ハ英國ノ憲法、米國ノ憲法、殊ニ英獨ノ憲法ニ至ッテハ條文ヲ舉ゲテ茲ニ御談議ニナツタノデアリ、私ガ武藤君ニ聽カントスルノハ、英國憲法及獨逸憲法ト本案トノ關係デアリマセヌ、日本憲法ト本案ノ關係デアリ、我ガ憲法ノ規定ニ依レバ兩院ノ權限、貴族院及衆議院ノ權限ハ、政府ガ提出シタル豫算ハ勿論デアリマス、法律案ガデニ付テ言ヘバ政府ノ提出シタル法律案ヲ審議スル權能ガアルガ、法律案ヲ提出スルマデニ兩院ハ提出スル爲メノ準備行為ヲ議院デ爲スコトハ認メテ居ナイノデアリ、本案ノ理由書ヲ見ル、開會ノ期間ヲ利用シテ、各般ノ法律案ヲ改正スルノ必要ガ有ルカ無イカト云フ立法ヲスルノ必要ガ有ルカ無イカト云フヤウナコトニ付テ調査ヲシ、立法事項ニ付テノ調査ヲスル、ソレカラ其外ニ付テモ議院ノ職務權限ニ關スル——議院ノ職務權限

ニ屬スルト云フ意味デアラウト思ヒマス
ガ、職務權限ニ屬スル事項ニ付テ、政府ニ
建議スルコトガ有ルカ無イカ、是モ審査ヲ
スル、ソレコトヲ政府ニ建議質問スルモナ
キヤ否ヤヲ調査スル、何カ質問スルモナ
有ルカ無イカト云フコトモ調査スル、斯ウ
云フヤウナコトデアラ、議會ニ對シテ、兩
院ニ對シテ或ル法律ヲ提出スルカ否カ、或
ハ建議スルカ否カ、質問スルカ否カ、斯
ウ云フヤウナコトハ、準備行為ヲ議院トシテ
シヤウ云フデアラ、議會ニ建議委員會
ヲ置イテ是等ノ準備行為ヲシヤウ云フノ
デアラ、既ニ言ヘル如ク我が帝國憲法ガ
認メタル、日本ノ憲法ガ認メタル議會ノ職
權ナルモノハ、政府ノ提出シタル一既ニ
提出シタル議案若クハ議員ノ提出シタル議
案、提出サレナケレバ駄目ダ、提出サレテ
カラ始メテ此方ノ働ガ出來ルノデアラ、ソ
レ以前ノ行為ニ付テハ何モ權能ガ無イ、質
問ノ趣旨ガ能ク御分リニナルヤウニ思ヒ
テ繰返シテ置ク、然ルニ本案ハ斯ノ如キ意
味ヲ以テ成サレテ居ルノデアリマス、日本
憲法ト本案トハ抵觸スルヤ否ヤ、即チ本案
ハ我が憲法ト違反デアラト確信致シマスガ
(拍手)此點ニ對シテ提出者ノ明晰ニシテ十
分ナル御説明ヲ求メマス(拍手)ソレカラモ
ウ一ツ或ル法律ヲ議會ニ出スノ必要ガ有ル
カ無イカ、ソレカラ法律ヲ改メル必要ガ有
ルカ無イカ、色々ノ施設ニ付テ議會ノ協賛
ヲ經ルモノアルヤ否ヤ云フコトヲ調査ス
ルト云フ本案ノ目的ニ含マレル事項ノ如キ
ハ、行政府ノ當ニ爲スベキ仕事デアラ、政
府ノ當然シタレバナラヌ仕事デアラ、其
政府ノ當然爲スベキモノヲ立法府ガヤルト
云フコトハ、立法行政ヲ混淆スルモノデ
アラ、是亦憲法ノ精神ニ違反スルモノデア
ラ(拍手)此點ニ關シテ提案者ノ説明ヲ求
マス、ソレカラ今度ハ實ハ憲法論ヲ求メ
テ少シ何デスカ、今度ハ實ハ實際論カラ言
ヒマセウ、法律論ヲ拔キマシテ實際論カラ
シマスト、武藤君ハ常ニ行政整理ノ必要
アルコトヲ述ベラレラ方デアラ、此點ニ對
シテハ吾々ハ全然同感デアラ、然ルニ本件
ノ如キ法律案ガ通過スル、然ルニ本件ノ如
キ法律案ガ通過スル、然ルニ本件ノ如
ト云フ法律ガ出來タラバ、繼續委員ヲ置
クヲ御考ニナリマス、實際ハ蓋シ、若シ此
法律ガ出來タラバ、繼續委員ト云フモノ
幾ツモ幾ツモ出來ルコトニナル、金輸出解禁

熱心ナル論者ハ、金輸出解禁ノ委員會ヲ開
クト云フデアラウ、紡績業ニ熱心ナル人ハ、
紡績業ニ關スル委員會ヲ開クト云フデアラウ
(拍手)文政ニ關スル委員會ヲ開ク、法律制
度取調委員會ヲ開クコト云フノ、我國從
來ノ例カラ見マシテモ、若シ此法律ガ通過
スルナラバ、幾十ノ委員會ガ出來ルト云フ
コトヲ斷言致シテ置キマス、從來ノ例ヲ御
覽ナサイ、既ニ色々ノ調查會ヲ設ケテ、政
府ニ於テ色々ノヤンデ居リマス、議會ニ於
テ出來ルト云フコトニナレバ、恐ロシニ於
テ高唱サレテ武藤君ト雖モ、甚ダ此點ニ於
テ矛盾ガアルト思フ、武藤君ハ常ニ揚言シテ、
我國ノ政費ガ驚クベキ擴大ヲシテ居ル、宜
シク此政費ノ中カラ三億圓ヲ減ジテ、民衆
ヲ救ハナケレバナラヌト云フ武藤君ノ議論
ガ是デアラ、三億圓ノ政費削減論ヲ持テ居
ル武藤君ガ、コンナモノヲ澤山拵ヘルト云
フコトヲ仰セニナルコトハ、實際論トシテ
甚ダ私ハ宜シクナイト思フ、法律論ヲ別ト
致シマシテモ、實際ニ於テ結果ニ重キヲ置
ク方カラ、武藤君ハ此點ニ對シテ如何ナル
御所見ガアリマス、之ヲ承リナサイ、最後ニ
武藤君ノ仰セニナル事ヲ仰セニナル、私ハ
フ意見ハ申上デマセヌ、議會ニ於テ議事
ヲ進行ヲ多少滑カナラシムル能ハザルモノ
ガアリ、若クハ進行ニ多少妨ガアルモノ
トシマスルナラバ、或ハ近時確信ナキ提案
ガトシ、昨日ノナタカノ提案ニ係ル法律
案ノ御説明ヲ聽クト、政府ノ參考ノ爲ニ此
法律案ヲ提出スル、宜シク確信ヲ以テヤル
ベシ、此法律案ヲ通過シテ、此法律ニ依
テ行政ヲシヤウト云フ確信ヲ持テ御出デナ
サイ、何タル卑怯デアラ、斯ノ如キモノガ議
事ヲ進行ヲ妨ゲル、或ハ能率ノ増進ヲ妨
グルコトノ一原因ヲ爲シマス(拍手)失禮ナ
ガラハ失禮ナガラ殆ド日本ノ憲法——英
米獨ハ知リマセヌ、日本ノ憲法ヲ餘リ御覽
ニナラヌデ提出サレタル如キ進行ヲ多少
妨ゲル虞ガアラウト考ヘマス、ノミナラズ
甚ダ失禮デスカ、私等ハドモ斯ウ云フ確
信ノナキ案デハナイカト思ヒマス、コンナ
モノガ澤山出ルカラ、是ガ進行ヲ妨ゲ、能

率ノ増進ニ害ガアルモノト思ヒマス
○副議長(小泉又次郎君) 武藤君、御答辯
ガアリマス
○武藤山治君 答辯シマス
○副議長(小泉又次郎君) 武藤君
(武藤山治君登壇)
○武藤山治君 只今板野君ノ御質問ハ、憲
法第三十八條ニ抵觸シヤセヌカト云フ御質
問デアラウ考ヘマス、次ニ常設委員會ガ幾
ノシナイト考ヘマス、次ニ常設委員會ガ幾
ノシナイト考ヘマス、併シソレハ意見ノ相違
デアリマス、理由ヲ言ヘト呼フ者アリ
○副議長(小泉又次郎君) 御質問ニ願ヒマス
○武藤山治君(續) 詰リ私ノ解釋ニ依リマ
スレバ、憲法ハ議會ガ繼續委員ヲ設ケテ、
立法事項ヲ審査スルコトヲ云フコトガ、毫モ差
支ナイト云フコトヲ信ズルモノデアリマス、
而シテ次ノ御質問ハ、常置委員ヲ澤山
拵ヘタナラバ、今日ノ經費ガ反對ニ増シハ
セヌカト云フ御質問デアラウト思ヒマス、私
ノ提案ハ常置委員ヲ澤山拵エヤウト云フ意味
デナクシテ、一箇ノ常置委員ヲ、或ハ二十
名ナリ、三十名ナリ、或ハ四十名ナリ任命
シテ置カウト云フデアリマス、其詳細ハ此議
會ノ議事規則ヲ以テ御目ヲ以テ決定モト云
フコトガ書イタルノデアリマス、此點ニ付
キマシテ私ガ板野氏ニ御答ヲシマス、此點
ハ板野氏ハ繼續委員ガ出來レバ、濫リニ經費
ヲ增加ヲ求メテ御考ニナシテ居ルヤウデア
リマス、ケレドモ、ソレハ一ニ繼續委員ニ任
命サレタルニ依リ、ソレハ一ニ繼續委員ニ任
命サレテ此政府ノ財政行政ノ整理緊縮ニ
協力スルノデアリマス、故ニ此點ニ於キマシ
テハ、板野氏ノ誤解デアラウト思フノデア
リマス、他ニ何カアリマシタカ板野君サ
○板野友造君 此席カラ發言ノ御許シヲ願
ヒマス(板野友造君登壇、拍手)
○板野友造君 板野君ハ再び問返スコトヲ甚
ダ遺憾トシマス、今ハ失禮ナガラ答辯ニ
ナシテ居リマセヌ、私ハ是ガ憲法違反ニナ
ラヌカ、私ハ之ヲ何故ナカト云フコト、先
キ質問シタル通り、議會トシテハ政府ガ既ニ
提議シタル法律案、若クハ議員ガ提出シタル
ハ法律案、ソレヲ議會ガ議決スルノダ、所ガ此
ハ法律事項ガ有ルカ無イカ、或ハ改正スル
事ガ有ルカ無イカ、或ハ建議スル、質問ス
ル事ガ有ルカ無イカ、斯ウ云フヤウナ準備
行為ヲ云フデアラ、左様ナ事ハ憲
法ガ許シテ居ラヌ、憲法ハ既ニ適法ニ提出
サレタ——既ニ政府若クハ議員カラ適法ニ

提出サレタ議案ニ對シテ決議權ヲ認メル、其
提出以前ノ行為ハ、衆議院トシテ、若シハ貴
族院トシテ、院トシテ勿論云々衆議院議員、
メテ居ナイノデアラ、勿論云々衆議院議員、
若シハ貴族院議員タル個人ノ各議員ガ、
色々ノ調査ヲ行ハルコト云フコトハ、ソレハ當
然デアラ、議會開會中デアラモ、吾々ハ四
六時中調査ヲ怠ルベカラザルモノデアラ、
ソレハ衆議院議員武藤山治或ハ板野友造ト
シテヤルノデアラ、衆議院若シハ貴族院
トシテ法律ヲ出ス準備行為ヲスルナラド云
フコトハ、我が憲法ハ認メテ居ナイ、我が
憲法ノ認メル所ハ、既ニ適法ニ提出サレタ
法律案、即チ提出後ノモノデアラ、然ルニ
其以前ノ事マデヲ議會トシテ、衆議院トシ
テ、貴族院トシテヤルコト云フコトハ、我
ガ憲法ハ認メザル所デアラト云フコトハ、我
ガ憲法ハ、アナタハドウ思フカ斯ウ云フコト
アル、ソレカラ若シ此案ガ通過シタ時ノ結
果ノ事ニ付テ御考ヘテ願ヒタイ、衆議院ニ
現在アル所ノ懸案ヲ御覽ナサイ、連モ此案
ガ通過タ日ハ、二ツヤ三ツヤ四ツヤ繼續委
員ヲ置イテ満足出來ルモノナラナイ、殊ニ色
色ヲ持テ出ル、サウスルモノナラナイ、殊ニ
ツカノ委員ガ出來ルコトニナル、結果ニ於
テ洵ニ是ハ行政整理ノ趣旨ニ反スル事ニナ
マス、此點ニ付ッドウツ明確ノ御答辯ヲ願
ヒマス(武藤山治君登壇)
○武藤山治君 只今板野君ノ御質問ニ御
答ヲ致シマス、私ノ信ズル所デハ、我が憲
法ハ繼續委員ヲ常置シタ場合ハ、繼續委
員ガ此立法事項ニ付テ調査スル、其準備
行為ハ認メテ居ルト云フコトハ、信ズルモノ
デアリマス、又次ニ私ガ御答シタイノハ、此
繼續委員ヲ設ケル爲ニ國費ヲ増スト云フ
レバ龐大ナル議案其他多數ノ事項ヲ審查ス
ル爲ニ、議會ハ三箇月間ニ於テ繼續委員ヲ
向フノデアリマス、故ニ平時繼續委員ヲ設
ケテ十分調査シテ置キマシタルモノハ、議
會ニ提出サレタル議案ハ、繼續委員ヲ設
ケテ十分調査シタルモノデアリマス、其結果
ハ國家ノ爲ニナルト云フコトハ、其結果私
○田崎信藏君 通告ヲ取消シマス
○田崎信藏君 通告ヲ取消シマス、權能ガ濫
ニ廣汎ニ過グルノ嫌モアリマス、衆議
院ノ權能ヲ發揮スル上ニ於キマシテモ、差
當リ現行ノ法制ヲ以テ足レリト考ヘラレマ
ス、且ツ憲法トノ關係カラ申シマシテモ、
俄ニ本案ノ適法ト改正スルコトヲ不可ナ
リト信ジマス、殊ニ委員ノ手當ノ増加ニ至
リマシテハ、今日適當ノ時機デハアリマセ

ス、政費ノ節減ヲ旨トスベキ折柄、遠慮スベキヲ至當ト信ジマス、仍テ本案ハ即決ヲ以テ決シタルヲ望ミマス(拍手)
○議長(小泉又次郎君) 本案ニ對シ即決否決ノ動議ヲ提出サレタマシタ、本二對決致シマス、本案ノ第二讀會ヲ開クベシトスルノ諸君、起立ヲ求メマス
(賛成者 起立)

○議長(小泉又次郎君) 起立少數、仍テ本案ハ第二讀會ヲ開カザルコトニ決シマシタ

○作問排選君 議事日程變更二開スル緊急會議ヲ提出シマス、即チ先刻議員丹下茂十郎君ヨリ、成規ノ賛成ヲ得テ德川公暗殺陰謀ニ關スル件ノ緊急ノ質問ヲ提出セラレマシタ、此場合特ニ其意見ノ陳述ヲ許サレシコトヲ望ミマス、尙ホ殘餘ノ日程ニ對シテハ、總テ延期セラレシコトヲ望ミマス
○議長(議長ニ連呼スル者アリ) 只今ノ動議ニ御異議アリマセウカ
○議長(小泉又次郎君) 只今ノ動議ニ御異議アリマセウカ
○議長(小泉又次郎君) 御異議ナイト認メマス、仍テ其通り決シマス、丹下茂十郎君

德川公暗殺陰謀ニ關スル緊急質問(丹下茂十郎君提出)
○丹下茂十郎君(續) 私ハ緊急ノ問題ニ付キマシテ、内務大臣及司法大臣ニ質問ヲ致シタマシタ、併ナガラ問題ハ頗ル重要ト問題ト考ヘマス、故ニ暫時御清聴ヲ煩ハシタイト考ヘルノデアリマス、最近新聞紙上ノ傳ハル所ニ依リマスレバ、去ル九日ニ衆議院議長德川公爵ヲ：(衆議院議長ハナイト呼フ者アリ)是ハ訂正シマス、貴族院議員ノ誤リ議長(無迷ウナト呼フ者アリ)宜シイ貴族院議長德川公爵ニ對シマシタ、或ル恐アリキ陰謀事件ガ發覺サレタコト云フコトデナイト呼フ者アリ)マア一寸御待チ下サシ、幸ニシテ此事ガ大事ニ至ラズシテ、所謂未然ニ防遏シ得タコト云フコトハ洵ニ喜バシイ事デアリマス、事件ノ内容ニ付キマシテハ、固ヨリ事豫密中ニ屬シマス、故ニ詳細ニ之ヲ知ルコトハ出來ナイノデアリマスカドレドモ、確ニ事實ニ相違ナイデアラサレタコトガ事實デアルトシマシタナラバ、斯ノ如キ大陸謀ガ此議會ヲ中心トシテ起ラタコト云フコトハ、洵ニ寒心ニ耐ヘナイノデアリマス
○議會中心トハ何ダ、議會中心トハ何事ダト呼フ者アリ)

○丹下茂十郎君(續) 一寸申上デマス、議會中心ト申シマシタノハ、此議會ニ登院セラレントコトスル所ヲ、或ル陰謀ヲ逞シウセンヲシタコトスル所デアリマス、其意味デナリマス、諸君、近時國民ノ思想ガ動モスレバ輕便奇激ニ互リマシテ、忌ハシキ不祥事件ガ屢々發覺スルコトヲ深ク遺憾トスル所デアリマス、今回ノ事件ノ如キモ、頗ル重大ナル事件デアリマス、其他思想ノ動搖惡化ニ依リマシテ、起テ來タ所ノ大小ノ事件ハ、指ヲ加スルニ違ナイノデアリマス、其原因タルヤ、即チ國民思想ノ動搖混亂ニ對シマシタ、或ハ一派ノ煽動ニ基クモノガナイトモ限ラヌト思フデアリマス、此際國民思想ノ善導ヲ云フコトニ付キマス、最モ深甚ナル注意ヲ要スルコト、思フデアリマス(拍手)惟フニ今回ノ出來事モ、思慮淺薄ナル一青年ガ、奇激ナル激越ナル煽動ノ爲ニ動かサレテ、遂ニ斯ノ如キ無分別ノ行爲ニ出デタモノデハナカラウカ、無分ノデアリマス、此ニ於テ吾々ハ大ニ考ヘネバナラヌ事ガアルノデアリマス、近頃階級打破、特權階級打破ト云フヤウナ聲ハ、殊ニ最近起テ參リマス、貴族院ノ改革ト云フヤウナ問題ガ、俗受ノスル場所、當リノスル事情ガ、不祥事件ヲ產出シタ所ノ動機ヲ與ヘタモノデナイカト云フコトヲ疑フデアリマス、(懲戒々々)ソナナ柄デナイト呼ヒ其他發言スル者多シ)マア靜ニ、マア御聽ナサイ

○議長(小泉又次郎君) 靜肅ニ願ヒマス
○丹下茂十郎君(續) 諸君、加藤總理大臣ハ既ニ此議場ニ於キマシテ、貴族院改革ヲ聲明シテ居ラレド、而モ之ヲ此議場デ聲明スルコト云フコトハ、洵ニ無責任デアリマス、洵ニ不謹慎デアリマス、詰リ：(意見ハヨセト呼ヒ其他發言スル者多シ)

○丹下茂十郎君(續) 一寸申上デマス、議會中心ト申シマシタノハ、此議會ニ登院セラレントコトスル所ヲ、或ル陰謀ヲ逞シウセンヲシタコトスル所デアリマス、其意味デナリマス、諸君、近時國民ノ思想ガ動モスレバ輕便奇激ニ互リマシテ、忌ハシキ不祥事件ガ屢々發覺スルコトヲ深ク遺憾トスル所デアリマス、今回ノ事件ノ如キモ、頗ル重大ナル事件デアリマス、其他思想ノ動搖惡化ニ依リマシテ、起テ來タ所ノ大小ノ事件ハ、指ヲ加スルニ違ナイノデアリマス、其原因タルヤ、即チ國民思想ノ動搖混亂ニ對シマシタ、或ハ一派ノ煽動ニ基クモノガナイトモ限ラヌト思フデアリマス、此際國民思想ノ善導ヲ云フコトニ付キマス、最モ深甚ナル注意ヲ要スルコト、思フデアリマス(拍手)惟フニ今回ノ出來事モ、思慮淺薄ナル一青年ガ、奇激ナル激越ナル煽動ノ爲ニ動かサレテ、遂ニ斯ノ如キ無分別ノ行爲ニ出デタモノデハナカラウカ、無分ノデアリマス、此ニ於テ吾々ハ大ニ考ヘネバナラヌ事ガアルノデアリマス、近頃階級打破、特權階級打破ト云フヤウナ聲ハ、殊ニ最近起テ參リマス、貴族院ノ改革ト云フヤウナ問題ガ、俗受ノスル場所、當リノスル事情ガ、不祥事件ヲ產出シタ所ノ動機ヲ與ヘタモノデナイカト云フコトヲ疑フデアリマス、(懲戒々々)ソナナ柄デナイト呼ヒ其他發言スル者多シ)マア靜ニ、マア御聽ナサイ

○議長(小泉又次郎君) 靜肅ニ願ヒマス
○丹下茂十郎君(續) 諸君、加藤總理大臣ハ既ニ此議場ニ於キマシテ、貴族院改革ヲ聲明シテ居ラレド、而モ之ヲ此議場デ聲明スルコト云フコトハ、洵ニ無責任デアリマス、洵ニ不謹慎デアリマス、詰リ：(意見ハヨセト呼ヒ其他發言スル者多シ)

○議長(小泉又次郎君) 靜肅ニ願ヒマス
○丹下茂十郎君(續) 諸君、加藤總理大臣ハ既ニ此議場ニ於キマシテ、貴族院改革ヲ聲明シテ居ラレド、而モ之ヲ此議場デ聲明スルコト云フコトハ、洵ニ無責任デアリマス、洵ニ不謹慎デアリマス、詰リ：(意見ハヨセト呼ヒ其他發言スル者多シ)

○議長(小泉又次郎君) 靜肅ニ願ヒマス
○丹下茂十郎君(續) 諸君、加藤總理大臣ハ既ニ此議場ニ於キマシテ、貴族院改革ヲ聲明シテ居ラレド、而モ之ヲ此議場デ聲明スルコト云フコトハ、洵ニ無責任デアリマス、洵ニ不謹慎デアリマス、詰リ：(意見ハヨセト呼ヒ其他發言スル者多シ)

○議長(小泉又次郎君) 靜肅ニ願ヒマス
○丹下茂十郎君(續) 諸君、加藤總理大臣ハ既ニ此議場ニ於キマシテ、貴族院改革ヲ聲明シテ居ラレド、而モ之ヲ此議場デ聲明スルコト云フコトハ、洵ニ無責任デアリマス、洵ニ不謹慎デアリマス、詰リ：(意見ハヨセト呼ヒ其他發言スル者多シ)

○議長(小泉又次郎君) 靜肅ニ願ヒマス
○丹下茂十郎君(續) 諸君、加藤總理大臣ハ既ニ此議場ニ於キマシテ、貴族院改革ヲ聲明シテ居ラレド、而モ之ヲ此議場デ聲明スルコト云フコトハ、洵ニ無責任デアリマス、洵ニ不謹慎デアリマス、詰リ：(意見ハヨセト呼ヒ其他發言スル者多シ)

○議長(小泉又次郎君) 靜肅ニ願ヒマス
○丹下茂十郎君(續) 諸君、加藤總理大臣ハ既ニ此議場ニ於キマシテ、貴族院改革ヲ聲明シテ居ラレド、而モ之ヲ此議場デ聲明スルコト云フコトハ、洵ニ無責任デアリマス、洵ニ不謹慎デアリマス、詰リ：(意見ハヨセト呼ヒ其他發言スル者多シ)

○議長(小泉又次郎君) 靜肅ニ願ヒマス
○丹下茂十郎君(續) 諸君、加藤總理大臣ハ既ニ此議場ニ於キマシテ、貴族院改革ヲ聲明シテ居ラレド、而モ之ヲ此議場デ聲明スルコト云フコトハ、洵ニ無責任デアリマス、洵ニ不謹慎デアリマス、詰リ：(意見ハヨセト呼ヒ其他發言スル者多シ)

○議長(小泉又次郎君) 靜肅ニ願ヒマス
○丹下茂十郎君(續) 諸君、加藤總理大臣ハ既ニ此議場ニ於キマシテ、貴族院改革ヲ聲明シテ居ラレド、而モ之ヲ此議場デ聲明スルコト云フコトハ、洵ニ無責任デアリマス、洵ニ不謹慎デアリマス、詰リ：(意見ハヨセト呼ヒ其他發言スル者多シ)

○議長(小泉又次郎君) 靜肅ニ願ヒマス
○丹下茂十郎君(續) 諸君、加藤總理大臣ハ既ニ此議場ニ於キマシテ、貴族院改革ヲ聲明シテ居ラレド、而モ之ヲ此議場デ聲明スルコト云フコトハ、洵ニ無責任デアリマス、洵ニ不謹慎デアリマス、詰リ：(意見ハヨセト呼ヒ其他發言スル者多シ)

○議長(小泉又次郎君) 靜肅ニ願ヒマス
○丹下茂十郎君(續) 諸君、加藤總理大臣ハ既ニ此議場ニ於キマシテ、貴族院改革ヲ聲明シテ居ラレド、而モ之ヲ此議場デ聲明スルコト云フコトハ、洵ニ無責任デアリマス、洵ニ不謹慎デアリマス、詰リ：(意見ハヨセト呼ヒ其他發言スル者多シ)

○議長(小泉又次郎君) 靜肅ニ願ヒマス
○丹下茂十郎君(續) 諸君、加藤總理大臣ハ既ニ此議場ニ於キマシテ、貴族院改革ヲ聲明シテ居ラレド、而モ之ヲ此議場デ聲明スルコト云フコトハ、洵ニ無責任デアリマス、洵ニ不謹慎デアリマス、詰リ：(意見ハヨセト呼ヒ其他發言スル者多シ)

○議長(小泉又次郎君) 靜肅ニ願ヒマス
○丹下茂十郎君(續) 諸君、加藤總理大臣ハ既ニ此議場ニ於キマシテ、貴族院改革ヲ聲明シテ居ラレド、而モ之ヲ此議場デ聲明スルコト云フコトハ、洵ニ無責任デアリマス、洵ニ不謹慎デアリマス、詰リ：(意見ハヨセト呼ヒ其他發言スル者多シ)

○議長(小泉又次郎君) 靜肅ニ願ヒマス
○丹下茂十郎君(續) 諸君、加藤總理大臣ハ既ニ此議場ニ於キマシテ、貴族院改革ヲ聲明シテ居ラレド、而モ之ヲ此議場デ聲明スルコト云フコトハ、洵ニ無責任デアリマス、洵ニ不謹慎デアリマス、詰リ：(意見ハヨセト呼ヒ其他發言スル者多シ)

○議長(小泉又次郎君) 靜肅ニ願ヒマス
○丹下茂十郎君(續) 諸君、加藤總理大臣ハ既ニ此議場ニ於キマシテ、貴族院改革ヲ聲明シテ居ラレド、而モ之ヲ此議場デ聲明スルコト云フコトハ、洵ニ無責任デアリマス、洵ニ不謹慎デアリマス、詰リ：(意見ハヨセト呼ヒ其他發言スル者多シ)

○議長(小泉又次郎君) 靜肅ニ願ヒマス
○丹下茂十郎君(續) 諸君、加藤總理大臣ハ既ニ此議場ニ於キマシテ、貴族院改革ヲ聲明シテ居ラレド、而モ之ヲ此議場デ聲明スルコト云フコトハ、洵ニ無責任デアリマス、洵ニ不謹慎デアリマス、詰リ：(意見ハヨセト呼ヒ其他發言スル者多シ)